

泉北環境整備施設組合
一般廃棄物処理施設の立地検討

報 告 書

令和 6 年 11 月

泉北環境整備施設組合

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 第2章 地域の立地特性及び施設整備の方針..... | 2 |
| 2.1 地域の立地特性 | 2 |
| 2.2 施設整備の方針 | 10 |
| 第3章 建設候補地の選定の流れ | 12 |
| 第4章 候補地の列挙 | 15 |
| 第5章 適合評価 | 20 |
| 5.1 適合評価項目及び基準 | 20 |
| 5.2 適合評価結果 | 23 |
| 第6章 地域循環共生圏としての施設利活用の方向性..... | 24 |
| 6.1 脱炭素社会・地域循環共生圏の構築に関わる廃棄物政策の動向..... | 24 |
| 6.2 地域循環共生圏としての施設利活用の方向性の検討 | 25 |
| 第7章 比較評価 | 27 |
| 7.1 比較評価項目及び基準 | 27 |
| 7.2 比較評価結果 | 40 |
| 第8章 地域循環共生圏の構築に向けて..... | 46 |
| 資料1 立地検討委員会の開催経過及び委員..... | 47 |
| 資料2 各候補地の採点結果の根拠 | 48 |

本図書に掲載した地図の一部は、国土地理院発行の電子地形図（タイル）を複製し、情報を追記したものである。

第1章 はじめに

地球温暖化や生態系の破壊といった地球規模での環境問題が深刻化する中、令和2年10月に国は令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言している。このようなカーボンニュートラルの実現に向けた施策については、廃棄物処理の分野においても十分に検討していくことが求められている。

廃棄物処理施策の動向をみると、これまでの国の「循環型社会形成推進基本計画」では、「質」にも着目した循環型社会の形成や、脱炭素社会や自然共生社会との統合的取り組みを中核的な事項として重視して方向性を示しており、加えて令和6年8月に策定された第五次計画では「持続可能な地域と社会づくり」が重点分野として掲げられている。また、国のプラスチック資源循環戦略に基づき「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラスチック資源循環法)が令和4年4月に施行され、廃棄物処理及び資源循環の分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けた法整備も進んできている。

このようなことを踏まえ、廃棄物処理施設の整備にあたっては、廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図る、地域の低炭素化の拠点となることが重要であると考えられる。

泉北環境整備施設組合では、現在運営する一般廃棄物中間処理施設(泉北クリーンセンター)の老朽化が進行していることから、令和3年度において「施設整備総合計画書」を策定し、長寿命化の目標年度を令和15年と定め、令和4~5年度の2か年で延命化工事を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、二酸化炭素の排出抑制に取り組んできた。

併せて、令和16年度以降の新施設の整備に向けた更新事業を進めており、用地選定後の一般廃棄物処理施設の計画・工事期間が10年程度必要であることから、令和3年度において基本構想の策定に着手し、基本的な計画条件、脱炭素化社会・地域循環共生圏の構築に向けた施設の活用策、立地検討手法、施設整備スケジュール等が整理できたことから、今後、国庫補助事業として施設更新を進めていくため、立地検討を行うものとした。

立地検討に際しては、土地利用規制や防災面、立地環境、経済性、施設の利活用など、多面的な視点での評価が求められ、透明性の確保を図りながら適切に進める必要があるため、泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理施設立地検討委員会を設置し、審議を行いながら検討を進めてきた。

本報告書は、これらの経緯を踏まえて実施した建設候補地の検討経緯・検討結果について取りまとめたものである。

第2章 地域の立地特性及び施設整備の方針

2.1 地域の立地特性

2.1.1 組合市の立地特性の概要

1) 地域概況

(1) 自然環境

本組合を構成する泉大津市、和泉市及び高石市（以下、「組合市」という。）の地理・地形特性を表 2-1、標榜を表 2-2、位置図を図 2-1 に示す。

泉大津市及び高石市は臨海部に位置し、市内全域がほぼ平坦である。組合市の中で最も大きな面積を占める和泉市は内陸部に位置し、山地、丘陵地、平野と大きく3つに分かれる。

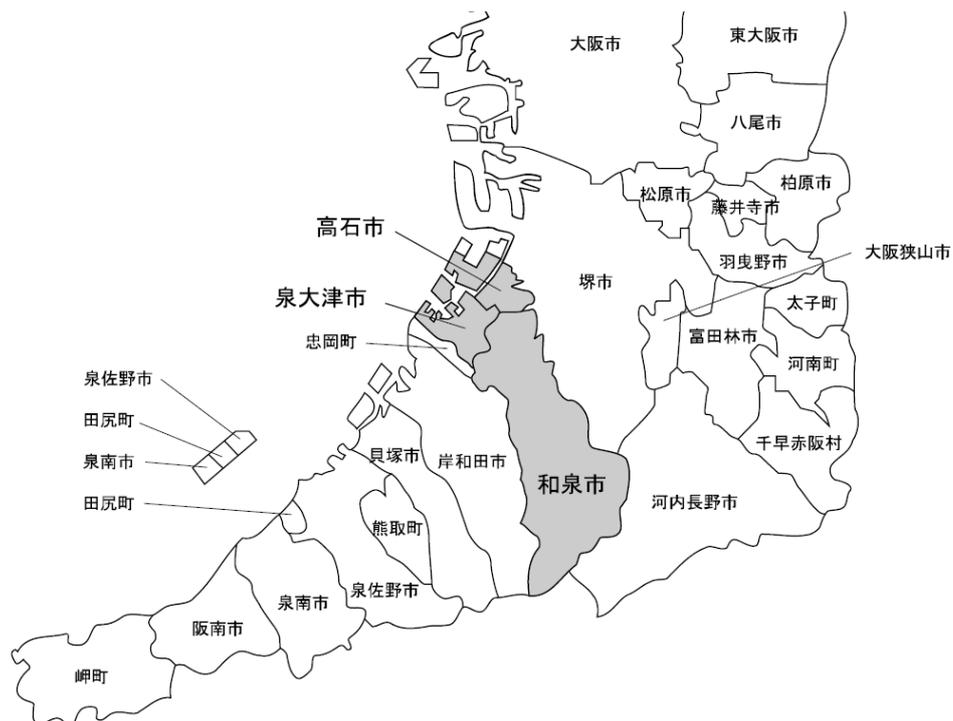
表 2-1 組合市の地理・地形特性

| 市 | 地理・地形特性 |
|------|---|
| 泉大津市 | <p>大阪府の南部に位置し、北部・東部は高石市と和泉市、南部は大津川を境として泉北郡忠岡町と接している。西北部は大阪湾に面し、はるかに六甲山、淡路島を臨み、大阪湾をとりまく臨海都市群を形成している。</p> <p>地形は市内全域がほぼ平坦で、全域が市街化区域になっている。市域の面積は14.33km²であり、東西5.4km、南北5.5kmにわたっている。</p> |
| 和泉市 | <p>大阪府の南部に位置し、大阪都心から約25km、関西国際空港から約20kmの距離にある。市域の面積は84.98km²であり、東西に約7km、南北に約19kmと細長い形状をしている。</p> <p>市全体は、南に和泉山脈の一部を構成する山地、そこから北に向かって丘陵地、平野と大きく3つに分かれている。</p> <p>標高の最も高い所は三国山の885.7mであり、最も低い所はJR阪和線以北の9.2mである。丘陵地から平野に向かって緩やかに傾斜し、槇尾川、松尾川の2つの河川により信太山台地、観音寺台地、摩湯山台地の3つの台地と平野部とに分けられている。</p> <p>また、大野池、光明池、大池、梨本池、谷山池といった主に丘陵部の縁辺部から台地の南北方向にため池が数多くみられる。</p> |
| 高石市 | <p>大阪府の南部に位置し、西は大阪湾、北と東は堺市、南は和泉市及び泉大津市に面している東西約6.1km、南北約4.1km、面積約11.30km²というコンパクトな市域である。</p> <p>市域は、大きく内陸部と臨海部に分かれ、臨海部は約4割が埋立地となっており、山や丘陵等がなく平坦地で、浜寺水路沿いに浜寺公園等の緑空間があり、また内陸部を芦田川や王子川等が流れている。</p> |

表 2-2 組合市の標榜

| 組合市 | 項目 | 面積 (km ²) | 広ぼう | |
|-----|------|--------------------------|---------|---------|
| | | | 東西 (km) | 南北 (km) |
| 組合市 | 組合市 | 110.61 | — | — |
| | 泉大津市 | 14.33 | 5.4 | 5.5 |
| | 和泉市 | 84.98 | 6.9 | 18.8 |
| | 高石市 | 11.30 | 6.1 | 4.1 |

出典：泉大津市文化財調査報告（令和6年3月、泉大津市教育委員会）
 第3次和泉市環境基本計画（令和3年3月、和泉市）
 高石市都市計画マスタープラン（令和4年3月改定、高石市）



出典：「第7次一般廃棄物処理基本計画 資料編」（令和3年3月、泉北環境整備施設組合）

図 2-1 組合市の位置図

(2) 社会環境

組合市の人口・世帯実績を表 2-3、都市計画区域の状況を表 2-4、地目別面積の実績を表 2-5 に示す。

和泉市は都市計画区域の構成割合が低いですが、人口は組合市で最も多い。泉大津市及び高石市の人口は、ほぼ全域が都市計画区域に該当するが、人口は和泉市の半分以下となっている。また、組合市の地目別面積は、宅地の占める割合が最も多い。

表 2-3 平成24～令和3年度の人口・世帯実績

| 項目 | | 年度 | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 人 | 増減数 | | | | | | | | | | |
| 人口 | 組合市 | 人 | | 323,021 | 322,454 | 321,428 | 320,326 | 319,821 | 319,059 | 318,424 | 318,016 | 316,448 | 314,878 |
| | | 増減数 | — | — | -567 | -1,593 | -2,695 | -3,200 | -3,962 | -4,597 | -5,005 | -6,573 | -8,143 |
| | 泉大津市 | 人 | | 76,729 | 76,288 | 75,947 | 75,597 | 75,289 | 75,191 | 74,659 | 74,421 | 74,095 | 73,466 |
| | | 増減数 | — | — | -441 | -782 | -1,132 | -1,440 | -1,538 | -2,070 | -2,308 | -2,634 | -3,263 |
| | 和泉市 | 人 | | 187,108 | 187,279 | 187,166 | 186,601 | 186,370 | 185,936 | 185,890 | 185,790 | 184,813 | 184,185 |
| | | 増減数 | — | — | 171 | 58 | -507 | -738 | -1,172 | -1,218 | -1,318 | -2,295 | -2,923 |
| | 高石市 | 人 | | 59,184 | 58,887 | 58,315 | 58,128 | 58,162 | 57,932 | 57,875 | 57,805 | 57,540 | 57,227 |
| | | 増減数 | — | — | -297 | -869 | -1,056 | -1,022 | -1,252 | -1,309 | -1,379 | -1,644 | -1,957 |
| 世帯数 | 組合市 | 世帯 | | 131,971 | 133,096 | 134,136 | 135,063 | 136,186 | 137,157 | 138,697 | 140,283 | 141,345 | 141,904 |
| | | 増減数 | — | — | 1,125 | 2,165 | 3,092 | 4,215 | 5,186 | 6,726 | 8,312 | 9,374 | 9,933 |
| | 泉大津市 | 世帯 | | 33,186 | 33,359 | 33,519 | 33,608 | 33,784 | 33,987 | 34,284 | 34,600 | 34,899 | 34,938 |
| | | 増減数 | — | — | 173 | 333 | 422 | 598 | 801 | 1,098 | 1,414 | 1,713 | 1,752 |
| | 和泉市 | 世帯 | | 74,092 | 74,921 | 75,771 | 76,396 | 77,122 | 77,809 | 78,823 | 79,885 | 80,526 | 80,900 |
| | | 増減数 | — | — | 829 | 1,679 | 2,304 | 3,030 | 3,717 | 4,731 | 5,793 | 6,434 | 6,808 |
| | 高石市 | 世帯 | | 24,693 | 24,816 | 24,846 | 25,059 | 25,280 | 25,361 | 25,590 | 25,798 | 25,920 | 26,066 |
| | | 増減数 | — | — | 123 | 153 | 366 | 587 | 668 | 897 | 1,105 | 1,227 | 1,373 |
| 世帯規模 | 組合市 | 人/世帯 | | 2.4 | 2.4 | 2.4 | 2.4 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.2 | 2.2 |
| | 泉大津市 | 人/世帯 | | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.2 | 2.2 | 2.2 | 2.2 | 2.2 | 2.1 | 2.1 |
| | 和泉市 | 人/世帯 | | 2.5 | 2.5 | 2.5 | 2.4 | 2.4 | 2.4 | 2.4 | 2.3 | 2.3 | 2.3 |
| | 高石市 | 人/世帯 | | 2.4 | 2.4 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.2 | 2.2 | 2.2 |

注) 増減数：平成 22 年度基準、世帯規模：人口÷世帯数。泉大津市及び和泉市は 3 月 31 日現在、高石市は 1 月 1 日現在。

出典：「泉大津市統計書（令和 4 年度）」（泉大津市 HP）

「統計いずみ（令和 5 年度）」（和泉市 HP）

「高石市統計ニュース」（高石市 HP）

表 2-4 都市計画区域の状況

| 区 分 | 組合市 | | 泉大津市 | | 和泉市 | | 高石市 | |
|--------------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 面積(ha) | 構成割合 | 面積(ha) | 構成割合 | 面積(ha) | 構成割合 | 面積(ha) | 構成割合 |
| 都市計画区域 | 11,059 | 100% | 1,431 | 100% | 8,498 | 100% | 1,130 | 100% |
| 市街化区域 | 5,148 | 47% | 1,431 | 100% | 2,605 | 31% | 1,112 | 98% |
| 用途地域 | 5,142 | 46% | 1,434 | 100% | 2,605 | 31% | 1,102 | 98% |
| 第一種低層住居専用地域 | 480 | 4% | 28 | 2% | 452 | 5% | 0 | 0% |
| 第二種低層住居専用地域 | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 第一種中高層住居専用地域 | 994 | 9% | 143 | 10% | 543 | 6% | 308 | 27% |
| 第二種中高層住居専用地域 | 261 | 2% | 76 | 5% | 91 | 1% | 94 | 8% |
| 第一種住居地域 | 658 | 6% | 105 | 7% | 534 | 6% | 19 | 2% |
| 第二種住居地域 | 366 | 3% | 123 | 9% | 137 | 2% | 107 | 9% |
| 準住居地域 | 71 | 1% | 29 | 2% | 24 | 0% | 19 | 2% |
| 近隣商業地域 | 86 | 1% | 18 | 1% | 30 | 0% | 37 | 3% |
| 商業地域 | 45 | 0% | 8 | 1% | 37 | 0% | 0 | 0% |
| 準工業地域 | 1,513 | 14% | 819 | 57% | 655 | 8% | 39 | 3% |
| 工業地域 | 22 | 0% | 22 | 2% | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 工業専用地域 | 646 | 6% | 63 | 4% | 104 | 1% | 479 | 42% |
| 市街化調整区域 | 5,911 | 53% | 0 | 0% | 5,893 | 69% | 18 | 2% |

注) 令和 4 年 3 月末現在。

出典：「令和 5 年度大阪府統計年鑑」（大阪府 HP）

表 2-5 地目別面積の実績

| 年 地目 | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | |
|---------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 面積(ha) | 構成割合 |
| 田 | 627 | 10% | 618 | 10% | 611 | 10% | 607 | 10% | 600 | 10% |
| 畑 | 571 | 9% | 567 | 9% | 565 | 9% | 563 | 9% | 559 | 9% |
| 宅地 | 3,039 | 48% | 3,063 | 49% | 3,065 | 49% | 3,076 | 49% | 3,089 | 49% |
| 鉄軌道 | 27 | 0% | 27 | 0% | 27 | 0% | 27 | 0% | 27 | 0% |
| 雑種地他 | 2,025 | 32% | 1,967 | 32% | 1,972 | 32% | 1,966 | 32% | 1,973 | 32% |
| 総数 | 6,289 | 100% | 6,242 | 100% | 6,240 | 100% | 6,239 | 100% | 6,248 | 100% |

注) 1 月 1 日現在。

出典：「泉大津市統計書（令和 4 年度）」（泉大津市 HP）

和泉市資料

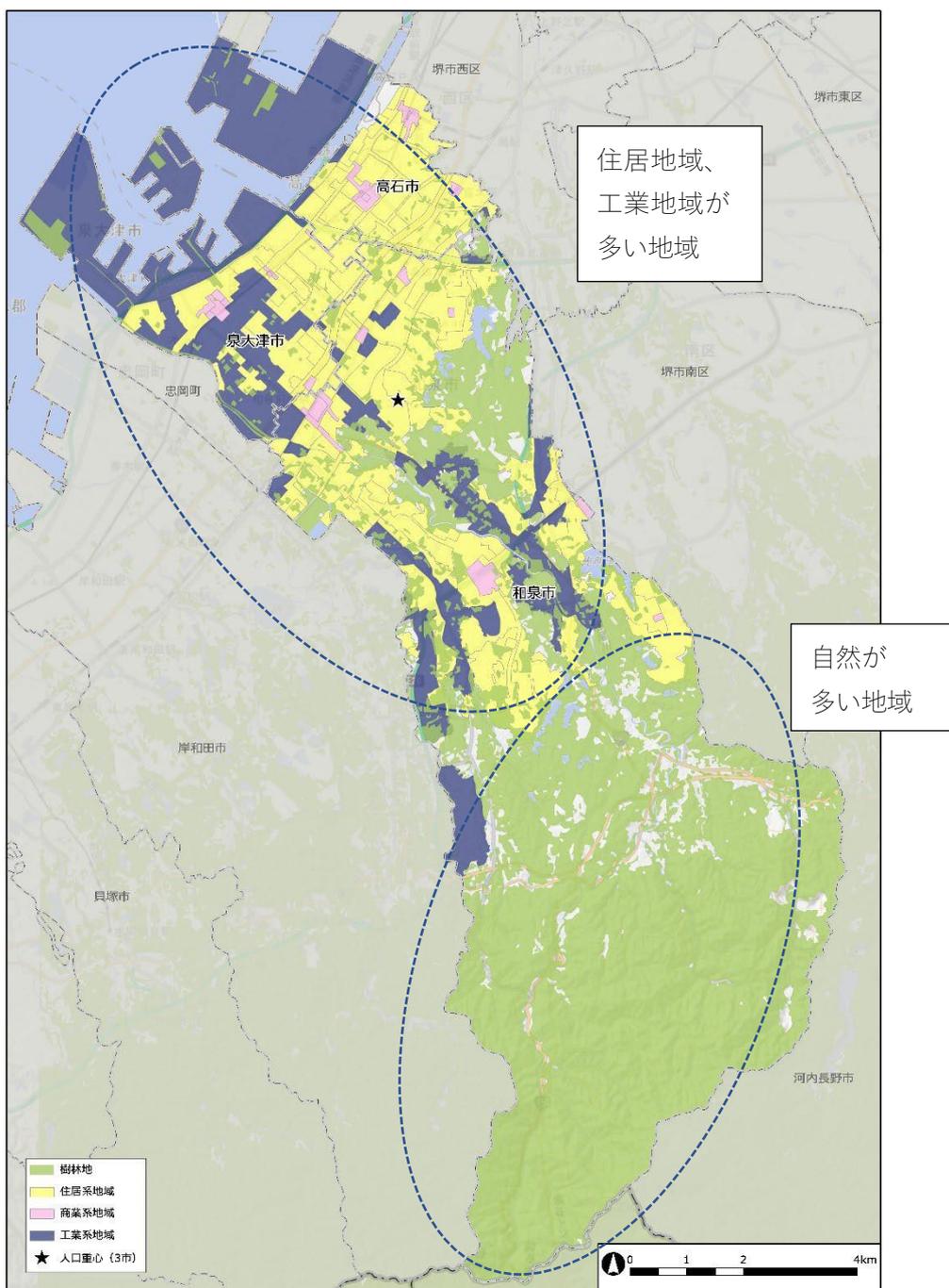
「高石市統計書」（高石市 HP）

2) 組合市の立地特性の概要

組合市の都市計画区域及び樹林地の状況を図 2-2 に示す。

組合市の南東側に樹林地等の自然が豊かな土地が分布し、組合市の北西側に住居地域・工業地域が多いという傾向がある。

また、ごみの発生重心と考えられる人口重心は住居地域・工業地域が多い北西側中央付近に分布する。



注) 「植生図」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)を基に作成。

図 2-2 組合市における工場地、市街地、樹林地等の分布状況

2.1.2 立地特性を踏まえた課題及び将来計画

1) 組合市の立地特性を踏まえた課題

・ 泉大津市

泉大津市は、河川の下流域に位置し、河川の上流部から漂流、漂着したごみが溜まり、海域へも流出しており、河川流域全体でのごみの投棄対策が課題である。また、海洋におけるマイクロプラスチックが地球規模で問題となっていることから、プラスチックごみ削減等の対策が必要となっている。

泉大津市は、市域全体が市街化区域であり、森林や農地が少ないため、2050 ゼロカーボン達成には、地域連携によるオフセットの検討が必要であるとともに、臨海部における民間企業との連携した取り組みも検討が必要となっている。

・ 和泉市

和泉市は、内陸部に位置し、組合市の中で最も大きな面積を占め、南北に細長い地勢であることから、ごみの収集運搬委託料の増加が課題である。また、河川の上流に位置することから、河川流域全体としてのごみの投棄対策は、本市としても対策が必要である。

ごみ収集の観点では、泉大津市及び高石市と比べ、人口減少傾向が最も少なく、当面、人口減少に伴うごみの収集運搬費用の縮減が見込めない状況にある。

和泉市は、中部地域を中心に住宅開発が進んでおり、周辺では大型商業施設や製造業を中心とした多くの企業が立地している。こうした産業・民生部門からの CO₂ 排出を抑えるため、市民、事業者と連携して、太陽光を中心とした再生可能エネルギーやさらなる省エネ設備の普及・促進を図る必要がある。さらに CO₂ の吸収源である南部の森林資源の若返りも大きな課題である。

・ 高石市

高石市は、河川の下流域に位置し、泉大津市と同様にごみの投棄対策や海洋におけるマイクロプラスチック問題、プラスチックごみ削減等の対策が必要となっている。

市域面積の4割が臨海部の埋立地で工業地帯として利用される一方、内陸部は市街地であり、東西で土地の利用形態がまったく異なることが特徴である。

臨海部の工業地帯には、CO₂ 排出量及びエネルギー消費量の大きい企業が多く立地しており、臨海部のカーボンニュートラルが大きな課題である。2050 ゼロカーボン達成には、これらの企業と協力・連携による脱炭素化に向けた取り組みが必要となっている。

以上のように、組合市は、地理的特性として北西部から南東部にかけて約5km×約20kmと細長い形状であり、南東側の和泉市中央部から組合市人口重心までの距離が遠い。また、和泉市は組合市の約6割の人口を占めていること、組合市南東部は山地及び丘陵地が多いことから、和泉市からのごみ収集運搬が課題の一つとなっている。

また、高石市及び泉大津市が位置する組合市北西部の臨海部は、津波・高潮の浸水リスクも懸念される地域であるものの、工業地帯となっており、多くの工場及び事業所が立地する。臨海部の工場及び事業所はエネルギー消費量及びCO₂排出量が多く、事業系ごみの占める割合が高い

ことから、世界的な気候変動や海洋プラスチック等のリスクを踏まえ、企業と連携したカーボンニュートラルやリサイクル等の推進が重要となっている。

なお、組合市の人口重心付近は住居地域となっており、ごみ収集においては効率が良いが、周辺住民への配慮が必要な地域である。

2) 組合市の将来計画

・泉大津市

ごみの排出抑制、再生利用、減量化及び適正処理に努め、持続可能な循環型社会の構築を目指すとともに、エネルギーの地産地消ネットワークの構築や廃棄物処理施設エネルギーの有効活用、新技術の導入などを推進するとともに、J-クレジットや山間部との地域連携を検討する。また、港湾を有していることから、国や大阪府によるブルーカーボンの取り組みに注視し、2050年ゼロカーボンシティを目指す。

・和泉市

和泉市では「環境にやさしい循環型都市の構築」を基本理念として、更なるごみ減量とリサイクルの促進を図り、廃棄物処理施設を中心とした脱炭素社会、地域循環共生圏の実現を目指していく必要がある。また、将来にわたり持続可能な循環型社会が形成されるよう、国や大阪府と連携しながら、2050年を目途に市内の二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを旨とする「ゼロカーボンシティ」への挑戦を令和3年4月1日に表明した。併せて、令和4年度には、「和泉市脱炭素戦略」の策定に着手し、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指す。

・高石市

高石市では、令和3年にゼロカーボンシティ宣言を行い、令和4年には地球温暖化対策実行計画を策定し、区域内の温室効果ガスの排出量を2030年度までに40%以上削減（2013年度比）することを目標に掲げている。さらに、地域脱炭素計画を作成し、具体的な再生可能エネルギーの導入目標を立てるとともに、2050年のゼロカーボンシティの実現に向けた長期の排出削減目標も設定し、計画の精緻化を目指す。

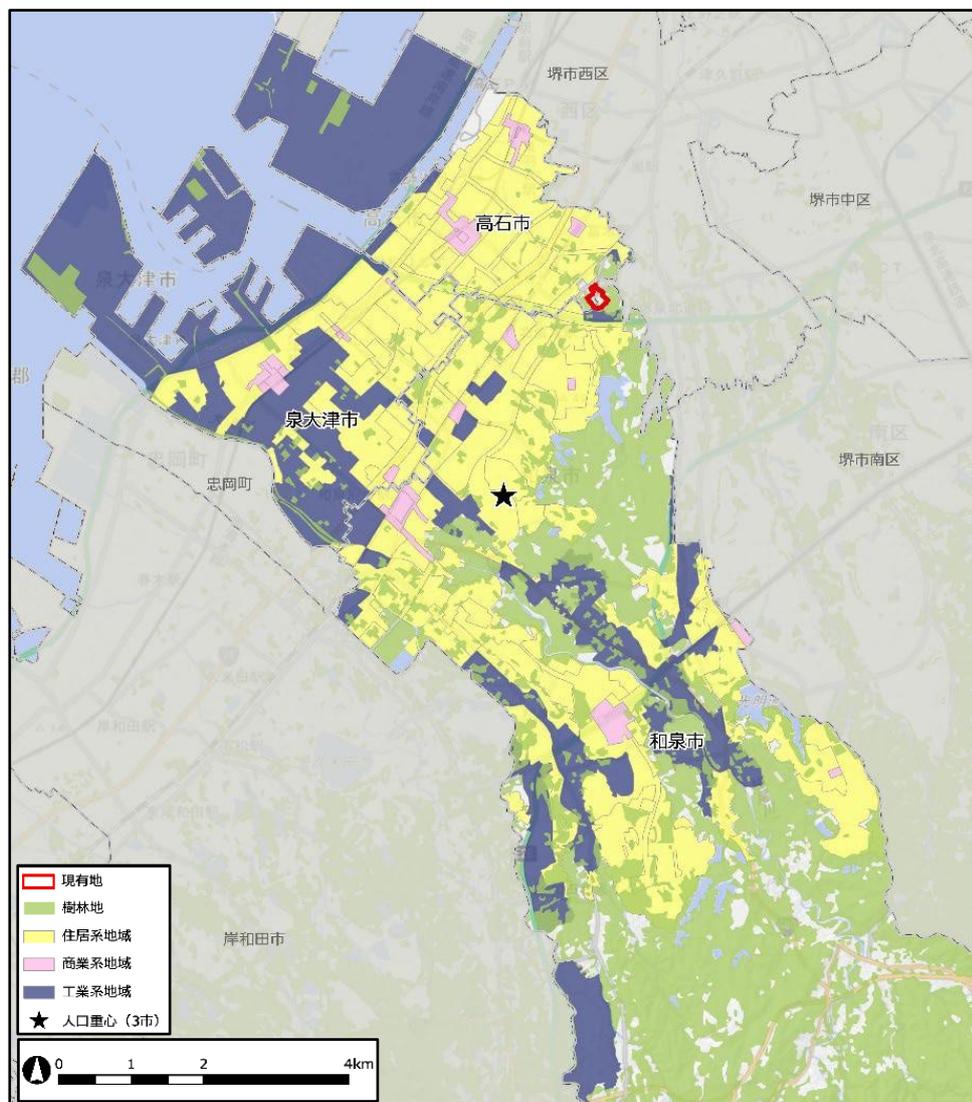
組合市が、将来計画において2050年ゼロカーボンシティの実現を目指していることから、本組合においても、将来の廃棄物処理を通じた地域の脱炭素化に向けた取り組みが重要となっている。

組合市北西部の臨海部は、多くの工場及び事業所があり、カーボンニュートラルやリサイクルのポテンシャルは高く、廃棄物処理施設の熱や電気などの副次的エネルギーや資源などを有効に活用することが、廃棄物処理施設を中心とした脱炭素社会・地域循環共生圏をめざす上で重要となる。

また、組合市のごみ収集運搬に係る課題は、地理的な要因が大きいものとなるため、考慮しなければならない。

組合市の立地特性を踏まえた課題及び将来計画を総合的に勘案し、ごみ収集運搬効率の観点

からは、人口重心付近を有効活用することが重要と考えられるが、住居が近接する可能性が高く、周辺住民への配慮が必要な地域であるとともに設備費・運営費の増加の要因となることも多いことから、必ずしも人口重心近傍であることに限定せず、図 2-3 に示す人口重心付近から現有地（泉北クリーンセンター）を含む組合市北西地域一帯を廃棄物処理及び地域の脱炭素化に向けた取り組みに有効活用することが、組合市の将来計画を検討する上でも重要となる。



注) 「植生図」(環境省自然環境局生物多様性センターHP)を基に作成。

図 2-3 組合市の将来計画を検討する上で重要な地域

2.2 施設整備の方針

2.2.1 施設整備に望ましい立地特性の検討

1) 立地選定に際し考慮すべき特徴

立地選定については、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」（以下「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」という。）及び「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版」に章が設けられており、それらを踏まえると留意すべき事項として主に右記が挙げられる。

このうち①～⑤については、ごみ焼却施設のほか、最終処分場においても共通する内容であるが、⑥以降については、特にごみ焼却施設で留意が必要な事項である。

<立地選定に際し主な考慮すべき事項>

- ①土地利用
- ②地形・地質、防災
- ③生活環境、周辺条件
- ④合意形成
- ⑤経済性
- ⑥収集・運搬
- ⑦施設の利活用（将来計画・土地利用、関連施設）

2) 立地選定に際して特にごみ焼却施設において考慮すべき特徴

(1) 収集・運搬

組合市におけるごみ処理の流れにおいては多くのごみが焼却施設を介して処理・処分されており、ごみ焼却施設は最終処分場と比べて搬入出車両台数が多い傾向がある。また、ごみ焼却施設では一般家庭から排出されたごみを回収し、搬入することから、人口分布（人口重心）との位置関係が重要となり、必要に応じて、収集方式の工夫や収集運搬費低減対策等を検討することが求められる。

なお、本組合では焼却残渣等を松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター（神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場）において埋め立てており、施設の位置は図 2-4 に示すとおりである。神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場には堺基地より海送している。

(2) 施設の利活用（将来計画・土地利用及び関連施設）

施設の利活用（将来計画・土地利用及び関連施設）として、ごみ焼却施設はごみ焼却に伴う余熱を利用した発電、熱利用が可能であり、送電の容易性、施設周辺でのエネルギー利用の容易性について考慮が重要となる。

3) 施設整備に望ましい立地特性の方向性

施設整備においては、安定的なごみ処理が可能な立地環境が最重要となるが、それとともに効率良いごみ収集・運搬ができる立地が求められる。また、通常的一般廃棄物処理施設整備と同様に、用地取得や施工といった観点においては、経済的に優れた立地が望ましい。さらにごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用は、気候変動への対応として必要不可欠である。

そのため、「2.1.2 立地特性を踏まえた課題及び将来計画」に記載の組合市の立地特性等を踏まえると、人口重心付近から現有地（泉北クリーンセンター）を含む組合市北西地域一帯で、カ

ーボンニュートラルやリサイクルの推進可能な地域が施設整備に望ましい立地特性となる。そのような地域で用地取得や施工の観点で経済的に優れた土地が組合市の施設整備に望ましい。

なお、将来を見据えた安定的なごみ処理が可能な立地としては、建替え用地も確保でき、周辺住民等と良好な関係が築ける立地が望ましい。

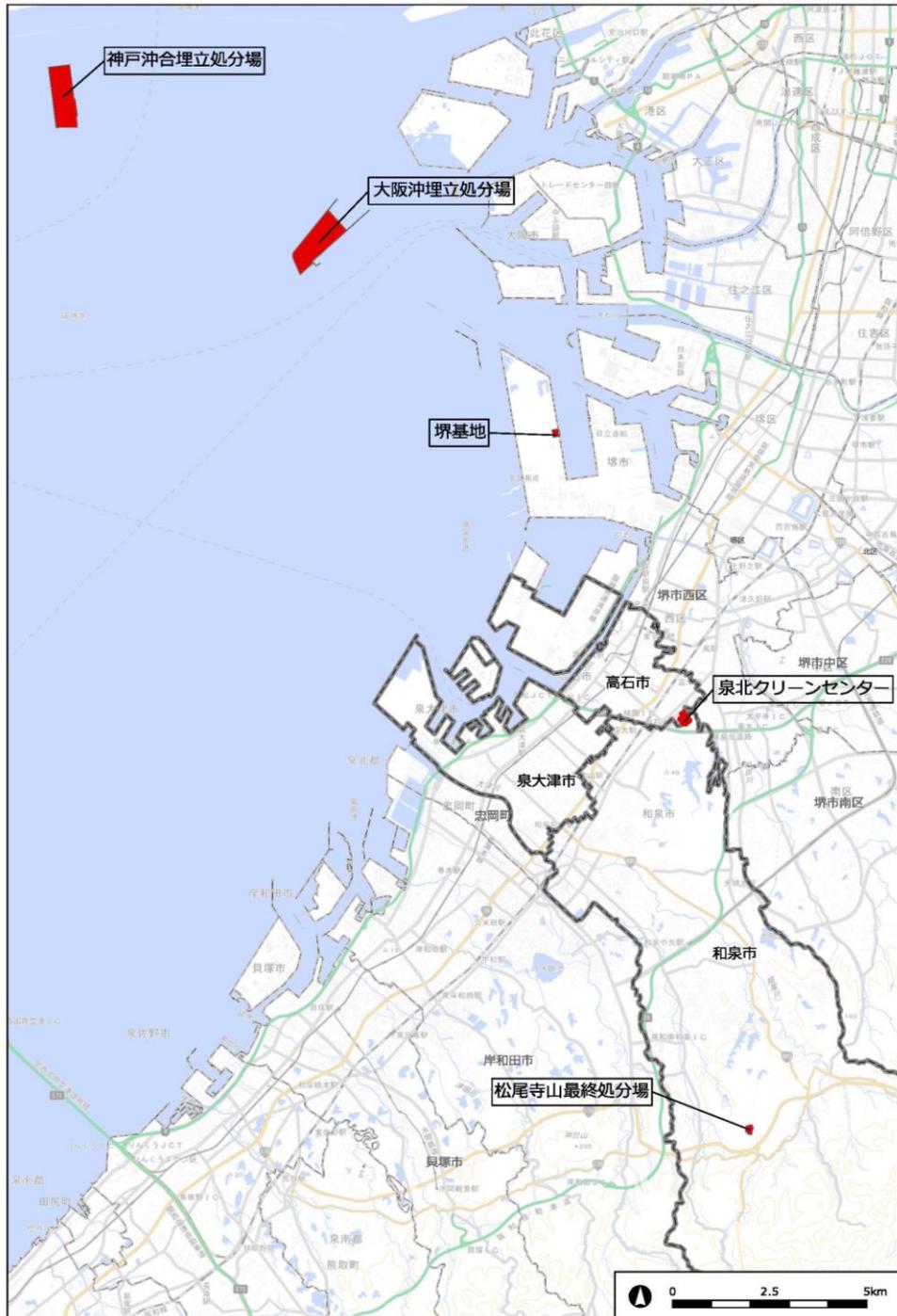


図 2-4 焼却施設（資源化施設併設）及び最終処分場の位置

第3章 建設候補地の選定の流れ

一般廃棄物処理施設の用地選定の基本的な流れは、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」において、図 3-1 のとおり示されている。本事業における用地選定にあたっては、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」における基本的な流れを勘案し、図 3-2 に示す流れで行うこととした。

適合評価にあたっては、面積及び法規制等の観点から施設整備の可否を判断した。

比較評価にあたっては、個々の評価項目については表 3-1 の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に示される評価項目の例を参考とし、大項目（太枠）については評価の観点に含める方針とした。また、令和 4 年度策定の「施設整備基本構想」を踏まえ、防災面、立地環境、経済性（収集運搬を含む。）、施設の利活用（エネルギー利用・脱炭素化を含む。）を主要な評価項目とした。

なお、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に示される比較評価項目の例のうち「9: 関連施設」については、一般的には廃棄物関連施設や資源循環に係る施設の整備状況が評価対象となるが、今回の立地検討にあたっては地域循環共生圏の形成の観点から、施設周辺の工場等の生産拠点（動脈産業）や資源の再利用施設（静脈産業）を含んで整理を行い、地域における「動静脈連携」の構築を見据えた施設整備について検討した。

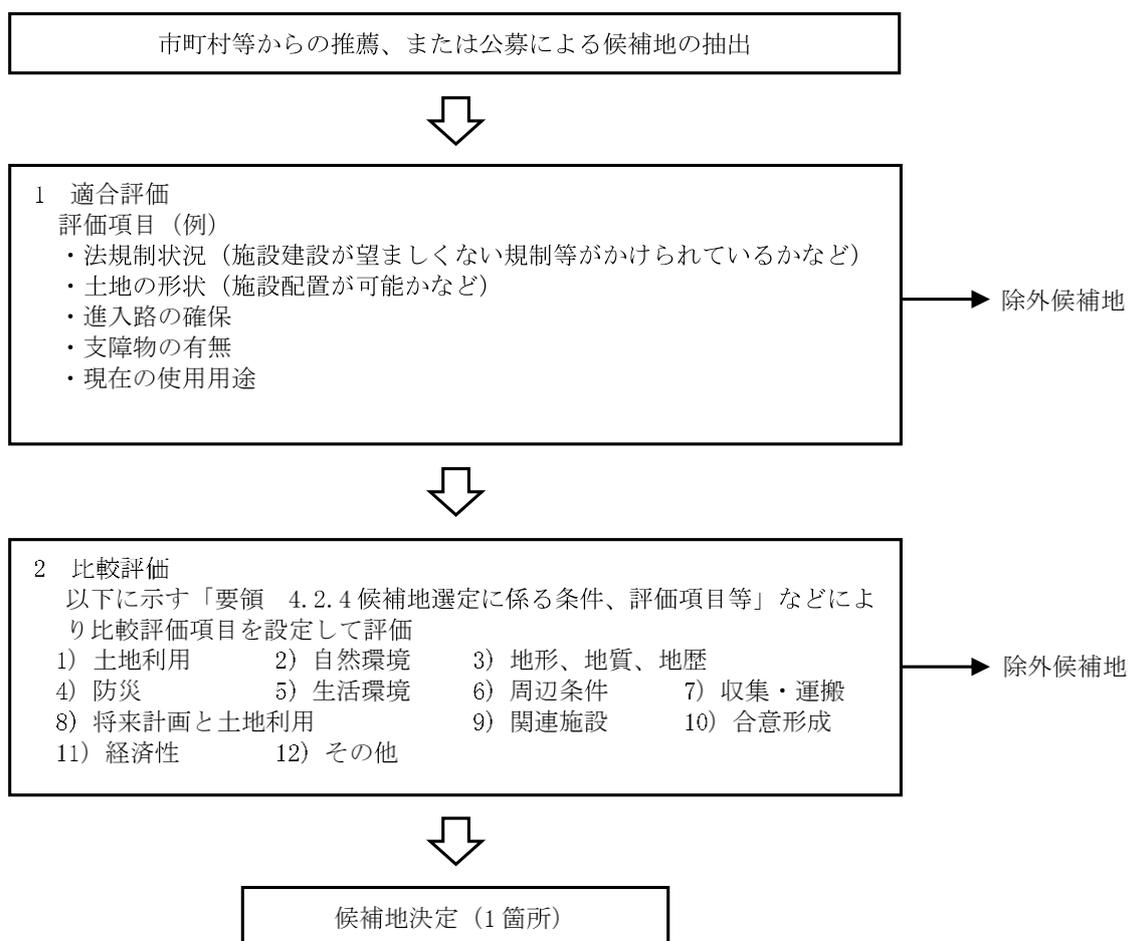


図 3-1 用地選定の主な流れ（市町村等の推薦、公募の場合の例）

資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版」より作成

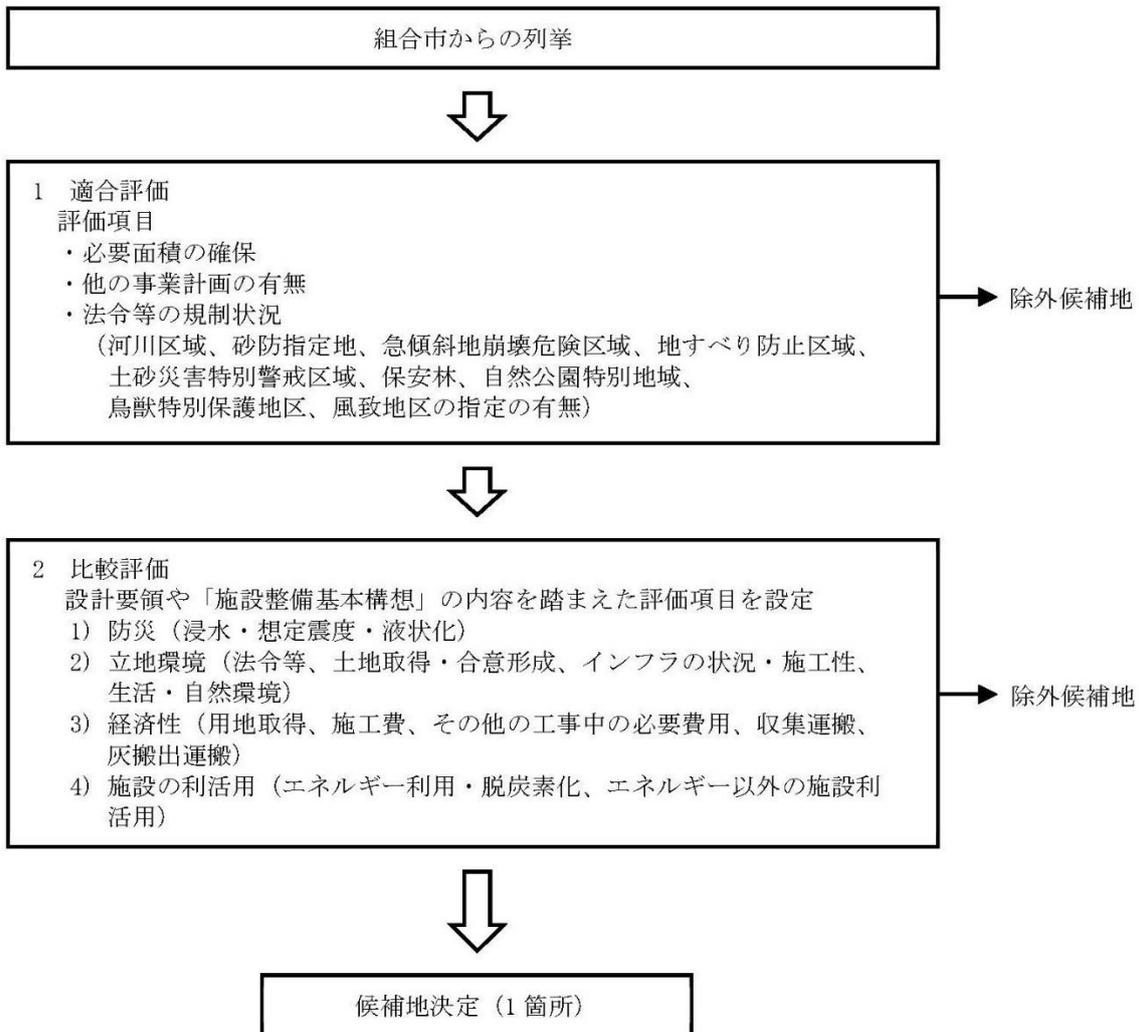


図 3-2 本事業における立地検討の主な流れ

表 3-1 「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に示される評価項目

| | | |
|----|-----------|---|
| 1 | 土地利用 | 1) 土地利用規制、2) 都市計画、3) 保全地区等、4) 現況の土地利用 |
| 2 | 自然環境 | 1) 自然環境保全、2) 水源、放流先、3) 貴重な動植物、4) 二酸化炭素発生量、5) その他特別な環境負荷軽減対策の必要有無 |
| 3 | 地形、地質、地歴 | 1) 地形、2) 地質、3) 地歴 |
| 4 | 防災 | 1) 土砂災害、地すべり、砂防指定地等、2) 活断層、想定震度、3) 浸水想定、浸水被害記録、4) 液状化の可能性、5) その他危険個所の有無 |
| 5 | 生活環境 | 1) 施設との距離（文化・教育・福祉・医療・保健施設）、2) 民家、集落との距離、3) 日照障害、4) 人口密集割合 |
| 6 | 周辺条件 | 1) 騒音・振動・悪臭対策、2) インフラの整備状況（道路、給水、排水、電気、ガス、通信等） |
| 7 | 収集・運搬 | 1) 収集運搬費用、2) 市町村別収集運搬距離・単価（複数の市町村で共同処理を行う場合）、3) 車両集中 |
| 8 | 将来計画と土地利用 | 1) 将来計画、2) 土地利用、3) 地域活性化への貢献 |
| 9 | 関連施設 | 1) 収集車両基地、2) 廃棄物処理等関係施設（不燃・粗大・容器包装リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設、下水処理施設等）、3) 余熱利用施設、その他還元施設 |
| 10 | 合意形成 | 1) 地権者数、2) 必要移転数、3) 地元区の理解度、4) 地権者の理解度、5) 他市町村の距離 |
| 11 | 経済性 | 1) 施設整備費（建築物の建設費）、2) 施設整備費以外の費用（用地取得費、インフラ整備費、造成費、土地改良費（必要により）、その他費用）、3) 維持管理費 |
| 12 | その他 | 1) 景観への影響、2) 観光地への影響、3) 周辺環境への影響、4) 史跡・文化財との関係 |

注) 太枠は、評価の観点に含めた大項目を示す。

第4章 候補地の列挙

本事業における建設候補地は、組合市からの列挙を基に、現有地（泉北クリーンセンター）及び高石市内2箇所の計3箇所とした。

建設候補地の一覧は表4-1に、その位置は図4-1～図4-4に示すとおりである。

表4-1 候補地の一覧

| 候補地 | ①現有地 (泉北クリーンセンター) | ②ENEOS 大阪事業所 跡地 | ③高砂公園 |
|-------------|----------------------|--------------------|----------------------|
| 所在地 | 和泉市舞町 | 高石市高砂2丁目 | 高石市高砂3丁目 |
| 面積 | 約4.2ha | 約7.0ha | 約4.8ha |
| 土地 所有者 | 泉北環境整備施設組合 | ENEOS 株式会社 | 高石市 |
| 現状の 土地利用 | 現クリーンセンターが 稼働 | 製油所跡地 | グラウンド（今後機能 移転を予定） |

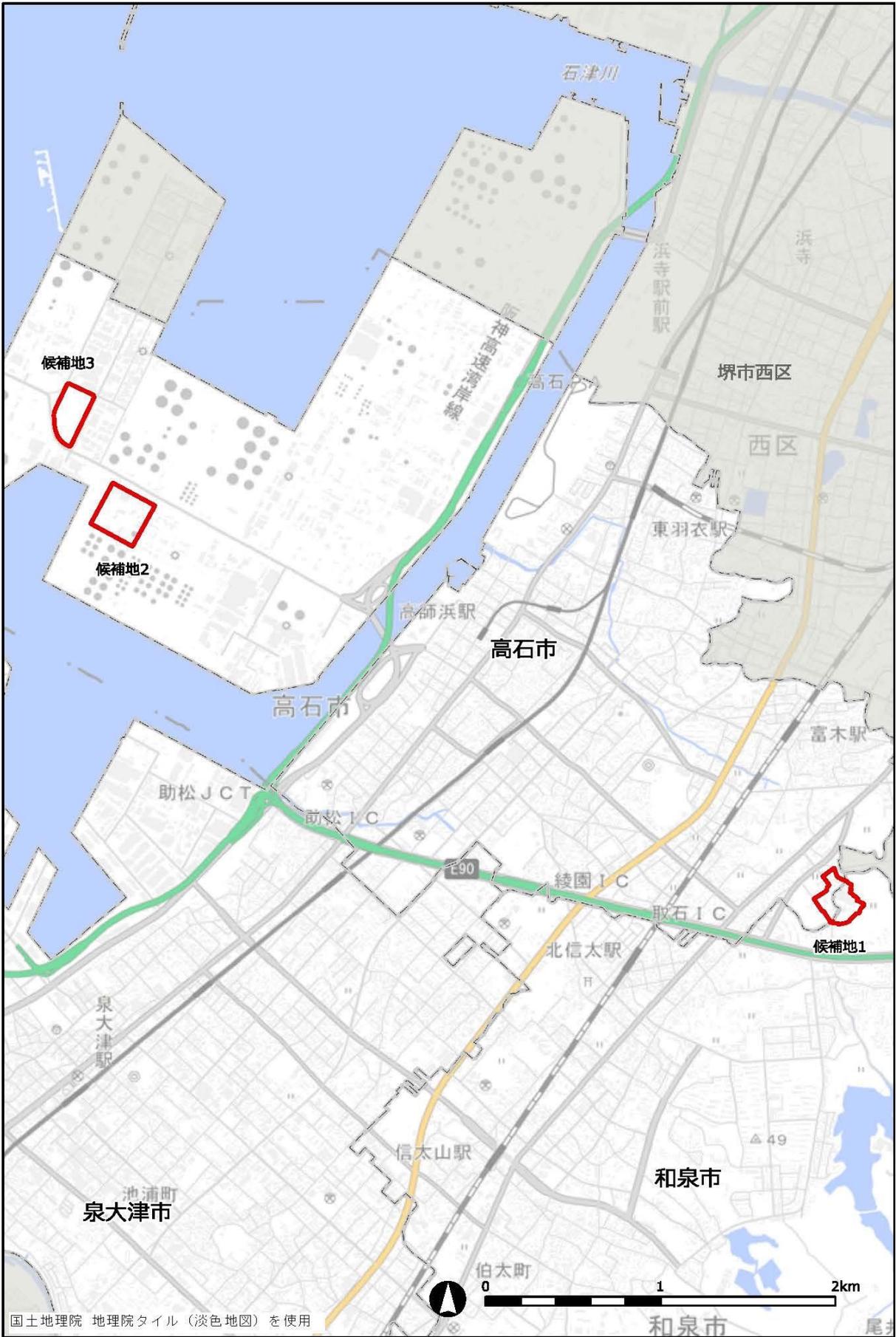


図 4-1 候補地の位置図(広域)

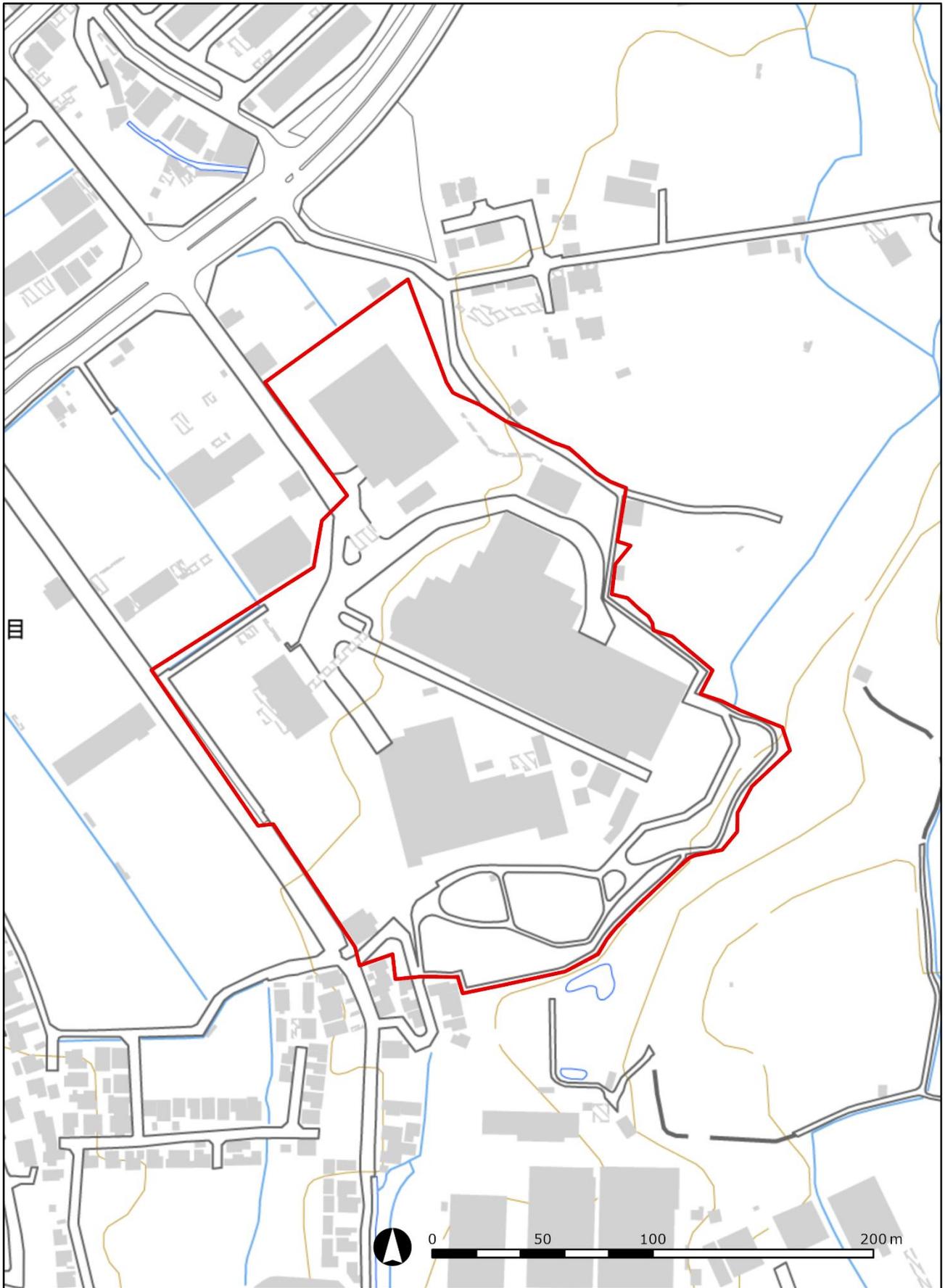


図 4-2 候補地の位置図(詳細：候補地 1(現有地 (泉北クリーンセンター))

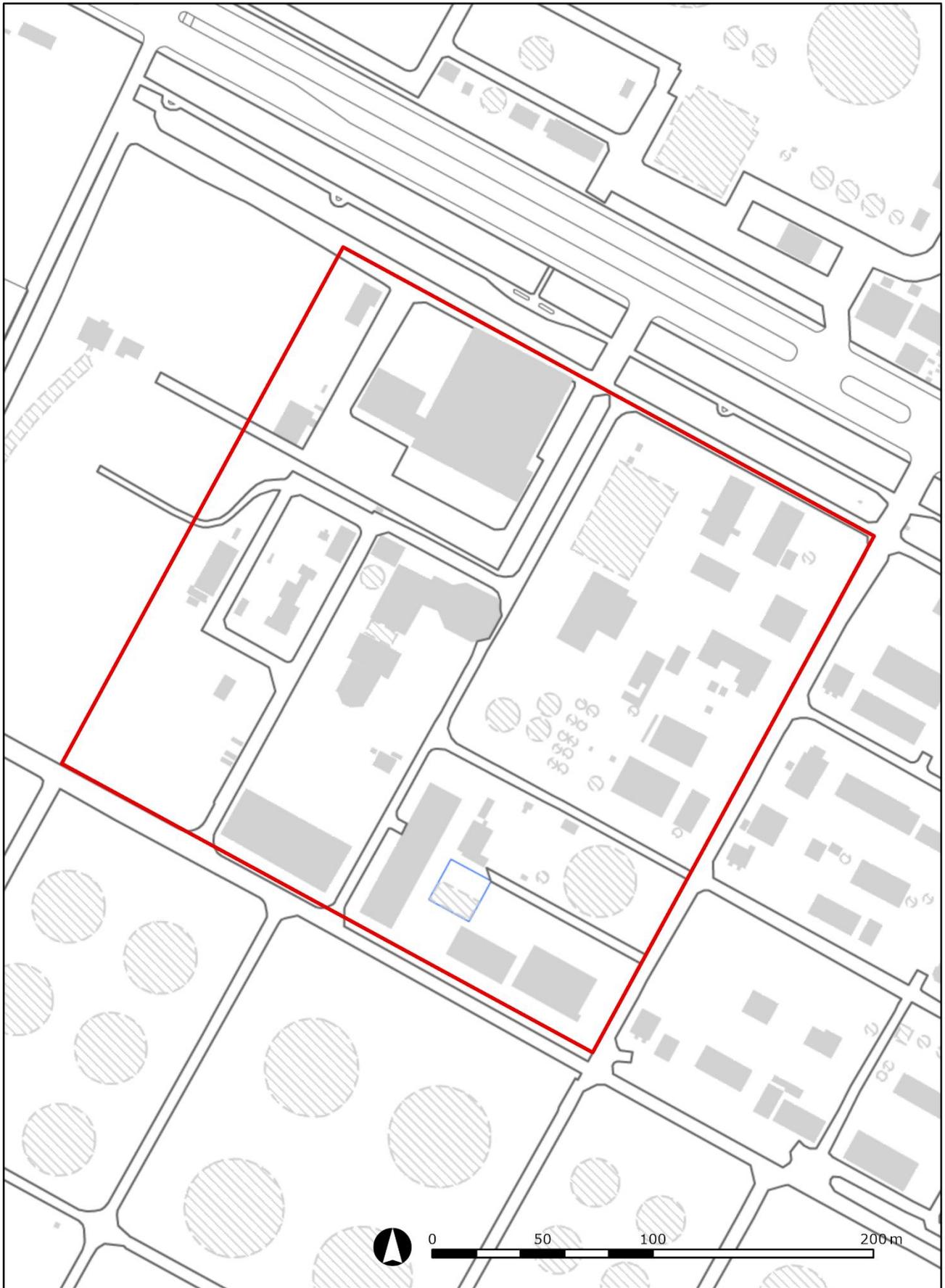


図 4-3 候補地の位置図(詳細：候補地 2(ENEOS 大阪事業所跡地))

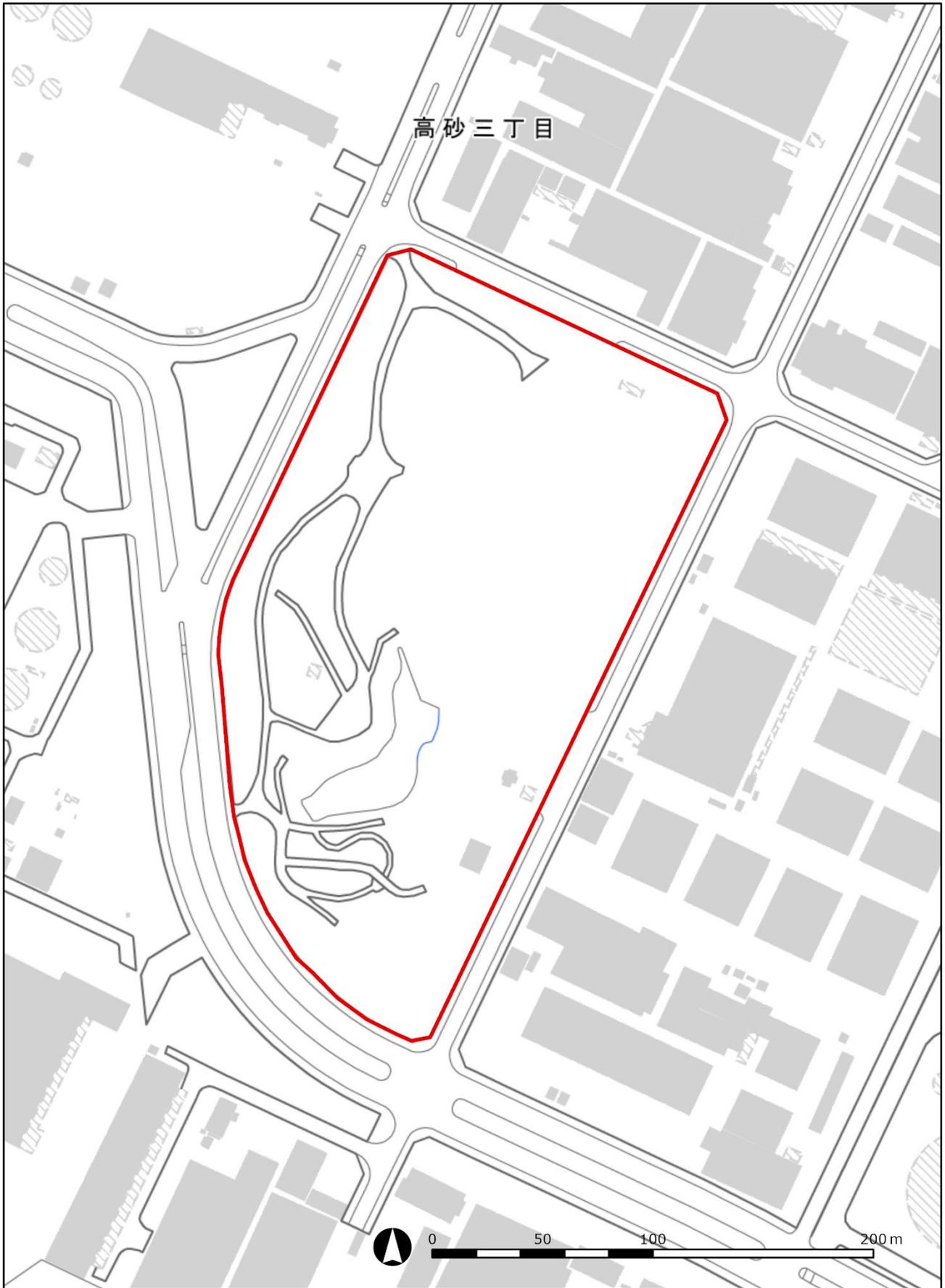


図 4-4 候補地の位置図(詳細：候補地 3(高砂公園))

第5章 適合評価

5.1 適合評価項目及び基準

5.1.1 適合評価項目及び基準

施設整備にあたって最低限必要な条件である適合評価の評価項目について、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」を参考に、表 5-1 に示すとおり設定した。

施設整備にあたって必要な面積や他の事業計画との競合の有無、施設整備に対する法規制の観点から評価項目を整理し、施設整備への適合性を確認した。

表 5-1 適合評価の評価項目及び基準

| 評価項目 | | 選定理由等 | 評価基準 |
|------------|--|--|---|
| 必要面積 | | 施設整備に必要な敷地面積が確保できない場合、本施設整備が困難となるため、適合性の評価項目とした。 なお、現有地については、建替え面積が不足する場合、現有地建替え中のごみ処理費用等を比較評価における経済性の評価に含めた。 | ○：施設建設は可能である。 (施工時において、ごみ処理の外部委託を行う場合は、ごみ処理費要等を経済性で考慮する。) ×：面積要件を満たさない。 |
| 他の事業計画の有無 | | 他の事業の計画が存在する場合、本施設整備との調整が必要であり、本施設整備が困難となる可能性があるため、適合性の評価項目とした。 | ○：他の事業計画はない。 ×：他の事業計画がある。 |
| 法令等 | 河川区域 | 河川区域は、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持するために指定された区域であり、河川区域内においては、土地の占用、工作物の新築等、土地の掘削等の行為は河川管理者の許可が必要となる。区域指定の主旨を勘案すると施設整備には適さないため、適合性の評価項目とした。 | ○：該当しない。 ×：該当する。 |
| | 砂防指定地 | 「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」において工作物の新築等の規制がされており、規制の主旨を勘案すると施設整備には適さないため、適合性の評価項目とした。 | ○：該当しない。 ×：該当する。 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | | ○：該当しない。 ×：該当する。 |
| | 地すべり防止区域 | | ○：該当しない。 ×：該当する。 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」において建物の建築規制がされており、規制の主旨を勘案すると施設整備には適さないため、適合性の評価項目とした。 | ○：該当しない。 ×：該当する。 | |

表 5-1 適合評価の評価項目及び基準（つづき）

| 評価項目 | | 選定理由等 | 評価基準 |
|------|----------|--|---------------------|
| 法令等 | 保安林 | 保安林は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全等のため指定された森林であり、保安林の機能が失われないよう、伐採や土地の形質変更などが制限されており、保安林指定の主旨を勘案すると施設整備には適さないため、適合性の評価項目とした。 | ○：該当しない。 ×：該当する。 |
| | 自然公園特別地域 | 自然公園は、自然と景観を保護するために指定された公園であり、特別地域においては工作物(建築物、車道等)の新築、改築、増築について環境大臣又は知事の許可が必要となる。周辺地域への影響を考慮すると、整備は適さないため、適合性の評価項目とした。 | ○：該当しない。 ×：該当する。 |
| | 鳥獣特別保護地区 | 鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から指定された区域であり、特別保護地区においては、建築物その他の工作物の新築、改築、増築、水面の埋め立て、干拓、木竹の伐採を行うには、知事の許可が必要となる。周辺環境への影響を勘案すると、施設整備には適さないため、適合性の評価項目とした。 | ○：該当しない。 ×：該当する。 |
| | 風致地区 | 風致地区は、良好な自然的景観や都市環境を維持する目的で定められた地域であり、周辺の土地の風致と調和するよう許可制度の規制が行われている。地区指定の主旨及び周辺地域への影響を勘案すると、施設整備には適さないため、適合性の評価項目とした。 | ○：該当しない。 ×：該当する。 |

5.1.2 適合評価に用いた資料

適合評価の実施にあたっては、表 5-2 の資料の収集・整理を行った。

表 5-2 適合評価に用いた資料

| 評価項目 | | 参考資料 |
|-----------|------------|----------------------------------|
| 必要面積 | | 本組合資料を基に整理 |
| 他の事業計画の有無 | | 本組合資料を基に整理 |
| 法令等 | 河川区域 | 地形図を基に整理 |
| | 砂防指定地 | 「国土数値情報 砂防指定地データ」(国土交通省 HP) |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 「国土数値情報 急傾斜地崩壊危険区域データ」(国土交通省 HP) |
| | 地すべり防止区域 | 「国土数値情報 地すべり防止区域データ」(国土交通省 HP) |
| | 土砂災害特別警戒区域 | 「国土数値情報 土砂災害警戒区域データ」(国土交通省 HP) |
| | 保安林 | 「国土数値情報 森林地域データ」(国土交通省 HP) |
| | 自然公園特別地域 | 「国土数値情報 自然公園地域データ」(国土交通省 HP) |
| | 鳥獣特別保護地区 | 「国土数値情報 鳥獣保護区データ」(国土交通省 HP) |
| | 風致地区 | 各市都市計画図を基に整理 |

5.2 適合評価結果

各候補地の適合評価の結果は、表 5-3 に示すとおりである。

いずれの候補地も、候補地としての適合性を有するものと判断された。

表 5-3 適合評価の結果

| 評価項目 | | 候補地 1 (現有地 (泉北クリーンセンター)) | 候補地 2 (ENEOS 大阪事業所跡地) | 候補地 3 (高砂公園) |
|-----------|-------------|--------------------------------|--------------------------|------------------|
| 必要面積 | | ○ 施設建設は可能である。 (現有施設の解体後) | ○ 施設建設は可能である。 | ○ 施設建設は可能である。 |
| 他の事業計画の有無 | | ○ 他の事業計画はない。 | ○ 他の事業計画はない。 | ○ 他の事業計画はない。 |
| 法令等 | 河川区域 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 |
| | 砂防指定地 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 |
| | 地すべり防止区域 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 |
| | 土砂災害特別警戒区域 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 |
| | 保安林 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 |
| | 自然公園特別地域 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 |
| | 鳥獣特別保護地区 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 |
| 風致地区 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 | ○ 該当しない。 | |

第6章 地域循環共生圏としての施設利活用の方向性

6.1 脱炭素社会・地域循環共生圏の構築に関わる廃棄物政策の動向

環境省は、令和2年9月に「地域循環共生圏を踏まえた将来の一般廃棄物処理のあり方について」を公表した。これまで地域において循環型社会の形成に向け積み重ねてきた取り組みをベースとしつつ、脱炭素や自然共生への取り組み、災害対応等の社会課題の同時解決を追求することで、資源循環分野からの地域循環共生圏の創造を推進するとしたもので、「資源循環分野からの地域循環共生圏モデルのイメージ（たたき台）」が示された。

廃棄物処理は、地域産業との連携や他の地域資源と組み合わせた活用によって、地域の課題解決への貢献や地域経済循環の改善を通じて地域の社会経済面を向上させ、結果として地域の脱炭素化、さらには我が国全体としての脱炭素社会の実現に寄与することが求められるとしている。

また、令和3年8月には「廃棄物・資源循環分野における温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」を公表した国の目標である2050年カーボンニュートラルの実現に向けて廃棄物・資源循環分野の目指す方向性、中長期シナリオ、必要となる取り組みと留意点などが示されており、廃棄物の発生を抑制するとともにマテリアル・ケミカルリサイクル等による資源循環と化石資源のバイオマスへの転換を図り、焼却せざるを得ない廃棄物についてはエネルギー回収とCCUSによる炭素回収・利用を徹底し、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることを目指すものとしている。

これらより、「はじめに」にも示したように、廃棄物処理施設の整備にあたっては、廃棄物処理施設の省エネルギー化や電気・熱としての廃棄物エネルギーの効率的な回収を進めるとともに、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程を通じて、地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図る、地域の低炭素化の拠点となることが重要であると考えられる。

6.2 地域循環共生圏としての施設利活用の方向性の検討

本立地検討では、地域循環共生圏の構築の基盤となる施設とするため、候補地毎の特徴を整理のうえ、施設利活用の方向性について検討し、評価を行うこととした。各候補地において考えられる施設の利活用に係る取り組みのポイント（周辺の事業所等、候補地毎の模式図（将来絵姿）、可能性の考えられる取り組み、留意事項等）を表 6-1 に示す。

周辺約 1km 以内の事業所等（大気汚染防止法に基づく届出施設、エネルギー指定管理工場等）は、候補地 1（現有地（泉北クリーンセンター））では 5 事業所、候補地 2（ENEOS 大阪事業所跡地）では 23 事業所、候補地 3（高砂公園）では 14 事業所が存在し、候補地 2 で最も多くなっている。

可能性の考えられる取組としては、すべての候補地に共通する事項として、「プラスチックリサイクル」、「近隣自治体との連携」及び「民間事業者との連携」が考えられる。これらは、各候補地についてプラ資源の循環型素材・化学原料としての活用が見込まれるほか、近隣自治体との広域化や民間事業者との運営連携による施設の利活用の可能性があり、各候補地で取り組みの可能性はある。

一方、候補地 1（現有地（泉北クリーンセンター））における可能性のある取組としては、農地や公共施設が周辺に多数分布していることから、「廃熱や CO₂ の農業利用」、「周辺施設への熱供給」がある。これらより、排熱を活かした地域振興の観点では、他の候補地に比べ有利と考えられる。

また、候補地 2（ENEOS 大阪事業所跡地）及び候補地 3（高砂公園）における可能性のある取り組みとしては、工場や事業所が周辺に多数分布していることから「周辺工場等への熱供給」や「メタンガス利用等」、メタネーション事業との連携を踏まえた「CCUS」がある。これらより、排熱の産業利用やガス製造事業としてのメタンガス活用等の観点では、候補地 1 に比べ有利と考えられる。さらに、候補地 2 については ENEOS 大阪事業所跡地の敷地内に新一般廃棄物処理施設候補地以外のスペースが存在するため、新一般廃棄物処理施設以外の施設利活用に係る取組実施の可能性が高いほか、同一の敷地内であれば公道を横断せずに熱導管や自営線、パイプラインの敷設が可能となるメリットがある。一方、候補地 3 は周辺が公道に囲まれているため、熱導管等の敷設にあたっては、道路管理者の手続きが必要となる。

第 7 章に示す比較評価にあたっては、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に示される防災、生活・自然環境等の立地環境や経済性に加え、上記に示す各候補地における地域循環共生圏のポイントも考慮して行うこととした。

表 6-1 各候補地における地域循環共生圏のポイント

| | 候補地① 現有地（泉北クリーンセンター） | 候補地② ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地③ 高砂公園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|---|---|--------|------------------|--------------------------|--|-----------------|-----------|------------------------------|-------------|--------------------------------|---------------|---------------------------------------|------|--------------|--------------|-------------|--|--------------|--------------|--------------------|------------|----------|-----------------------------|-----------|----------------|-----------|-----------------------------------|--|----------|----|--------|------------------|------------|---------------------------------------|-----------------|-------------|---|---------------|---------------------------------------|------|--------------|----------|------------------------------|--------------|------|--|--|-------------|--|--------------|--------------|--------------------|------------|----------|-----------------------------|-----------|--------------------------------|-----------|---|---|----------|----|--------|------------------|------------|---------------------------------------|-----------------|-------------|--------------------------------|---------------|---------------------------------------|------|--------------|----------|------------------------------|--------------|------|--|--|-------------|--|--------------|--------------|--------------------|------------|----------|-----------------------------|-----------|----------------|-----------|---|
| 1 周辺の事業所等 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく届出施設：5 事業所 ・エネルギー指定管理工場等：無し ・いずれにも該当：無し ・計：5 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく届出施設：15 事業所 ・エネルギー指定管理工場等：16 事業所 ・いずれにも該当：8 事業所 ・計：23 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく届出施設：13 事業所 ・エネルギー指定管理工場等：9 事業所 ・いずれにも該当：8 事業所 ・計：14 事業所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 候補ごとの模式図（将来絵姿） | <p>この図は、候補地①の将来姿を示しています。中心には「廃棄物処理施設」があり、そこから「電気の流れ」（黄色矢印）が周辺施設へ供給されます。また、「熱の流れ」（赤矢印）は農業用ハウスや温室で利用され、「資源の流れ」（緑矢印）はプラスチックリサイクル工場へ送られます。さらに、「加工された素材・マテリアル、製品の流れ」（黒矢印）が地域へ供給されます。近隣自治体との連携も示されています。</p> | <p>この図は、候補地②の将来姿を示しています。中心には「廃棄物処理施設」があり、そこから「電気の流れ」（黄色矢印）が周辺工場等へ供給されます。また、「熱の流れ」（赤矢印）は近隣の工場等に産業利用され、「資源の流れ」（緑矢印）はプラスチックリサイクル工場へ送られます。さらに、「加工された素材・マテリアル、製品の流れ」（黒矢印）が地域へ供給されます。近隣自治体との連携も示されています。</p> | <p>この図は、候補地③の将来姿を示しています。中心には「廃棄物処理施設」があり、そこから「電気の流れ」（黄色矢印）が周辺工場等へ供給されます。また、「熱の流れ」（赤矢印）は近隣の工場等に産業利用され、「資源の流れ」（緑矢印）はプラスチックリサイクル工場へ送られます。さらに、「加工された素材・マテリアル、製品の流れ」（黒矢印）が地域へ供給されます。近隣自治体との連携も示されています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 可能性の考えられる取組 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目との対応</th> <th>取組</th> <th>取組の概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー供給施設（農地）の有無</td> <td>排熱やCO₂の農業利用</td> <td>・排熱を生物育成の加温に活用 ・CO₂供給による光合成の促進（ビニールハウス、高度施設園芸）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他のエネルギー利用の可能性</td> <td>周辺施設への熱供給</td> <td>・施設を地域振興に係る施設として活用（温水プール施設等）</td> </tr> <tr> <td>地域エネルギー供給拠点</td> <td>・廃棄物発電による電気を地域で活用（自治体新電力、自己託送）</td> </tr> <tr> <td>EVパッカー車への電力供給</td> <td>・収集車両をEV化し、廃棄物発電の電力を活用（バッテリー交換ステーション）</td> </tr> <tr> <td>蓄熱輸送</td> <td>・排熱を蓄熱輸送し、活用</td> </tr> <tr> <td>資源循環に係る施設利活用</td> <td>プラスチックリサイクル</td> <td>・プラ資源を循環型素材として活用 ・プラ資源を化学原料として活用（リサイクル工場）</td> </tr> <tr> <td>地域振興に係る施設利活用</td> <td>地域振興に係る施設利活用</td> <td>・施設を地域振興に係る施設として活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の施設の利活用</td> <td>災害時の防災拠点</td> <td>・災害時の復興拠点として活用（安定したエネルギー供給）</td> </tr> <tr> <td>近隣自治体との連携</td> <td>・近隣自治体との広域化の検討</td> </tr> <tr> <td>民間事業者との連携</td> <td>・民間事業者との運営連携（DBO方式など多様な事業運営方式の検討）</td> </tr> </tbody> </table> | 評価項目との対応 | 取組 | 取組の概要等 | エネルギー供給施設（農地）の有無 | 排熱やCO ₂ の農業利用 | ・排熱を生物育成の加温に活用 ・CO ₂ 供給による光合成の促進（ビニールハウス、高度施設園芸） | その他のエネルギー利用の可能性 | 周辺施設への熱供給 | ・施設を地域振興に係る施設として活用（温水プール施設等） | 地域エネルギー供給拠点 | ・廃棄物発電による電気を地域で活用（自治体新電力、自己託送） | EVパッカー車への電力供給 | ・収集車両をEV化し、廃棄物発電の電力を活用（バッテリー交換ステーション） | 蓄熱輸送 | ・排熱を蓄熱輸送し、活用 | 資源循環に係る施設利活用 | プラスチックリサイクル | ・プラ資源を循環型素材として活用 ・プラ資源を化学原料として活用（リサイクル工場） | 地域振興に係る施設利活用 | 地域振興に係る施設利活用 | ・施設を地域振興に係る施設として活用 | その他の施設の利活用 | 災害時の防災拠点 | ・災害時の復興拠点として活用（安定したエネルギー供給） | 近隣自治体との連携 | ・近隣自治体との広域化の検討 | 民間事業者との連携 | ・民間事業者との運営連携（DBO方式など多様な事業運営方式の検討） | <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目との対応</th> <th>取組</th> <th>取組の概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー供給施設（工場）の有無</td> <td>周辺工場等への熱供給</td> <td>・蒸気や温水を近隣の工場等に産業利用（ガス製造事業、プラ製品製造事業など）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他のエネルギー利用の可能性</td> <td>地域エネルギー供給拠点</td> <td>・廃棄物発電による電気を地域で活用（自治体新電力、自己託送、マイクログリッド）</td> </tr> <tr> <td>EVパッカー車への電力供給</td> <td>・収集車両をEV化し、廃棄物発電の電力を活用（バッテリー交換ステーション）</td> </tr> <tr> <td>蓄熱輸送</td> <td>・排熱を蓄熱輸送し、活用</td> </tr> <tr> <td>メタンガス利用等</td> <td>・多様な処理方式によるメタンガス等の活用（ガス製造事業）</td> </tr> <tr> <td>資源循環に係る施設利活用</td> <td>CCUS</td> <td>・CO₂を回収し、燃料等の炭素源として活用（メタネーション事業等との連携）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチックリサイクル</td> <td>・プラ資源を循環型素材として活用 ・プラ資源を化学原料として活用（リサイクル工場、プラ製造業）</td> </tr> <tr> <td>地域振興に係る施設利活用</td> <td>地域振興に係る施設利活用</td> <td>・施設を地域振興に係る施設として活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の施設の利活用</td> <td>災害時の防災拠点</td> <td>・災害時の復興拠点として活用（安定したエネルギー供給）</td> </tr> <tr> <td>近隣自治体との連携</td> <td>・近隣自治体との広域化の検討（将来の広域化の拠点として活用）</td> </tr> <tr> <td>民間事業者との連携</td> <td>・民間事業者との運営連携（DBO方式など多様な事業運営方式の検討） ・民間事業者との共同処理の拠点として活用</td> </tr> </tbody> </table> | 評価項目との対応 | 取組 | 取組の概要等 | エネルギー供給施設（工場）の有無 | 周辺工場等への熱供給 | ・蒸気や温水を近隣の工場等に産業利用（ガス製造事業、プラ製品製造事業など） | その他のエネルギー利用の可能性 | 地域エネルギー供給拠点 | ・廃棄物発電による電気を地域で活用（自治体新電力、自己託送、マイクログリッド） | EVパッカー車への電力供給 | ・収集車両をEV化し、廃棄物発電の電力を活用（バッテリー交換ステーション） | 蓄熱輸送 | ・排熱を蓄熱輸送し、活用 | メタンガス利用等 | ・多様な処理方式によるメタンガス等の活用（ガス製造事業） | 資源循環に係る施設利活用 | CCUS | ・CO ₂ を回収し、燃料等の炭素源として活用（メタネーション事業等との連携） | | プラスチックリサイクル | ・プラ資源を循環型素材として活用 ・プラ資源を化学原料として活用（リサイクル工場、プラ製造業） | 地域振興に係る施設利活用 | 地域振興に係る施設利活用 | ・施設を地域振興に係る施設として活用 | その他の施設の利活用 | 災害時の防災拠点 | ・災害時の復興拠点として活用（安定したエネルギー供給） | 近隣自治体との連携 | ・近隣自治体との広域化の検討（将来の広域化の拠点として活用） | 民間事業者との連携 | ・民間事業者との運営連携（DBO方式など多様な事業運営方式の検討） ・民間事業者との共同処理の拠点として活用 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目との対応</th> <th>取組</th> <th>取組の概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー供給施設（工場）の有無</td> <td>周辺工場等への熱供給</td> <td>・蒸気や温水を近隣の工場等に産業利用（ガス製造事業、プラ製品製造事業など）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他のエネルギー利用の可能性</td> <td>地域エネルギー供給拠点</td> <td>・廃棄物発電による電気を地域で活用（自治体新電力、自己託送）</td> </tr> <tr> <td>EVパッカー車への電力供給</td> <td>・収集車両をEV化し、廃棄物発電の電力を活用（バッテリー交換ステーション）</td> </tr> <tr> <td>蓄熱輸送</td> <td>・排熱を蓄熱輸送し、活用</td> </tr> <tr> <td>メタンガス利用等</td> <td>・多様な処理方式によるメタンガス等の活用（ガス製造事業）</td> </tr> <tr> <td>資源循環に係る施設利活用</td> <td>CCUS</td> <td>・CO₂を回収し、燃料等の炭素源として活用（メタネーション事業等との連携）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>プラスチックリサイクル</td> <td>・プラ資源を循環型素材として活用 ・プラ資源を化学原料として活用（リサイクル工場、プラ製造業）</td> </tr> <tr> <td>地域振興に係る施設利活用</td> <td>地域振興に係る施設利活用</td> <td>・施設を地域振興に係る施設として活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の施設の利活用</td> <td>災害時の防災拠点</td> <td>・災害時の復興拠点として活用（安定したエネルギー供給）</td> </tr> <tr> <td>近隣自治体との連携</td> <td>・近隣自治体との広域化の検討</td> </tr> <tr> <td>民間事業者との連携</td> <td>・民間事業者との運営連携（DBO方式など多様な事業運営方式の検討） ・民間事業者との共同処理の拠点として活用</td> </tr> </tbody> </table> | 評価項目との対応 | 取組 | 取組の概要等 | エネルギー供給施設（工場）の有無 | 周辺工場等への熱供給 | ・蒸気や温水を近隣の工場等に産業利用（ガス製造事業、プラ製品製造事業など） | その他のエネルギー利用の可能性 | 地域エネルギー供給拠点 | ・廃棄物発電による電気を地域で活用（自治体新電力、自己託送） | EVパッカー車への電力供給 | ・収集車両をEV化し、廃棄物発電の電力を活用（バッテリー交換ステーション） | 蓄熱輸送 | ・排熱を蓄熱輸送し、活用 | メタンガス利用等 | ・多様な処理方式によるメタンガス等の活用（ガス製造事業） | 資源循環に係る施設利活用 | CCUS | ・CO ₂ を回収し、燃料等の炭素源として活用（メタネーション事業等との連携） | | プラスチックリサイクル | ・プラ資源を循環型素材として活用 ・プラ資源を化学原料として活用（リサイクル工場、プラ製造業） | 地域振興に係る施設利活用 | 地域振興に係る施設利活用 | ・施設を地域振興に係る施設として活用 | その他の施設の利活用 | 災害時の防災拠点 | ・災害時の復興拠点として活用（安定したエネルギー供給） | 近隣自治体との連携 | ・近隣自治体との広域化の検討 | 民間事業者との連携 | ・民間事業者との運営連携（DBO方式など多様な事業運営方式の検討） ・民間事業者との共同処理の拠点として活用 |
| 評価項目との対応 | 取組 | 取組の概要等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エネルギー供給施設（農地）の有無 | 排熱やCO ₂ の農業利用 | ・排熱を生物育成の加温に活用 ・CO ₂ 供給による光合成の促進（ビニールハウス、高度施設園芸） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他のエネルギー利用の可能性 | 周辺施設への熱供給 | ・施設を地域振興に係る施設として活用（温水プール施設等） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域エネルギー供給拠点 | ・廃棄物発電による電気を地域で活用（自治体新電力、自己託送） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | EVパッカー車への電力供給 | ・収集車両をEV化し、廃棄物発電の電力を活用（バッテリー交換ステーション） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 蓄熱輸送 | ・排熱を蓄熱輸送し、活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資源循環に係る施設利活用 | プラスチックリサイクル | ・プラ資源を循環型素材として活用 ・プラ資源を化学原料として活用（リサイクル工場） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域振興に係る施設利活用 | 地域振興に係る施設利活用 | ・施設を地域振興に係る施設として活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の施設の利活用 | 災害時の防災拠点 | ・災害時の復興拠点として活用（安定したエネルギー供給） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 近隣自治体との連携 | ・近隣自治体との広域化の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 民間事業者との連携 | ・民間事業者との運営連携（DBO方式など多様な事業運営方式の検討） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価項目との対応 | 取組 | 取組の概要等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エネルギー供給施設（工場）の有無 | 周辺工場等への熱供給 | ・蒸気や温水を近隣の工場等に産業利用（ガス製造事業、プラ製品製造事業など） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他のエネルギー利用の可能性 | 地域エネルギー供給拠点 | ・廃棄物発電による電気を地域で活用（自治体新電力、自己託送、マイクログリッド） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | EVパッカー車への電力供給 | ・収集車両をEV化し、廃棄物発電の電力を活用（バッテリー交換ステーション） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 蓄熱輸送 | ・排熱を蓄熱輸送し、活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | メタンガス利用等 | ・多様な処理方式によるメタンガス等の活用（ガス製造事業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資源循環に係る施設利活用 | CCUS | ・CO ₂ を回収し、燃料等の炭素源として活用（メタネーション事業等との連携） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | プラスチックリサイクル | ・プラ資源を循環型素材として活用 ・プラ資源を化学原料として活用（リサイクル工場、プラ製造業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域振興に係る施設利活用 | 地域振興に係る施設利活用 | ・施設を地域振興に係る施設として活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の施設の利活用 | 災害時の防災拠点 | ・災害時の復興拠点として活用（安定したエネルギー供給） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 近隣自治体との連携 | ・近隣自治体との広域化の検討（将来の広域化の拠点として活用） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 民間事業者との連携 | ・民間事業者との運営連携（DBO方式など多様な事業運営方式の検討） ・民間事業者との共同処理の拠点として活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 評価項目との対応 | 取組 | 取組の概要等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| エネルギー供給施設（工場）の有無 | 周辺工場等への熱供給 | ・蒸気や温水を近隣の工場等に産業利用（ガス製造事業、プラ製品製造事業など） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他のエネルギー利用の可能性 | 地域エネルギー供給拠点 | ・廃棄物発電による電気を地域で活用（自治体新電力、自己託送） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | EVパッカー車への電力供給 | ・収集車両をEV化し、廃棄物発電の電力を活用（バッテリー交換ステーション） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 蓄熱輸送 | ・排熱を蓄熱輸送し、活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | メタンガス利用等 | ・多様な処理方式によるメタンガス等の活用（ガス製造事業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資源循環に係る施設利活用 | CCUS | ・CO ₂ を回収し、燃料等の炭素源として活用（メタネーション事業等との連携） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | プラスチックリサイクル | ・プラ資源を循環型素材として活用 ・プラ資源を化学原料として活用（リサイクル工場、プラ製造業） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域振興に係る施設利活用 | 地域振興に係る施設利活用 | ・施設を地域振興に係る施設として活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の施設の利活用 | 災害時の防災拠点 | ・災害時の復興拠点として活用（安定したエネルギー供給） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 近隣自治体との連携 | ・近隣自治体との広域化の検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 民間事業者との連携 | ・民間事業者との運営連携（DBO方式など多様な事業運営方式の検討） ・民間事業者との共同処理の拠点として活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 留意事項等 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地に立地 ・周辺に住宅、農地、公共施設等が存在する立地を踏まえた施設の利活用が望まれる | <ul style="list-style-type: none"> ・工業地域に立地 ・事業所跡地の敷地内に候補地以外のスペースが存在し、施設利活用に係る取組実施の可能性が有る ・敷地内であれば、公道を横断せずに、熱導管、自営線、パイプライン等の敷設の可能性が有る | <ul style="list-style-type: none"> ・工業地域に立地 ・公園敷地は公道に囲まれている ・敷地外の施設に、熱導管、自営線、パイプライン等を敷設する場合は道路を横断するため占用許可等手続きが必要になる | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注）緑色の網掛けは、各候補地の特徴的な取り組みを示す。

第7章 比較評価

7.1 比較評価項目及び基準

7.1.1 比較評価項目

比較評価の項目は、施設整備にあたって、より望ましい候補地を選定するという観点の評価項目とした。評価項目は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」に示される評価項目の例を参考にしつつ、組合市の立地特性および防災、立地環境、経済性、施設の利活用を主要な評価項目として、表 7-1 に示す評価項目を設定した。

なお、施設の利活用については、地域循環共生圏の形成の観点から、廃棄物からのエネルギー・資源回収や動静脈連携を考慮した整理・評価を行った。

表 7-1 比較評価の評価項目

| 評価項目 | | 選定理由等 | |
|------|-------------|-----------|--|
| 防災 | 浸水・想定震度・液状化 | 浸水想定 | 盛土等によって浸水対策が可能であるが、浸水想定が少ない方が災害リスクは低く施設整備に望ましいことから、評価対象とした。 |
| | | 想定震度 | 近年の一般廃棄物処理施設は震度7においても耐震性は十分確保されているが、想定震度は低い方が災害リスクは低く施設整備に望ましいことから、評価対象とした。 |
| | | 液状化指数 | 地盤の液状化の可能性を表す指数（PL値：液状化指数）において、液状化危険度判定区分の最大区分「PL値が15超」においても現在の技術であれば施工可能であるが、液状化の可能性が低い方が施設整備に望ましいことから、評価対象とした。 |
| | | 活断層 | 活断層の位置は、あくまで過去の地震の発生の痕跡であり、再び同場所で起きるという確証はないが、「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針（建設省）」を参考として、ごみ焼却施設及び最終処分場の候補地評価において活断層（起震断層）からの距離300mを指標として用いられることがあることから、本事業においても防災リスクの観点から、評価対象とした。 |
| 立地環境 | 法令等 | 都市計画区域 | 用途地域は、市街地の大枠としての土地利用の用途を定めたものである。国土交通省都市計画運用指針の「廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項」に、廃棄物処理施設は工業系の用途地域の設置が望ましいとされており、その主旨及び周辺地域への影響を勘案すると、住居系用途地域・商業系用途地域への整備は避けることが望ましいため、評価対象とした。 |
| | | 都市施設決定の有無 | 都市施設決定が必要な場合、都市計画決定の手続が必要であるが、該当しない場合は施設整備が容易なため、評価対象とした。 |
| | | 景観計画区域 | 泉大津市・高石市は大阪府景観条例、和泉市は和泉市景観条例に基づく景観計画区域が定められており、景観計画区域に該当する場合、施設整備に支障が生じる場合があることから、景観計画区域への該当の有無及び該当した場合の施設整備への支障の有無を評価対象とした。 |

表 7-1 比較評価の評価項目（つづき）

| 評価項目 | | 選定理由等 | |
|------------------|--|--|--|
| 立地環境 | 法令等 | 農用地区域 | 農用地区域は、地域の農業を振興していくうえでの基盤として農用地等の利用が目的とされた区域である。第一種農地に該当する場合、第一種農地は農業以外の利用への転用が認められていない。農用地区域に該当する場合に必ずしも第一種農地に該当するわけではないが、第一種農地へ該当する可能性があることから、評価対象とした。 |
| | | 地域森林計画民有林 | 地域森林計画民有林に該当する場合、林地開発協議が必要であり、該当しない場合は施設整備が容易となる。そのため、地域森林計画民有林への該当の有無を評価対象とした。 |
| | | 指定文化財 | 指定文化財は、移設及び保存が難しい場合があり、施工時においても配慮が必要となることから、評価対象とした。 |
| | | 埋蔵文化財 | 埋蔵文化財に該当又は隣接する場合は試掘が必要であり、試掘後、発掘調査等が必要となる可能性があることから、評価対象とした。 |
| | 土地取得の容易性・合意形成 | 土地所有者の区分及び用地取得 | 土地が民有地の場合、用地取得が必要となるが、公共用地の場合はその必要がなく土地取得が容易となることから、評価対象とした。 |
| | | 土地所有者の数 | 用地取得の際、地権者との交渉が必要となり、地権者数が多い場合、用地取得が難航する可能性があるが、地権者数が少ない方が用地取得が難航するリスクが低いことから、評価対象とした。 |
| | | 地元自治会の理解度 | 地元自治会の理解が得られていない場合、施設整備及び土地取得に時間を要するおそれがあることから、評価対象とした。 |
| | | 他市町村の距離 | 本施設へ搬入するごみは、組合市のごみであることから、本施設稼働による騒音等の影響を考慮し、他市町村と一定程度の距離がある方が望ましいため、評価対象とした。 |
| | インフラの状況・施工性 | 上水道の整備状況 | ごみ焼却では冷却水等が必要であり、候補地から水道管幹線までの距離が短い方が施設への用水供給が容易であることから、評価対象とした。 |
| | | 下水道の整備状況 | 候補地が下水道計画区域に該当する場合、施設排水を下水道放流することが可能であり、公共用水域へ排水する必要がなく、環境負荷が少ない。また、候補地から下水道計画区域までの距離が短い方が施設整備が容易であることから、評価対象とした。 |
| | | 道路の整備状況 | ごみ搬入を行う場合、ごみ搬入車両等のすれ違いが可能な道路が候補地まで整備されていることが望ましいことから、ごみ搬入車両等のすれ違い可能な道路として幅員 5.5m 以上の整備状況を評価対象とした。 |
| | | 支障物の有無 | 敷地内に支障物がある場合、施設整備に支障が生じるおそれがあることから、評価対象とした。 |
| | | 土地の傾斜 | 急傾斜地（傾斜が 30 度以上）の土地は、造成工事に支障が生じるおそれがあることから、評価対象とした。 |
| | | 土壤汚染の可能性 | 土壤汚染のおそれがある場合、土壤調査及び手続に費用と時間を要することから、土壤汚染の可能性について、評価の対象とした。 |
| 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯 | | 工事車両と既存ごみ搬入車両との交錯がある場合、工事に支障が生じるおそれがあることから、評価の対象とした。 | |
| 施工ヤードの確保 | 工事の際に施工ヤードの確保ができない場合、工事に支障が生じるおそれがあることから、評価の対象とした。 | | |

表 7-1 比較評価の評価項目（つづき）

| 評価項目 | | 選定理由等 |
|------|----------------|--|
| 立地環境 | 教育・医療・福祉施設との距離 | 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の規制基準において、教育施設、福祉施設、医療・保健施設等の特に配慮が必要な施設については厳しい規制基準が設定されており、これらの施設からは距離を取ることが望ましいことから、評価対象とした。 |
| | 住宅までの距離 | 住環境への配慮から、住宅から一定程度の距離を取ることが望ましいことから、評価対象とした。 |
| | 周辺道路の混雑度 | ごみ搬入を行う上で候補地付近の交通量が少なく渋滞の可能性が低い方が円滑なごみ搬入ができることから、評価対象とした。 |
| | 公害規制 | 騒音等の規制は、生活環境に近いほど規制される騒音レベルが厳しく、生活環境から遠いほど規制される騒音レベルは高く設定されており、生活環境への影響は小さく、生活環境の快適性が維持されることから、評価対象とした。なお、振動は騒音の規制区分に基づき設定されており、悪臭は市内で一律の規制値であることから、騒音規制の程度で評価した。 |
| | 特定植物群落 | 環境省「自然環境保全基礎調査」では貴重な植物群落として、特定植物群落が選定されている。貴重な植物群落については改変等の影響は避けることとし、評価対象とした。 |
| | 植生自然度 | 植生区分の植生自然度のうち、植生自然度9以上は自然林が該当する。自然林は移植等の対応が難しいと判断し、改変等の影響を避けることから、評価対象とした。 |
| 経済性 | 用地取得 | 用地取得や施設整備、施設運営にあたっては、経済的に優れた土地が組合市にとって望ましいことから、評価対象とした。 経済性については、イニシャルコスト、ランニングコストの観点で、候補地に差が生じると想定される主要な費用について、概算費用で比較評価を行った。 主要なイニシャルコストは、用地取得及び工事費とした。 主要なランニングコストは、運転・維持補修費のほか、組合市の立地特性の課題を踏まえて、ごみ収集費用及び灰搬出費用とした。 上記のほか、施設の整備パターンの違いによる比較も検討項目として加えるものとした。 |
| | 施工費 | |
| | その他の工事中の必要費用 | |
| | 運転・維持補修費 | |
| | 収集運搬（費用） | |
| | 灰搬出運搬（費用） | |
| | その他の維持管理中の必要費用 | |

表 7-1 比較評価の評価項目（つづき）

| 評価項目 | | 選定理由等 | |
|--------|---------------|----------------------|--|
| 施設の利活用 | エネルギー利活用・脱炭素化 | 送電線までの距離 | <p>施設整備に望ましい立地特性の方向性を踏まえ、ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用は、気候変動への対応として必要不可欠であることから、エネルギーの利活用について、評価対象とした。</p> <p>エネルギーの利活用は、エネルギーの送電、工業利用、農業利用のエネルギー利用について、評価を行いた。</p> |
| | | エネルギー供給施設（工場）の有無 | |
| | | エネルギー供給施設（農地）の有無 | |
| | | その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性 | |
| | エネルギー以外の施設利活用 | 資源循環に係る施設利活用 | <p>施設整備に望ましい立地特性の方向性を踏まえ、ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用とともに、地域循環共生圏の構築の観点で資源循環に係る施設利活用ができると施設の付加価値が高まることから、評価対象とした。</p> <p>なお、地域循環共生圏の形成の観点から、施設周辺の生産拠点（動脈産業）や資源の再利用施設（静脈産業）も考慮し、動静脈連携も見据えた整理・評価を行った。</p> |
| | | 地域振興に係る施設利活用 | <p>一般廃棄物処理施設は地域振興の場となりうることから、環境教育、地元振興に係る施設の利活用ができると施設の付加価値が高まることから、評価の対象とした。</p> |
| | | その他の施設の利活用 | <p>エネルギー、資源循環及び地域振興以外に施設の利活用に係る付加価値がある場合は、その付加価値について評価対象とした。</p> |
| | | 将来の建て替え用地の確保 | <p>新たな施設については、用地確保の手續や都市計画手續が不要となるため、その次の施設用地も確保できていることが望ましい。そのため、将来の建て替え用地の有無について、評価対象とした。</p> |

7.1.2 比較評価の配点及び評価基準

比較評価の配点を表 7-2 に示す。配点については、概ね各大項目で同程度の点数(各約 90 点)とした。ただし、「立地環境」のうち事業の実施にあたって必須となる「土地取得・合意形成」に関しては、各評価項目の配点の比重を高くした。

また、評価基準の考え方を表 7-3 に、各評価項目に適用する評価基準を表 7-4 に示す。相对比较という観点及び評価の位置付けを踏まえて、評価基準が 4 ランクの場合は◎/○/□/△、3 ランクの場合は◎/○/△又は◎/□/△、2 ランクの場合は◎/△での評価とした。

なお、活断層の評価において、高石市内に存在する高石断層(推定活断層)が、評価に影響を与えることが判明したため、その取扱いについて協議した結果、分布範囲に不確実性を有することから、推定活断層を考慮した評価基準(□:推定活断層からの距離が 300m 程度)を設定した。また、候補地 2 及び 3 には、周辺に地元自治会は存在しないが、多数の事業所が存在するため、施設整備への影響を考慮し、協議の結果、特例として周辺事業者の理解度を評価の対象とすることとした。

表 7-2 比較評価の配点

| 評価項目 | | | 配点 | |
|--------|--|---|-------|------|
| 防災 | 浸水・想定震度・液状化 | 浸水想定、想定震度、液状化指数、活断層 | 88 点 | |
| 立地環境 | 法令等 | 都市計画区域、都市施設決定の有無、景観計画区域、農用地区域、地域森林計画民有林、指定文化財、埋蔵文化財 | 63 点 | 87 点 |
| | 生活・自然環境 | 教育・医療・福祉施設との距離、住宅までの距離、周辺道路の混雑度、公害規制、特定植物群落、植生自然度 | | |
| | インフラの状況・施工性 | 上水道の整備状況、下水道の整備状況、道路の整備状況、支障物の有無、土地の傾斜、土壌汚染の可能性、工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯、施工ヤードの確保 | | |
| | 土地取得・合意形成 | 土地所有者の区分及び用地取得、土地所有者の数、地元自治会の理解度、他市町村の距離 | 24 点 | |
| 経済性 | 用地取得、施工費、その他の工事中の必要費用、運転・維持補修費、収集運搬(費用)、灰搬出運搬(費用)、その他の維持管理中の必要費用 | | 90 点 | |
| 施設の利活用 | エネルギー利活用・脱炭素化 | 送電線までの距離、エネルギー供給施設(工場)の有無、エネルギー供給施設(農地)の有無、その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性 | 88 点 | |
| | エネルギー以外の施設利活用 | 資源循環に係る施設利活用、地域振興に係る施設利活用、その他の施設利活用、将来の建て替え用地の確保 | | |
| 合計 | | | 353 点 | |

表 7-3 評価基準の考え方

| 評価基準の考え方 | 評価基準 |
|--|------|
| 施設整備上支障が生じる、あるいは周辺環境に対して影響を及ぼす可能性が極めて小さい | ◎ |
| 施設整備上支障が生じる、あるいは周辺環境に対して影響を及ぼす可能性が小さい | ○ |
| 施設整備上支障が生じる、あるいは周辺環境に対して影響を及ぼす可能性がある | □ |
| 施設整備上支障が生じる、あるいは周辺環境に対して影響を及ぼす可能性が大きい | △ |

表 7-4 比較評価の評価基準及び考え方

| 評価項目 | | 評価基準 | 評価基準の考え方 | |
|------|-------------|--|--|--|
| 防災 | 浸水、想定震度、液状化 | 浸水想定 ◎ (22点) : 浸水なし ○ (15点) : 浸水高さ 0.1~0.5m未満 □ (7点) : 浸水高さ 0.5~3.0m未満 △ (0点) : 浸水高さ 3.0m以上 | 0.1~0.5mはごみ収集等の作業が可能な浸水高さ、0.5~3.0m は一般的な盛土等の対策で対応可能な浸水高さとして評価基準を設定した。 | |
| | | 想定震度 ◎ (22点) : 震度5以下 ○ (15点) : 震度6弱 □ (7点) : 震度6強 △ (0点) : 震度7 | 近年の一般廃棄物処理施設は震度7においても耐震性は十分確保されているが、最大震度である震度7は避けることが望ましい震度として評価基準を設定した。 同様に、震度6強、震度6弱は可能な限り避けることが望ましい震度として評価基準を設定した。 | |
| | | 液状化指数 ◎ (22点) : PL値が0 ○ (15点) : PL値が0~5以下 □ (7点) : PL値が5~15以下 △ (0点) : PL値が15超 | 地盤の液状化の可能性を表す指数 (PL 値: 液状化指数) であり、対策の必要性に係る指標であることから、各指標に基づき評価基準を設定した。 ・ PL 値が0: 液状化の可能性が極めて低い。 ・ PL 値が0~5以下: 液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。 ・ PL 値が5~15以下: 液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要。 ・ PL 値が15超: 液状化の危険度が極めて高く、詳細調査を踏まえた対策検討が必要である。 | |
| | | 活断層 ◎ (22点) : 活断層からの距離が300m以上 □ (11点) : 推定活断層からの距離が300m程度 ^注 △ (0点) : 活断層からの距離が300m以内 | 「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針 (建設省)」を参考として、ごみ焼却施設及び最終処分場の候補地評価において活断層 (起震断層) からの距離300mを指標として用いられることがあり、評価基準として設定した。 | |
| 評価項目 | 立地環境 | 法令等 | 都市計画区域 ◎ (3点) : 工業専用地域 ○ (2点) : 工業系用途地域 (工業専用地域除く) □ (1点) : 都市計画区域外または市街化調整区域 △ (0点) : 上記以外 | 国土交通省都市計画運用指針の「廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項」においては、廃棄物処理施設は工業系の用途地域の設置が望ましいとされている。また、都市計画区域内においては、廃棄物処理施設は都市施設としての指定が必須であり、都市計画区域内における市街化区域においては、積極的に住宅等の整備、市街化を進める地域とされていることから、評価基準を設定した。 |
| | | | 都市施設決定の有無 ◎ (3点) : 都市施設決定が不要である。 △ (0点) : 都市施設決定が必要である。 | 一般廃棄物処理施設は都市計画区域内では都市施設として指定する必要があるため、都市施設決定のために手続き期間等が必要となることから、評価基準として設定した。 |
| | | | 景観計画区域 ◎ (3点) : 景観計画区域に該当しない、または景観計画区域に該当するが施設整備に支障がない。 △ (0点) : 景観計画区域に該当し、施設整備にあたって高さ等の制限がある。 | 泉大津市・高石市は大阪府景観条例、和泉市は和泉市景観条例に基づく景観計画区域が定められており、一般廃棄物処理施設の整備区域が計画区域に該当する場合には施設整備に支障が生じる場合があることから、景観計画区域への該当及び施設整備への支障の有無を評価基準として設定した。 |
| | | | 農用地区域 ◎ (3点) : 農用地区域に該当しない。 □ (1点) : 農用地区域の周縁部に該当する。 △ (0点) : 農用地区域の周縁部以外に該当する。 | 農用地区域は、地域の農業を振興していくうえでの基盤として農用地等の利用が目的とされた区域であり、農用地区域のうち、第一種農地では基本的に農業以外の利用への転用が認められていないことから、評価基準として設定した。 ただし、第一種農地のうちの周縁部に該当する場合は、隣接する土地と一体的に公共性の高い事業等を実施する場合は、農業以外の利用への転用が認められる場合があることから、農用地区域の周縁部の該当の有無も評価基準とした。 |
| | | | 地域森林計画 民有林 ◎ (3点) : 地域森林計画民有林に該当しない。 △ (0点) : 地域森林計画民有林に該当する。 | 地域森林計画民有林に該当する場合は林地開発協議が必要であり、該当しない場合は施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。 |
| | | | 指定文化財 ◎ (3点) : 候補地に指定文化財が該当・隣接しない。 □ (1点) : 候補地が指定文化財に該当しないが、隣接する。 △ (0点) : 候補地内に指定文化財が該当する。 | 該当する場合は移設及び保存が難しいこと、隣接する場合は施工時の配慮が必要となることから、指定文化財の該当及び隣接の有無について評価基準として設定した。 |
| | | | 埋蔵文化財 ◎ (3点) : 候補地に周知の埋蔵文化財が該当・隣接しない。 □ (1点) : 候補地に周知の埋蔵文化財が該当しないが、隣接する。 △ (0点) : 候補地内に周知の埋蔵文化財が該当する。 | 該当又は隣接する場合は試掘後、発掘調査等が必要となる可能性があることから、評価基準として設定した。 |

注) 活断層の評価については、高石市内に存在する高石断層 (推定活断層) の分布範囲に不確実性があることから、立地検討委員会の協議結果を踏まえ、推定活断層を考慮した評価基準を設定した。

表 7-4 比較評価の評価基準及び考え方（つづき）

| 評価項目 | | 評価基準 | 評価基準の考え方 | | |
|------|---------------|------------------------|---|---|---|
| 評価項目 | 土地取得の容易性・合意形成 | 土地所有者の区分及び用地取得 | ◎（6点）：土地が組合の所有する用地であり、用地取得の必要がない。 ○（4点）：土地が公共用地であり、用地取得は必要である。 □（2点）：土地が私有地であり、用地取得は必要である。（所有者の承認を得ている。） △（0点）：土地が私有地であり、用地取得は必要である。（所有者の承認がない。） | 本事業は公共事業であり、土地取得に関しては、公共用地の場合用地取得が容易であることから、評価基準として設定した。 | |
| | | 土地所有者の数 | ◎（6点）：土地所有者が1名（団体）である。 ○（4点）：土地所有者が2～9名（団体）以下である。 □（2点）：土地所有者が10～19名（団体）以下である。 △（0点）：土地所有者が20名（団体）以上である。 | 地権者数が多い場合、用地取得が難航する可能性があることから、評価基準として設定した。 | |
| | | 地元自治会の理解度 ^注 | ◎（6点）：土地所有者、地元自治会の理解が得られている。 △（0点）：土地所有者、地元自治会の理解が得られていない。 | 施設整備を進めるにあたって、土地所有者や地元自治会の理解を得られていない場合、施設整備及び土地取得に時間を要するおそれがあることから、評価基準として設定した。 | |
| | | 他市町村の距離 | ◎（6点）：200m以上 ○（4点）：100m以上200m未満 □（2点）：50m以上100m未満 △（0点）：50m未満 | 本施設稼働による騒音等の影響を考慮し、他市町村と一定程度の距離がある方が望ましいことから、後述する「教育・医療・福祉施設との距離」の考え方に準じ、評価基準として設定した。 | |
| | | 上水道の整備状況 | ◎（3点）：近傍まで上水道が整備されている。 △（0点）：近傍まで上水道が整備されていない。 | 水道管幹線までの距離が短い方が施設への用水供給が容易であることから、評価基準として設定した。 | |
| | | 下水道の整備状況 | ◎（3点）：近傍まで下水道が整備されている。 △（0点）：近傍まで下水道が整備されていない。 | 施設排水を下水道放流することが可能な場合には、公共用水域へ排水する必要がなく、環境負荷が少なくなる。その場合、下水道計画区域に該当する方が施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。 | |
| | 立地環境 | インフラの状況・施工性 | 道路の整備状況 | ◎（3点）：道路（幅員5.5m以上）が近傍まで整備されている。 ○（2点）：道路（幅員5.5m以上）が近傍まで整備される予定がある。 △（0点）：道路（幅員5.5m以上）が近傍まで整備されていない。 | 幅員5.5m以上の道路は、ごみ収集車両のすれ違いが可能な道路であり、幅員5.5m以上の道路が候補地に接道していることが望ましいことから、評価基準として設定した。今後の整備予定も考慮して評価する。 |
| | | | 支障物の有無 | ◎（3点）：支障物がない。 ○（2点）：支障物があるが、施設整備に支障がない。 △（0点）：支障物があり、施設整備に支障がある。 | 整備区域に支障物がない方が施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。 |
| | | | 土地の傾斜 | ◎（3点）：土地の傾斜が概ね5度未満である。 ○（2点）：土地の傾斜が概ね15度未満である。 □（1点）：土地の傾斜が概ね30度未満である。 △（0点）：土地の傾斜が30度以上である。 | 傾斜が30度以上の土地は、急傾斜地と呼ばれる。急傾斜地のうち、崩壊の危険性が高い土地は、工作物の設置の制限がある。また、傾斜が小さな土地では、造成が容易であることから、評価基準として設定した。 |
| | | 土壌汚染の可能性 | ◎（3点）：土壌汚染の可能性が低い ○（2点）：土壌汚染の可能性が高いが、速やかに土壌調査・対策を実施することが可能である。 △（0点）：土壌汚染の可能性が高く、速やかに土壌調査・対策を実施することが難しい可能性がある。 | 土壌汚染の可能性が低い、または速やかに土壌調査・対策を実施することが可能な場合、整備が容易であることから評価基準として設定した。 | |
| | | 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯 | ◎（3点）：工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯がない。 ○（2点）：工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があるが、施設整備に支障がない。 △（0点）：工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があり、施設整備に支障がある。 | 工事車両と既存ごみ搬入車両との交錯があり、工事車両及び既存ごみ搬入車両の安全な走行が確保できない場合、施設整備に支障が生じるおそれがあることから、評価基準として設定した。 | |

注）候補地2及び3には、周辺に地元自治会は存在しないが、多数の事業所が存在するため、施設整備への影響を考慮し、協議の結果、特例として周辺事業者の理解度を評価の対象とすることとした。

表 7-4 比較評価の評価基準及び考え方（つづき）

| 評価項目 | | 評価基準 | 評価基準の考え方 | |
|------|---------|--|--|--|
| 評価項目 | 立地環境 | インフラの状況・施工性 施工ヤードの確保 | <p>◎（3点）：施工ヤードを敷地内に確保可能。</p> <p>○（2点）：施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保の見通しがある。</p> <p>△（0点）：施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保に見通しが立っていない。</p> | <p>工事の際に施工ヤードの確保ができない場合には工事に支障が生じるおそれがあること、また確保可能な場合にはより近傍に確保する方が施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。</p> |
| | | 教育・医療・福祉施設との距離 | <p>◎（3点）：200m 以上</p> <p>○（2点）：100m 以上 200m 未満</p> <p>□（1点）：50m 以上 100m 未満</p> <p>△（0点）：50m 未満</p> | <p>騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の規制基準において、教育施設、福祉施設、医療・保健施設等の特に配慮が必要な施設については周囲 50m では規制基準よりも 5dB 減じる規定があり、これらの施設からは距離を取ることが望ましい。また、環境影響評価における調査地域として 200m 程度の距離が採用されることが多いこと、「廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）においては、騒音の調査範囲として 100m が設定されていることから、評価基準として設定した。</p> |
| | 住宅までの距離 | <p>◎（3点）：200m 以上</p> <p>○（2点）：100m 以上 200m 未満</p> <p>□（1点）：50m 以上 100m 未満</p> <p>△（0点）：50m 未満</p> | <p>住環境への配慮から、住宅から一定程度の距離を取ることが望ましいことから、「教育・医療・福祉施設との距離」の考え方に準じ、評価基準を設定した。</p> | |
| | 生活・自然環境 | 周辺道路の混雑度 | <p>◎（3点）：混雑度が 1.00 未満</p> <p>○（2点）：混雑度が 1.00 以上-1.25 未満</p> <p>□（1点）：混雑度が 1.25 以上-2.00 未満</p> <p>△（0点）：混雑度が 2.00 以上</p> | <p>交通量が少なく渋滞の可能性が低い方が円滑なごみ搬入ができることから、以下の混雑度の指標を参考に評価基準を設定した。</p> <p><参考：混雑度の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1.00 未満：道路が混雑することなく、円滑に走行できる。 ・1.00 以上-1.25 未満：道路が混雑する可能性のある時間帯が 1～2 時間あるものの、何時間も混雑が連続する可能性は小さい。 ・1.25 以上-1.75 未満：ピーク時間帯はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態。 ・1.75 以上-2.00 未満：慢性的混雑状態。昼間 12 時間（7 時～19 時）のうち混雑する時間帯が約 50%に達する。 ・2.00 以上：慢性的混雑状態。昼間 12 時間（7 時～19 時）のうち混雑する時間帯が約 70%に達する。 |
| | 公害規制 | <p>◎（3点）：騒音規制法の規制区域外である。</p> <p>○（2点）：騒音規制値が夜間 60dB である。</p> <p>□（1点）：騒音規制値が夜間 55dB である。</p> <p>△（0点）：騒音規制値が夜間 45dB 以下である。</p> | <p>工場騒音については、生活環境から遠い地域ほど規制される騒音レベルが高く設定されており、当該地域に整備した場合には生活環境への影響が小さく快適性が維持されると考えられることから、評価基準として設定した。</p> <p>なお、振動や騒音の影響の可能性も想定されるが、振動は騒音の規制区分に基づき設定されており、悪臭は市内で一律の規制値であることから、評価基準は騒音についてのみ設定した。</p> | |
| | 特定植物群落 | <p>◎（3点）：特定植物群落に該当及び隣接しない。</p> <p>□（1点）：特定植物群落に該当しないが、隣接する</p> <p>△（0点）：特定植物群落に該当する。</p> | <p>環境省「自然環境保全基礎調査」では貴重な植物群落として、特定植物群落が選定されており、特定植物群落に対する影響を可能な限り回避するため、該当、隣接の有無を評価基準として設定した。</p> | |
| | 植生自然度 | <p>◎（3点）：植生自然度 9 以上に該当及び隣接しない。</p> <p>□（1点）：植生自然度 9 以上に該当しないが、隣接する。</p> <p>△（0点）：植生自然度 9 以上に該当する。</p> | <p>植生区分の植生自然度のうち、植生自然度 9 以上は自然林が該当し、移植等の対応が難しいと判断されることから、評価基準として設定した。</p> | |

表 7-4 比較評価の評価基準及び考え方（つづき）

| 評価項目 | | 評価基準 | 評価基準の考え方 | |
|------|----------------|---|--|--|
| 経済性 | 用地取得 | ◎：費用が相対的に少ない。（満点） △：費用が相対的に多い。（費用小÷費用大×配点） | 用地取得や施設整備、施設運営にあたっては、経済的に優れた土地が組合市にとって望ましいことから、評価対象とする。イニシャルコスト、ランニングコストの観点で、候補地に差が生じると想定される主要な費用について、概算費用で比較評価を行った。 評価の際、特に基準は設定せず、相対比較として評価した。 | |
| | 施工費 | | | |
| | その他の工事中の必要費用 | | | |
| | 運転・維持補修費 | | | |
| | 収集運搬（費用） | | | |
| | 灰搬出運搬（費用） | | | |
| | その他の維持管理中の必要費用 | | | |
| 評価項目 | 施設の利用 | 送電線までの距離 | ◎（11点）：1km以内に特別高圧送電線がある。 △（0点）：1km以内に特別高圧送電線がない。 | 系統電気（特別高圧送電線）からの距離が近い方が容易に施設から接続可能であり、送電もし易いことから評価基準として設定した。 |
| | | エネルギー供給施設（工場）の有無 | ◎（11点）：1km以内の工場（ボイラー施設の届出）のエネルギー需要が非常に大きい。（燃料の燃焼能力（重油換算）合計が340L/h以上） ○（7点）：1km以内の工場（ボイラー施設の届出）のエネルギー需要が大きい。（燃料の燃焼能力（重油換算）合計が170L/h以上340L/h未満）。 □（4点）：1km以内の工場（ボイラー施設の届出）のエネルギー需要がある。（燃料の燃焼能力（重油換算）合計が170L/h未満） △（0点）：1km以内に工場がない。 | 「廃棄物エネルギー利活用高度化マニュアル」（平成29年3月 環境省）では、「1km程度までの範囲で温熱供給されていることが多い。」とされており、動静脈連携の観点から、工場での温熱等の利用の可能性を考慮して、1kmの範囲内の工場のエネルギー需要を評価基準として設定した。 |
| | | エネルギー供給施設（農地）の有無 | ◎（11点）：1km以内に農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要が多く存在する。（面積合計が2ha以上） ○（7点）：1km以内に農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要がある。（面積合計が1ha以上2ha未満） □（4点）：1km以内に農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要がわずかにある。（面積合計が1ha未満） △（0点）：1km以内に農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要がない。 | 「廃棄物エネルギー利活用高度化マニュアル」（平成29年3月 環境省）では、「1km程度までの範囲で温熱供給されていることが多い。」とされており、動静脈連携の観点から、農地での温熱等の利用の可能性を考慮して、1kmの範囲内の農地のエネルギー需要を評価基準として設定した。 |
| | | その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性 | ◎（11点）：その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能であり、特に評価できる。 ○（7点）：その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能である。 △（0点）：その他のエネルギー利用・脱炭素化の利活用は難しい。 | 施設整備に望ましい立地特性の方向性を踏まえ、地域循環共生圏の観点でごみ処理に伴う副次的なエネルギーのうち、上記以外の観点で有効なエネルギー利用ができる場合に評価対象とした。 なお、施設周辺の生産拠点（動脈産業）や資源の再利用施設（静脈産業）を考慮した動静脈連携が可能な場合には、特に評価した。 |
| | | 資源循環に係る施設利活用 | ◎（11点）：資源循環に係る利活用が可能であり、特に評価できる。 ○（7点）：資源循環に係る利活用が可能である。 △（0点）：資源循環に係る施設利活用は難しい。 | 施設整備に望ましい立地特性の方向性を踏まえ、ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用とともに、地域循環共生圏の構築の観点で資源循環に係る施設利活用ができる場合に評価対象とした。 なお、施設周辺の生産拠点（動脈産業）や資源の再利用施設（静脈産業）を考慮した動静脈連携が可能な場合には、特に評価した。 |
| | | 地域振興に係る施設利活用 | ◎（11点）：地域振興の利活用が可能であり、特に評価できる。 ○（7点）：地域振興の利活用が可能である。 △（0点）：地域振興の施設利活用は難しい。 | 一般廃棄物処理施設は地域振興の場となりうることから、環境教育、地元振興に係る施設の利活用ができる場合に評価対象とした。 |
| | | その他の施設の利活用 | ◎（11点）：エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能であり、特に評価できる。 ○（7点）：エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能である。 △（0点）：エネルギー、資源循環及び地域振興以外の施設利活用は難しい。 | エネルギー、資源循環及び地域振興以外に施設の利活用に係る付加価値がある場合に評価対象とした。 |
| | | 将来の建て替え用地の確保 | ◎（11点）：将来の建て替え用地が確保できる。 △（0点）：将来の建て替え用地の確保は難しい。 | 新たな施設については、用地確保の手続や都市計画手続が不要となるため、その次の施設用地も確保できていることが望ましいことから、評価基準とした。 |

7.1.3 比較評価に用いた資料

比較評価の実施にあたっては、表 7-5 の資料の収集・整理を行った。

表 7-5 比較評価に用いた資料

| 評価項目 | | 参考資料 |
|------|-------------|---|
| 防災 | 浸水・想定震度・液状化 | 浸水想定 「泉大津市総合防災マップ」（令和 4 年 3 月、泉大津市危機管理課） 「和泉市防災ガイドマップ」（令和 5 年 3 月、和泉市） 「高石市総合防災マップ」（令和 3 年 6 月、高石市） 「堺市ため池ハザードマップ」（堺市 HP） |
| | | 想定震度 「大阪府震度分布・液状化可能性（平成 25 年 8 月算出）」（大阪府 HP） 「地震被害想定（平成 19 年 3 月算出）報告書」（大阪府 HP） 「和泉市地震ハザードマップ」（和泉市役所都市デザイン部建築・開発指導室） |
| | | 液状化指数 「大阪府震度分布・液状化可能性（平成 25 年 8 月算出）」（大阪府 HP） |
| | | 活断層 「活断層データベース」（国立研究開発法人産業技術総合研究所 HP） 「活断層図（都市圏活断層図）について（大阪西南部（改訂版））」（国土地理院 HP） |
| 立地環境 | 法令等 | 都市計画区域 「国土数値情報 用途地域データ」（国土交通省 HP） |
| | | 都市施設決定の有無 「南部大阪都市計画（泉大津市）」（令和 3 年 3 月、泉大津市） 「和泉市都市計画図」（和泉市） 「高石市全図」（平成 27 年 3 月、高石市） ※都市計画区域に該当する場合は都市施設決定が必要とみなす |
| | | 景観計画区域 「大阪府景観計画」（平成 20 年 10 月（最終変更:平成 24 年 4 月）、大阪府）※ 「和泉市景観計画」（令和 5 年 9 月、和泉市） ※泉大津市、高石市は景観計画未策定であり、大阪府景観計画が適用される |
| | | 農用地区域 「国土数値情報 農業地域データ」（国土交通省 HP） |
| | | 地域森林計画民有林 「国土数値情報 森林地域データ」（国土交通省 HP） |
| | | 指定文化財 「高石市内の指定文化財」（高石市 HP） 「和泉市の指定文化財・登録文化財」（和泉市 HP） 「市内の文化財」（泉大津市 HP） |
| | | 埋蔵文化財 「大阪府地図情報システム（埋蔵文化財）」（大阪府 HP） |

表 7-5 比較評価に用いた資料（つづき）

| 評価項目 | | 参考資料 | |
|------|---------------------|--------------------------|---|
| 立地環境 | 土地取得・合意形成 | 土地所有者 (公共用地) | 組合資料を基に整理 |
| | | 地権者数 | 組合資料を基に整理 |
| | | 地元自治会の 同意の有無 | 聞き取り調査により把握 |
| | | 他市町村の 距離 | 「国土数値情報 行政区域データ」(国土交通省 HP) |
| | インフラの 状況・ 施工性 | 上水道の 整備状況 | 「水道施設等整備計画概要版」(和泉市 HP) 「高石市水道事業ビジョン」(高石市 HP) |
| | | 下水道の 整備状況 | 「和泉市の下水道 下水道計画の概要」(和泉市 HP) 「下水道のしおり」(高石市 HP) |
| | | 道路の 整備状況 | 「数値地図 25000 (オンライン) 堺、岸和田東部」(国土地理院) |
| | | 支障物の 有無 | 組合資料を基に整理 |
| | | 土地の傾斜 | 「基盤地図情報サイト」(国土地理院 HP) |
| | | 土壌汚染の 可能性 | 「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域情報」(大阪府 HP) |
| | | 工事車両と 既存ごみ搬入 車両の交錯 | 組合資料を基に整理 |
| | | 施工ヤード の確保 | 組合資料を基に整理 |
| | 生活・自然環境 | 住宅までの 距離 | 「数値地図 (国土基本情報)」(国土地理院 HP) |
| | | 教育・医療・ 福祉施設 との距離 | 高石市 HP: 「市内の幼稚園・認定こども園・保育所・子育て支援センター等」「学校教育」「高齢者支援」 和泉市 HP: 「保育園・幼稚園関係」「市立学校」「介護保険施設等一覧」 大阪府「府立学校一覧」 一社日本病院会「会員病院一覧」 他 |
| | | 周辺道路の 混雑度 | 「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査(交通量図)」(国土交通省近畿地方整備局 HP) |
| | | 公害規制 | 「工場・事業場の規制について」(大阪府 HP) |
| | | 特定植物 群落 | 「自然環境調査 Web-GIS 特定植物群落」(環境省生物多様性センターHP) |
| | | 植生自然度 | 「自然環境調査 Web-GIS 植生調査」(環境省生物多様性センターHP) |

表 7-5 比較評価に用いた資料（つづき）

| 評価項目 | | 参考資料 | |
|--------|------------------|-------------------------------|--|
| 経済性 | 用地取得 | 「全国地価マップ」（一般財団法人資産評価研究センターHP） | |
| | 施工費 | 組合資料を基に整理 | |
| | その他の工事中の必要費用 | 組合資料を基に整理 | |
| | 運転・維持補修費 | 組合資料を基に整理 | |
| | 収集運搬（費用） | 組合資料を基に整理（組合市による算出） | |
| | 灰搬出運搬（費用） | 組合資料を基に整理 | |
| | その他の維持管理に係わる必要費用 | 組合資料を基に整理 | |
| 施設の利活用 | エネルギー利活用・脱炭素化 | 送電線までの距離 | 「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省 HP） |
| | | エネルギー供給施設（工場）の有無 | 大気汚染防止法に基づく届出がなされた工場を整理 省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場等を整理 |
| | | エネルギー供給施設（農地）の有無 | 「筆ポリゴン公開サイト」（農林水産省 HP）及び航空写真を基に整理 |
| | | その他のエネルギー利用の可能性 | 委員採点により評価 |
| | エネルギー以外の施設利活用 | 資源循環に係る施設利活用 | 委員採点により評価 |
| | | 地域振興に係る施設利活用 | 委員採点により評価 |
| | | その他の施設利活用 | 委員採点により評価 |
| | | 将来の建て替え用地の確保 | 組合資料を基に整理 |

7.2 比較評価結果

各候補地の比較評価の結果は表 7-6 に、採点結果の詳細は表 7-7 に示すとおりである。

評価の結果、候補地 2（ENEOS 大阪事業所跡地）の評価点が最も高く、次期一般廃棄物処理施設の用地としてより望ましいと考えられる。当該候補地は高石市高砂 2 丁目の製油所跡地に位置するため、合意形成の対象となる周辺住民は存在せず、土地取得の容易性・合意形成の面において他の候補地に比べ優位と考えられる。ただし、周辺事業所への聞き取り調査の結果、当候補地での新一般廃棄物処理施設の整備に賛同しない意見は存在しなかったものの、当候補地において施設整備を進める場合には、騒音、悪臭、交通渋滞などの環境負荷を軽減するための対策が求められる。

一方、候補地 2 は、面積に余裕があるとともに、周辺（約 1km 圏内）に多数の事業所が存在し周辺工場等への熱供給の点で有利であるほか、メタンガス利用等や CCUS の取組の可能性も有しており、施設の利活用（エネルギー利活用・脱炭素化、エネルギー以外の施設利活用）の観点で優位性があるため、施設の整備と並行し、新たな施設の利活用に向けた拡張も視野に入れた取り組みが望まれる。

また、将来の建替え用地の確保が可能であることから、将来的な経費の削減に寄与できるものとする。ただし、現資源化センター（平成 28 年度竣工）は、まだ竣工から 8 年しか経過しておらず、管理棟（平成 16 年度竣工）についても、竣工から 20 年しか経過していない。そのため、現資源化センターや管理棟の有効活用は、建設費や収集運搬費用の抑制にもつながることから、今後の検討が必要である。

なお、今後の具体的な施設計画の検討にあたっては、少子高齢化や人口減少社会の進展に伴う将来的なごみ量の減少、民間廃棄物処理施設の活用を考慮し、組合市の財政状況を踏まえた適正な用地・施設規模となるよう、引き続き精査を行っていくことが必要と考える。

表 7-6 比較評価の結果

| 評価項目 | | | 配点 | 各候補地の採点結果 | | |
|--------|--|---|-------|-----------|-------|-------|
| | | | | 候補地 1 | 候補地 2 | 候補地 3 |
| 防災 | 浸水・想定震度・液状化 | 浸水想定、想定震度、液状化指数、活断層 | 88 点 | 21 点 | 25 点 | 36 点 |
| 立地環境 | 法令等 | 都市計画区域、都市施設決定の有無、景観計画区域、農用地区域、地域森林計画民有林、指定文化財、埋蔵文化財 | 21 点 | 13 点 | 15 点 | 12 点 |
| | 土地取得・合意形成 | 土地所有者の区分及び用地取得、土地所有者の数、地元自治会の理解度、他市町村の距離 | 24 点 | 12 点 | 20 点 | 16 点 |
| | インフラの状況・施工性 | 上水道の整備状況、下水道の整備状況、道路の整備状況、支障物の有無、土地の傾斜、土壤汚染の可能性、工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯、施工ヤードの確保 | 24 点 | 20 点 | 19 点 | 20 点 |
| | 生活・自然環境 | 教育・医療・福祉施設との距離、住宅までの距離、周辺道路の混雑度、公害規制、特定植物群落、植生自然度 | 18 点 | 12 点 | 16 点 | 16 点 |
| 経済性 | 用地取得、施工費、その他の工事中の必要費用、運転・維持補修費、収集運搬（費用）、灰搬出運搬（費用）、その他の維持管理中の必要費用 | 90 点 | 81 点 | 90 点 | 90 点 | |
| 施設の利活用 | エネルギー活用・脱炭素化 | 送電線までの距離、エネルギー供給施設（工場）の有無、エネルギー供給施設（農地）の有無、その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性 | 44 点 | 21 点 | 32 点 | 30 点 |
| | エネルギー以外の施設利活用 | 資源循環に係る施設利活用、地域振興に係る施設利活用、その他の施設利活用、将来の建て替え用地の確保 | 44 点 | 19 点 | 38 点 | 21 点 |
| 合計 | | | 353 点 | 199 点 | 255 点 | 241 点 |

表 7-7 採点結果（詳細）

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | | 各候補地の採点結果 | | | |
|------|-------------|-----------|--|--|-----------|--------|-----------------------|-----------------------|
| | | | | | 候補地 1 | 候補地 2 | 候補地 3 | |
| 防災 | 浸水、想定震度、液状化 | 浸水想定 | ◎：浸水なし ○：浸水高さ 0.1～0.5m未満 □：浸水高さ 0.5～3.0m未満 △：浸水高さ 3.0m以上 | ◎ (22点) ○ (15点) □ (7点) △ (0点) | 22点 | □ (7点) | □ (7点) | □ (7点) |
| | | 想定震度 | ◎：震度 5 以下 ○：震度 6 弱 □：震度 6 強 △：震度 7 | ◎ (22点) ○ (15点) □ (7点) △ (0点) | 22点 | □ (7点) | □ (7点) | □ (7点) |
| | | 液状化指数 | ◎：PL 値が 0 ○：PL 値が 0～5 以下 □：PL 値が 5～15 以下 △：PL 値が 15 超 | ◎ (22点) ○ (15点) □ (7点) △ (0点) | 22点 | □ (7点) | △ (0点) | △ (0点) |
| | | 活断層 | ◎：活断層からの距離が 300m 以上 □：推定活断層からの距離が 300m 程度 △：活断層からの距離が 300m 以内 | ◎ (22点) □ (11点) ^{注1} △ (0点) | 22点 | △ (0点) | □ ^{注2} (11点) | ◎ ^{注3} (22点) |
| 立地環境 | 法令等 | 都市計画区域 | ◎：工業専用地域 ○：工業系用途地域（工業専用地域除く） □：都市計画区域外または市街化調整区域 △：上記以外 | ◎ (3点) ○ (2点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | □ (1点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) |
| | | 都市施設決定の有無 | ◎：都市施設決定が不要である。 △：都市施設決定が必要である。 | ◎ (3点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | △ (0点) | △ (0点) |
| | | 景観計画区域 | ◎：景観計画区域に該当しない、または景観計画区域に該当するが施設整備に支障がない。 △：景観計画区域に該当し、施設整備にあたって高さ等の制限がある。 | ◎ (3点) △ (0点) | 3点 | △ (0点) | △ (0点) | △ (0点) |
| | | 農用地区域 | ◎：農用地区域に該当しない。 □：農用地区域の周縁部に該当する。 △：農用地区域の周縁部以外に該当する。 | ◎ (3点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) |
| | | 地域森林計画民有林 | ◎：地域森林計画民有林に該当しない。 △：地域森林計画民有林に該当する。 | ◎ (3点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) |
| | | 指定文化財 | ◎：候補地に指定文化財が該当・隣接しない。 □：候補地が指定文化財に該当しないが、隣接する。 △：候補地内に指定文化財が該当する。 | ◎ (3点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | △ (0点) |
| | | 埋蔵文化財 | ◎：候補地に周知の埋蔵文化財が該当・隣接しない。 □：候補地に周知の埋蔵文化財が該当しないが、隣接する。 △：候補地内に周知の埋蔵文化財が該当する。 | ◎ (3点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | △ (0点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) |

注 1) 活断層の配点について、立地検討委員会の協議により設定した推定活断層を考慮した評価基準の配点については、協議の結果、中間点として 11 点を配点した。

注 2) 活断層からの距離が 300m 上及び推定活断層からの距離が 300m 程度

注 3) 活断層及び推定活断層からの距離が 300m 以上

表 7-7 採点結果（詳細）（つづき）

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | | 各候補地の採点結果 | | | |
|---------------|------------------|---|---|----------------------------|-----------|---------|---------|--------|
| | | | | | 候補地 1 | 候補地 2 | 候補地 3 | |
| 土地取得の容易性・合意形成 | 土地所有者の区分及び用地取得 | ◎：土地が組合の所有する用地であり、用地取得の必要がない。 ○：土地が公共用地であり、用地取得は必要である。 □：土地が民有地であり、用地取得は必要である。（所有者の承認を得ている。） △：土地が民有地であり、用地取得は必要である。（所有者の承認がない。） | ◎ (6点) ○ (4点) □ (2点) △ (0点) | 6点 | ◎ (6点) | □ (2点) | ○ (4点) | |
| | 土地所有者の数 | ◎：土地所有者が1名（団体）である。 ○：土地所有者が2～9名（団体）以下である。 □：土地所有者が10～19名（団体）以下である。 △：土地所有者が20名（団体）以上である。 | ◎ (6点) ○ (4点) □ (2点) △ (0点) | 6点 | ◎ (6点) | ◎ (6点) | ◎ (6点) | |
| | 地元自治会の理解度 | ◎：土地所有者、地元自治会の理解が得られている。 △：土地所有者、地元自治会の理解が得られていない。 | ◎ (6点) △ (0点) | 6点 | △ (0点) | ◎注 (6点) | △注 (0点) | |
| | 他市町村の距離 | ◎：200m以上 ○：100m以上200m未満 □：50m以上100m未満 △：50m未満 | ◎ (6点) ○ (4点) □ (2点) △ (0点) | 6点 | △ (0点) | ◎ (6点) | ◎ (6点) | |
| 立地環境 | インフラの状況・施工性 | 上水道の整備状況 | ◎：近傍まで上水道が整備されている。 △：近傍まで上水道が整備されていない。 | ◎ (3点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) |
| | | 下水道の整備状況 | ◎：近傍まで下水道が整備されている。 △：近傍まで下水道が整備されていない。 | ◎ (3点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | △ (0点) | △ (0点) |
| | | 道路の整備状況 | ◎：道路（幅員5.5m以上）が近傍まで整備されている。 ○：道路（幅員5.5m以上）が近傍まで整備される予定がある。 △：道路（幅員5.5m以上）が近傍まで整備されていない。 | ◎ (3点) ○ (2点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) |
| | | 支障物の有無 | ◎：支障物がない。 ○：支障物があるが、施設整備に支障がない。 △：支障物があり、施設整備に支障がある。 | ◎ (3点) ○ (2点) △ (0点) | 3点 | △ (0点) | ○ (2点) | ○ (2点) |
| | 土地の傾斜 | ◎：土地の傾斜が概ね5度未満である。 ○：土地の傾斜が概ね15度未満である。 □：土地の傾斜が概ね30度未満である。 △：土地の傾斜が30度以上である。 | ◎ (3点) ○ (2点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) | |
| | 土壌汚染の可能性 | ◎：土壌汚染の可能性が低い ○：土壌汚染の可能性が高いが、速やかに土壌調査・対策を実施することが可能である。 △：土壌汚染の可能性が高く、速やかに土壌調査・対策を実施することが難しい可能性がある。 | ◎ (3点) ○ (2点) △ (0点) | 3点 | ○ (2点) | ○ (2点) | ◎ (3点) | |
| | 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯 | ◎：工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯がない。 ○：工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があるが、施設整備に支障がない。 △：工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があり、施設整備に支障がある。 | ◎ (3点) ○ (2点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) | |
| | 施工ヤードの確保 | ◎：施工ヤードを敷地内に確保可能。 ○：施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保の見通しがある。 △：施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保の見通しが立っていない。 | ◎ (3点) ○ (2点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) | |

注) 周辺事業者の理解度を評価の対象としている。

表 7-7 採点結果（詳細）（つづき）

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | | 各候補地の採点結果 | | | |
|------|----------------|---|---|--------------------------------------|-----------|--------|--------|--------|
| | | | | | 候補地 1 | 候補地 2 | 候補地 3 | |
| 立地環境 | 生活・自然環境 | 教育・医療・福祉施設との距離 | ◎：200m 以上 ○：100m 以上 200m 未満 □：50m 以上 100m 未満 △：50m 未満 | ◎ (3点) ○ (2点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) |
| | | 住宅までの距離 | ◎：200m 以上 ○：100m 以上 200m 未満 □：50m 以上 100m 未満 △：50m 未満 | ◎ (3点) ○ (2点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | △ (0点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) |
| | | 周辺道路の混雑度 | ◎：混雑度が 1.00 未満 ○：混雑度が 1.00 以上-1.25 未満 □：混雑度が 1.25 以上-2.00 未満 △：混雑度が 2.00 以上 | ◎ (3点) ○ (2点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ○ (2点) | ○ (2点) |
| | | 公害規制 | ◎：騒音規制法の規制区域外である。 ○：騒音規制値が夜間 60dB である。 □：騒音規制値が夜間 55dB である。 △：騒音規制値が夜間 45dB 以下である。 | ◎ (3点) ○ (2点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | △ (0点) | ○ (2点) | ○ (2点) |
| | | 特定植物群落 | ◎：特定植物群落に該当及び隣接しない。 □：特定植物群落に該当しないが、隣接する △：特定植物群落に該当する。 | ◎ (3点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) |
| | | 植生自然度 | ◎：植生自然度 9 以上に該当及び隣接しない。 □：植生自然度 9 以上に該当しないが、隣接する。 △：植生自然度 9 以上に該当する。 | ◎ (3点) □ (1点) △ (0点) | 3点 | ◎ (3点) | ◎ (3点) | ◎ (3点) |
| 経済性 | 用地取得 | ◎：費用が相対的に少ない。（満点） △：費用が相対的に多い。（費用小÷費用大×配点） | (計算) 注1 | 90点 | 81点 | 90点 | 90点 | |
| | 施工費 | | | | | | | |
| | その他の工事中の必要費用注2 | | | | | | | |
| | 運転・維持補修費 | | | | | | | |
| | 収集運搬（費用） | | | | | | | |
| | 灰搬出運搬（費用） | | | | | | | |
| | その他の維持管理中の必要費用 | | | | | | | |

注 1) 経済性の評価に用いる点数は整数値とし、小数第 1 位を四捨五入することにより算定した。

注 2) 候補地 1（現有地（泉北クリーンセンター））について、現施設を稼働しながらの新施設の建設は面積が不足するため不可能であることをプラントメーカーへのヒアリングにより確認した。

このため、候補地 1 の「その他の工事中の必要費用」の算定にあたっては、現施設の解体から新施設の完成までの期間中に必要となるごみ外部処理費や中継施設施工費を計上する一方、更新工事を実施する期間における中間処理費は不要とした。

（参考）現有施設の敷地面積：42,407 m²（焼却・粗大ごみ処理施設使用面積：15,946 m²、エコトピア泉北（資源化施設）：5,401 m²、緩衝緑地帯：6,692 m²、安全上の離隔面積 881 m²、その他使用できない面積：1,810 m²、使用可能面積：11,677 m²）となっており、使用可能な余剰面積が新施設の施工面積（21,276 m²～25,744 m²）と比較しても、非常に狭い。

表 7-7 採点結果（詳細）（つづき）

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 | | 各候補地の採点結果 | | | |
|--------|---------------|-----------------------------------|---|---|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | | | | | 候補地 1 | 候補地 2 | 候補地 3 | |
| 施設の利活用 | エネルギー活用・脱炭素化 | 送電線までの距離 | ◎：1km 以内に特別高圧送電線がある。 △：1km 以内に特別高圧送電線がない。 | ◎ (11 点) △ (0 点) | 11 点 | ◎ (11 点) | ◎ (11 点) | ◎ (11 点) |
| | | エネルギー供給施設（工場）の有無 | ◎：1km 以内の工場（ボイラー施設の届出）のエネルギー需要が非常に大きい。（燃料の燃焼能力（重油換算）合計が 340L/h 以上） ○：1km 以内の工場（ボイラー施設の届出）のエネルギー需要が大きい。（燃料の燃焼能力（重油換算）合計が 170L/h 以上 340L/h 未満）。 □：1km 以内の工場（ボイラー施設の届出）のエネルギー需要がある。（燃料の燃焼能力（重油換算）合計が 170L/h 未満） △：1km 以内に工場がない。 | ◎ (11 点) ○ (7 点) □ (4 点) △ (0 点) | 11 点 | □ (4 点) | ◎ (11 点) | ◎ (11 点) |
| | | エネルギー供給施設（農地）の有無 | ◎：1km 以内に農地(ハウス農家)のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要が多く存在する。（面積合計が 2ha 以上） ○：1km 以内に農地(ハウス農家)のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要がある。（面積合計が 1ha 以上 2ha 未満） □：1km 以内に農地(ハウス農家)のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要がわずかにある。（面積合計が 1ha 未満） △：1km 以内に農地(ハウス農家)のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要がない。 | ◎ (11 点) ○ (7 点) □ (4 点) △ (0 点) | 11 点 | △ (0 点) | △ (0 点) | △ (0 点) |
| | | その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性 ^注 | ◎：その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能であり、特に評価できる。 ○：その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能である。 △：その他のエネルギー利用・脱炭素化の利活用は難しい。 | ◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点) | 11 点 | 6 点 | 10 点 | 8 点 |
| | エネルギー以外の施設利活用 | 資源循環に係る施設利活用 ^注 | ◎：資源循環に係る利活用が可能であり、特に評価できる。 ○：資源循環に係る利活用が可能である。 △：資源循環に係る施設利活用は難しい。 | ◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点) | 11 点 | 7 点 | 9 点 | 9 点 |
| | | 地域振興に係る施設利活用 ^注 | ◎：地域振興の利活用が可能であり、特に評価できる。 ○：地域振興の利活用が可能である。 △：地域振興の施設利活用は難しい。 | ◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点) | 11 点 | 8 点 | 9 点 | 7 点 |
| | | その他の施設の利活用 ^注 | ◎：エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能であり、特に評価できる。 ○：エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能である。 △：エネルギー、資源循環及び地域振興以外の施設利活用は難しい。 | ◎ (11 点) ○ (7 点) △ (0 点) | 11 点 | 4 点 | 9 点 | 5 点 |
| | | 将来の建て替え用地の確保 | ◎：将来の建て替え用地が確保できる。 △：将来の建て替え用地の確保は難しい。 | ◎ (11 点) △ (0 点) | 11 点 | △ (0 点) | ◎ (11 点) | △ (0 点) |

注) その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性、資源循環に係る施設利活用、地域振興に係る施設利活用、その他の施設の利活用の点数は、各委員による採点結果の平均値とした。

なお、評価に用いる点数は整数値とし、小数第 1 位を四捨五入することにより算定した。

第8章 地域循環共生圏の構築に向けて

近年、全国的に廃棄物処理施設の多くが更新時期を迎えているが、施設建設用地の確保が最大の行政課題となっている。

今回、本組合の次期一般廃棄物処理施設の整備区域を考案するにあたり、組合市から列挙された用地を対象に立地検討を行った。検討にあたっては、有識者等で組織する立地検討委員会を設置し、計6回の立地検討委員会を開催し、専門的客観性及び公正さを確保するため、多角的かつ総合的な観点から慎重に審議・評価を行い、施設整備を行う上で、より望ましい候補地の選定を行った。審議にあたっては、会議の開催経過をホームページで公表するなど、意思形成過程である情報の取扱に配慮しつつ、委員会運営の透明性の確保に努めた。

今後、施設整備を進めるにあたって、将来の廃棄物処理を通じた脱炭素社会・地域循環共生圏の構築に向け、泉北環境整備施設組合及び構成する組合市が一体となって取り組んでいく。

そのうえで、次期整備する施設については、泉北クリーンセンター整備基本構想に掲げられているとおり、多面的価値を創出する廃棄物処理施設について十分検討を行い、当該施設が地域の安心・安全な生活環境の維持に貢献するとともに、持続可能な環境保全に寄与し、資源循環や脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組の拠点となるように計画していくものである。

資料1 立地検討委員会の開催経過及び委員

一般廃棄物処理施設立地検討委員会 開催経過

| 日 程 | 内 容 |
|--------------|-------------------------|
| 令和6年 1月5日 | 第1回検討委員会（委員長選任・諮問） |
| 3月28日 | 第2回検討委員会（評価項目・評価基準案の審議） |
| 5月24日 | 第3回検討委員会（候補地現地踏査） |
| 7月31日 | 第4回検討委員会（採点・評価結果案の審議） |
| 9月30日 | 第5回検討委員会（評価結果の審議） |
| 10月25日 | 第6回検討委員会（答申案の審議） |

一般廃棄物処理施設立地検討委員会 委員名簿

| 氏 名 | 役 職 |
|-------|-------------------------|
| 高岡 昌輝 | 京都大学大学院工学研究科教授 ※委員長 |
| 水谷 聡 | 大阪公立大学大学院工学研究科准教授 ※副委員長 |
| 谷畑 英吾 | 前滋賀県湖南市長 |
| 乾 徹 | 大阪大学大学院工学研究科教授 |
| 重里 紀明 | 泉大津市副市長 |
| 森吉 豊 | 和泉市副市長 |
| 春名 克俊 | 高石市副市長 |

資料 2 各候補地の採点結果の根拠

各候補地の採点結果の根拠を、次ページ以降に示す。

1 防災

(1) 浸水、想定震度、液状化

① 浸水想定

■配点のポイント

0.1～0.5m未満はごみ収集等の作業が可能な浸水高さ、0.5～3.0m未満は一般的な盛土等の対策で対応可能な浸水高さとして評価基準を設定した。

- ◎ (22点) : 浸水なし
- (15点) : 浸水高さ 0.1～0.5m未満
- (7点) : 浸水高さ 0.5～3.0m未満
- △ (0点) : 浸水高さ 3.0m以上

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|---|---|--|
| □ (7点) ため池のハザードマップにて、候補地の一部が浸水高さ「0.5-3.0m未満」 | □ (7点) 高潮のハザードマップにて、候補地全体が浸水高さ「1.0-3.0m未満」 | □ (7点) 高潮のハザードマップにて、候補地の一部が浸水高さ「1.0-3.0m未満」 |

(参考) 各ハザードマップにおける各候補地の浸水高さ

| | 候補地① | | | 候補地② | 候補地③ |
|-----|------------------|-----|----------------------|------------|------------|
| | 和泉市 | 高石市 | ※堺市西区 | | |
| 洪水 | 0m | 0m | — | — | — |
| 内水 | 0.2-0.3m未満 | 0m | — | — | — |
| ため池 | 0.5-3.0未満 大野池 | — | 0.5-1.0m未満 藪池・赤禿池 | — | — |
| 高潮 | — | — | — | 1.0-3.0m未満 | 1.0-3.0m未満 |
| 津波 | — | — | — | 0.5-1.0m未満 | 0.5-1.0m未満 |

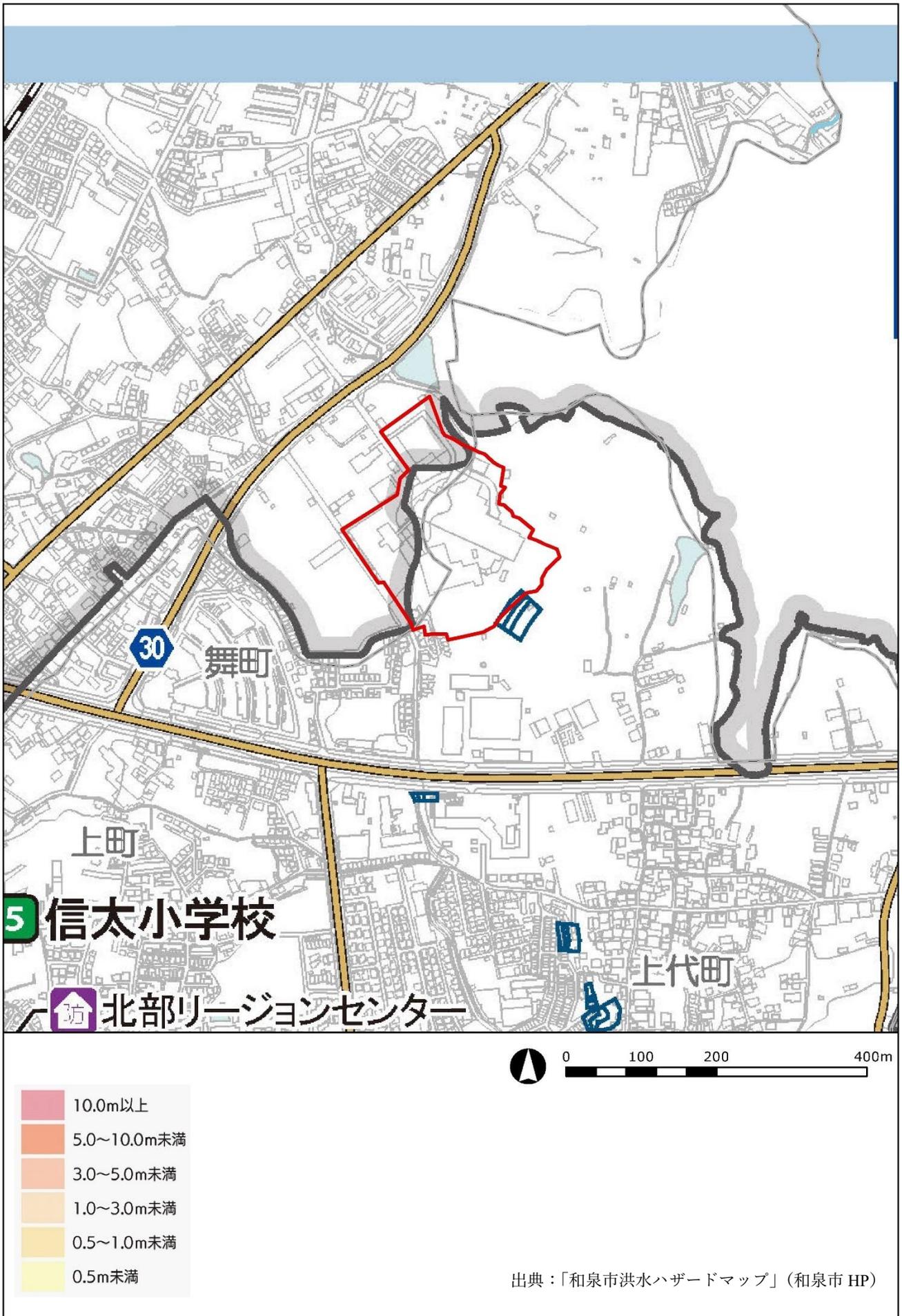
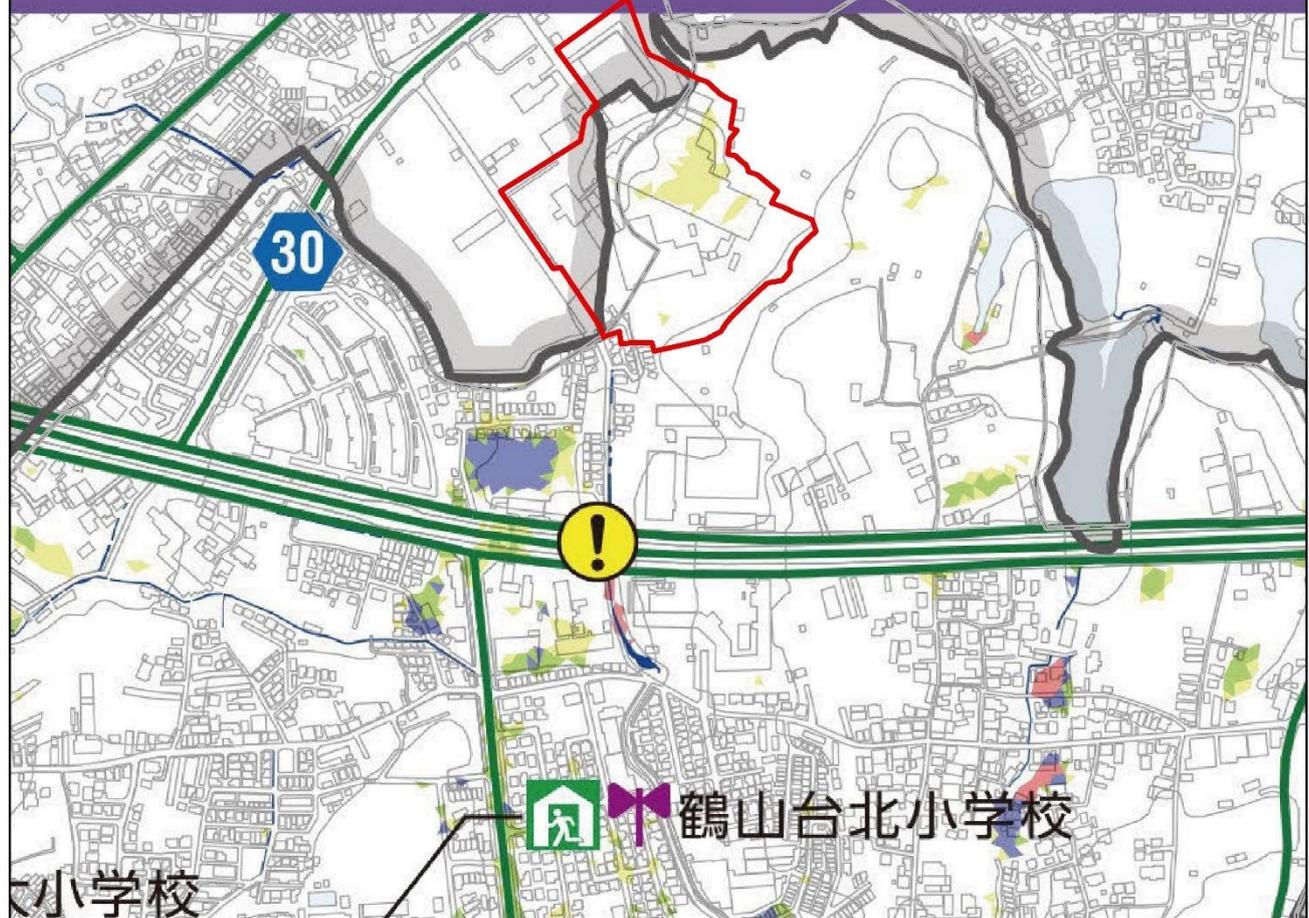


図 和泉市洪水ハザードマップ (候補地 1)

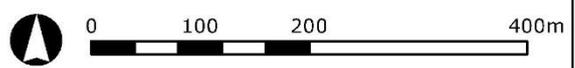
ないすい

和泉市内水ハザード

Izumi City Inland
和泉市 淹水防災



- 3m以上
- 1~3m未満
- 0.5~1m未満
- 0.3~0.5m未満
- 0.2~0.3m未満



出典：「和泉市内水ハザードマップ」（和泉市 HP）

図 和泉市内水ハザードマップ（候補地 1）



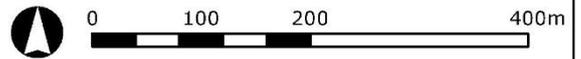
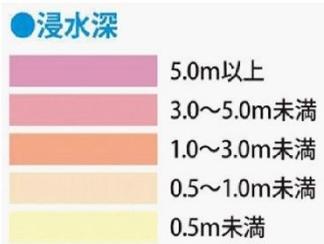
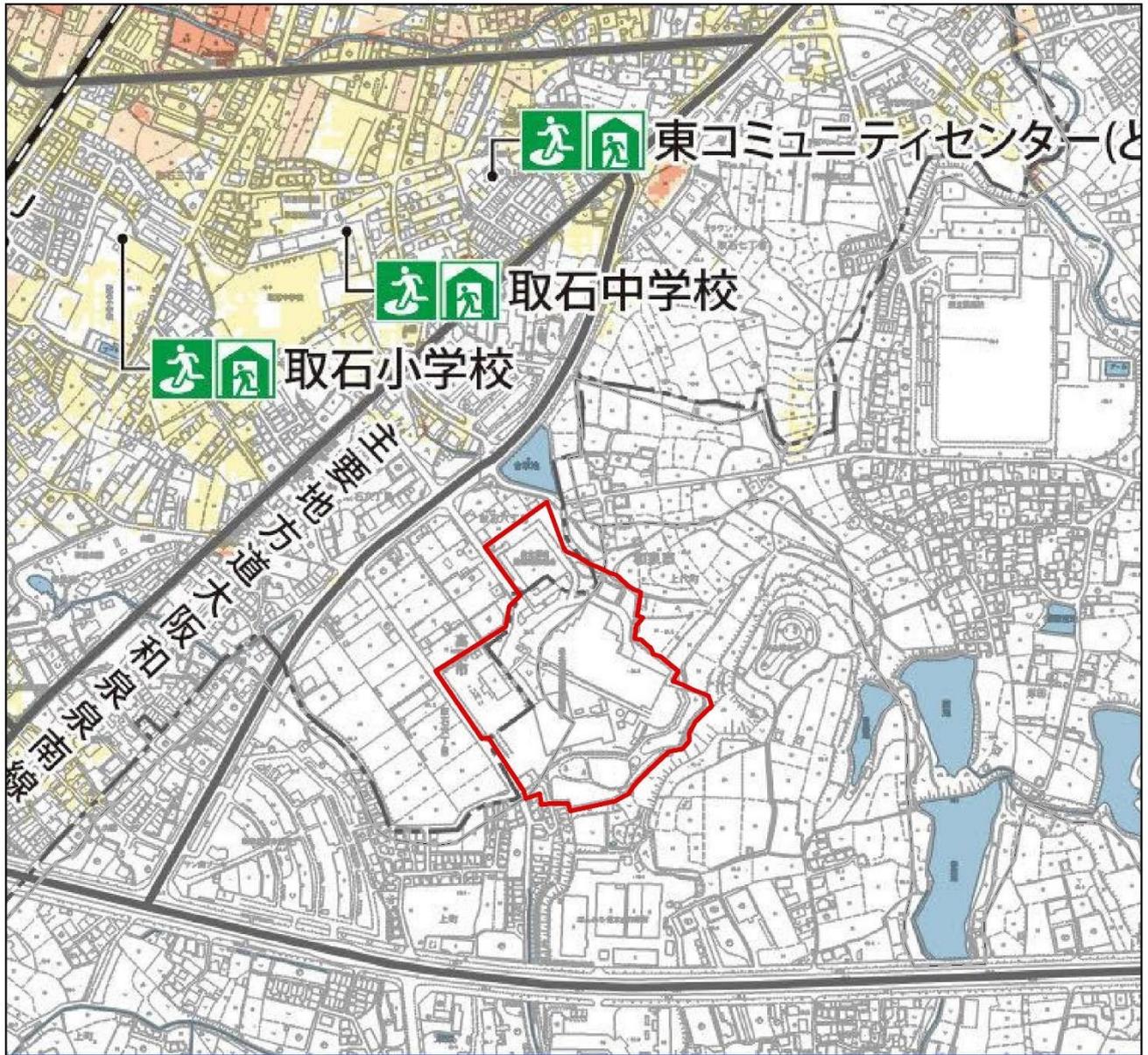
和泉北信太特別養護老人ホーム
北信太老人デイサービスセンター

● 浸水想定区域

- 3.0m 以上の区域（2階が浸水）
- 0.5m 以上～3.0m 未満の区域（1階が床上浸水）
- 0.5m 未満の区域（1階が床下浸水）

出典：「和泉市ため池（大野池）ハザードマップ」（和泉市 HP）

図 和泉市ため池ハザードマップ（候補地 1）



出典：「高石市総合防災マップ（ハザードマップ）」（高石市 HP）

図 高石市洪水・内水ハザードマップ（候補地1）

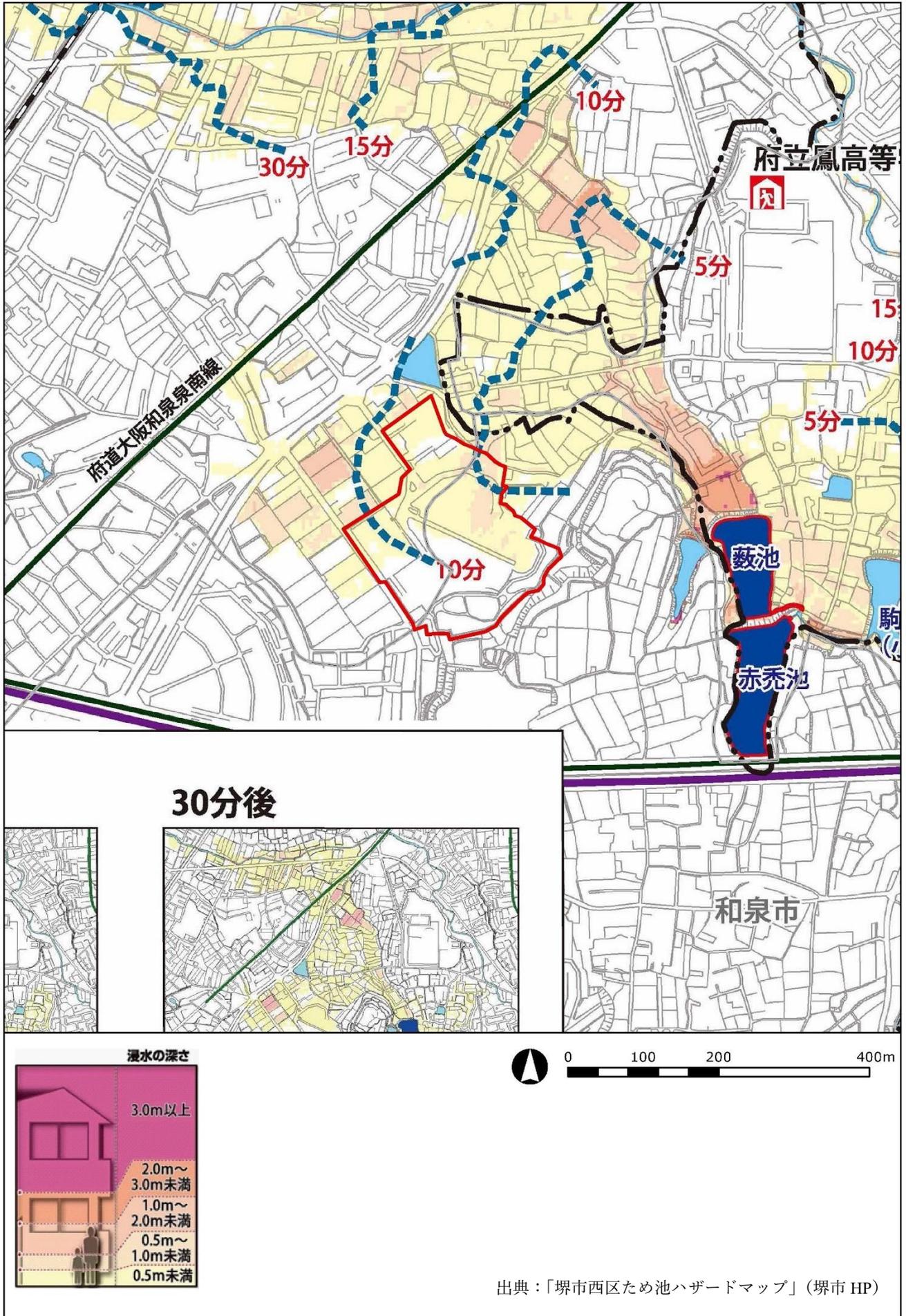
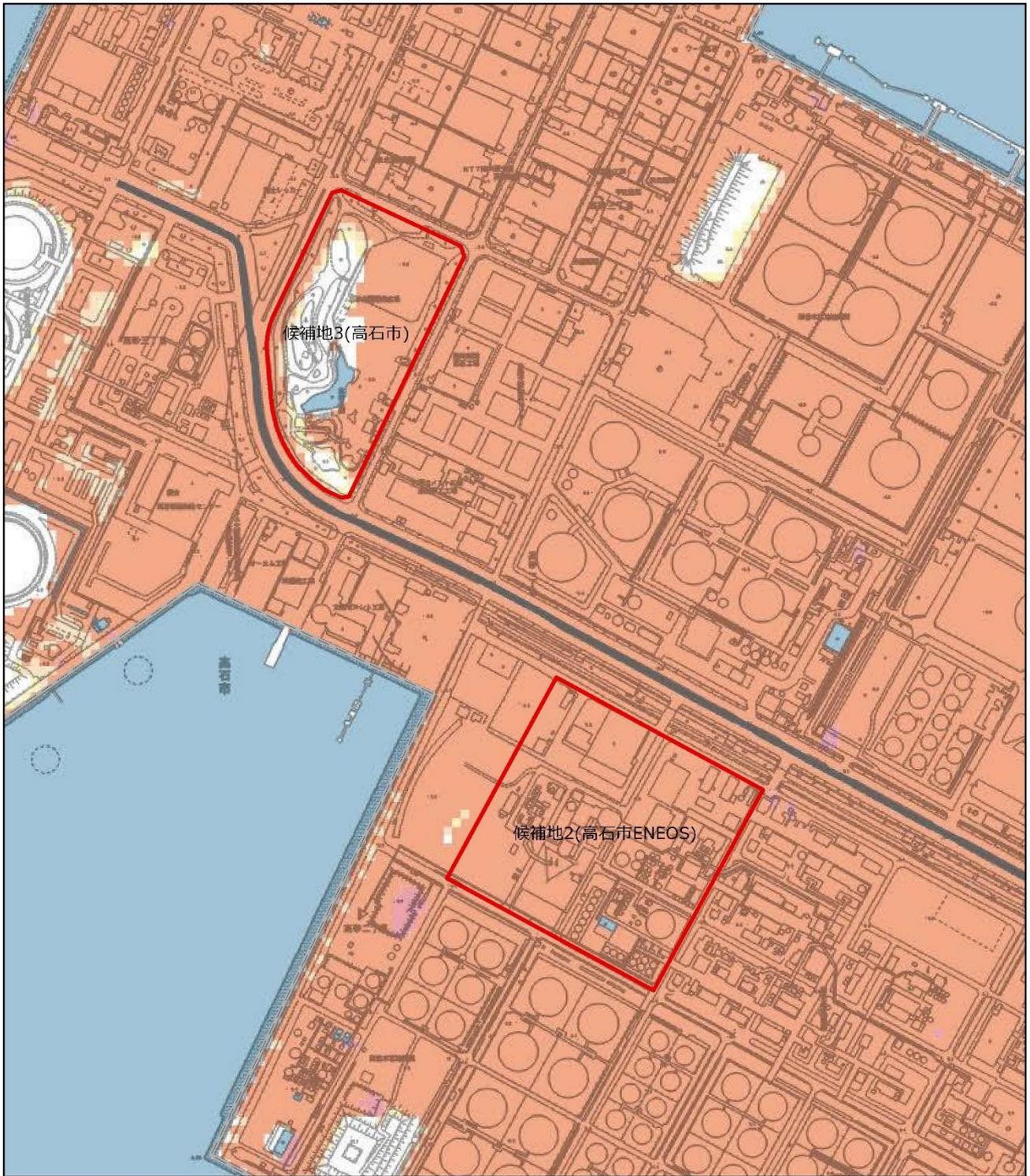


図 堺市ため池ハザードマップ (候補地 1)



● 浸水深

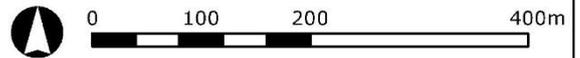
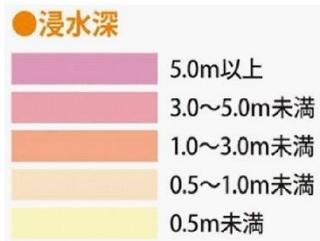
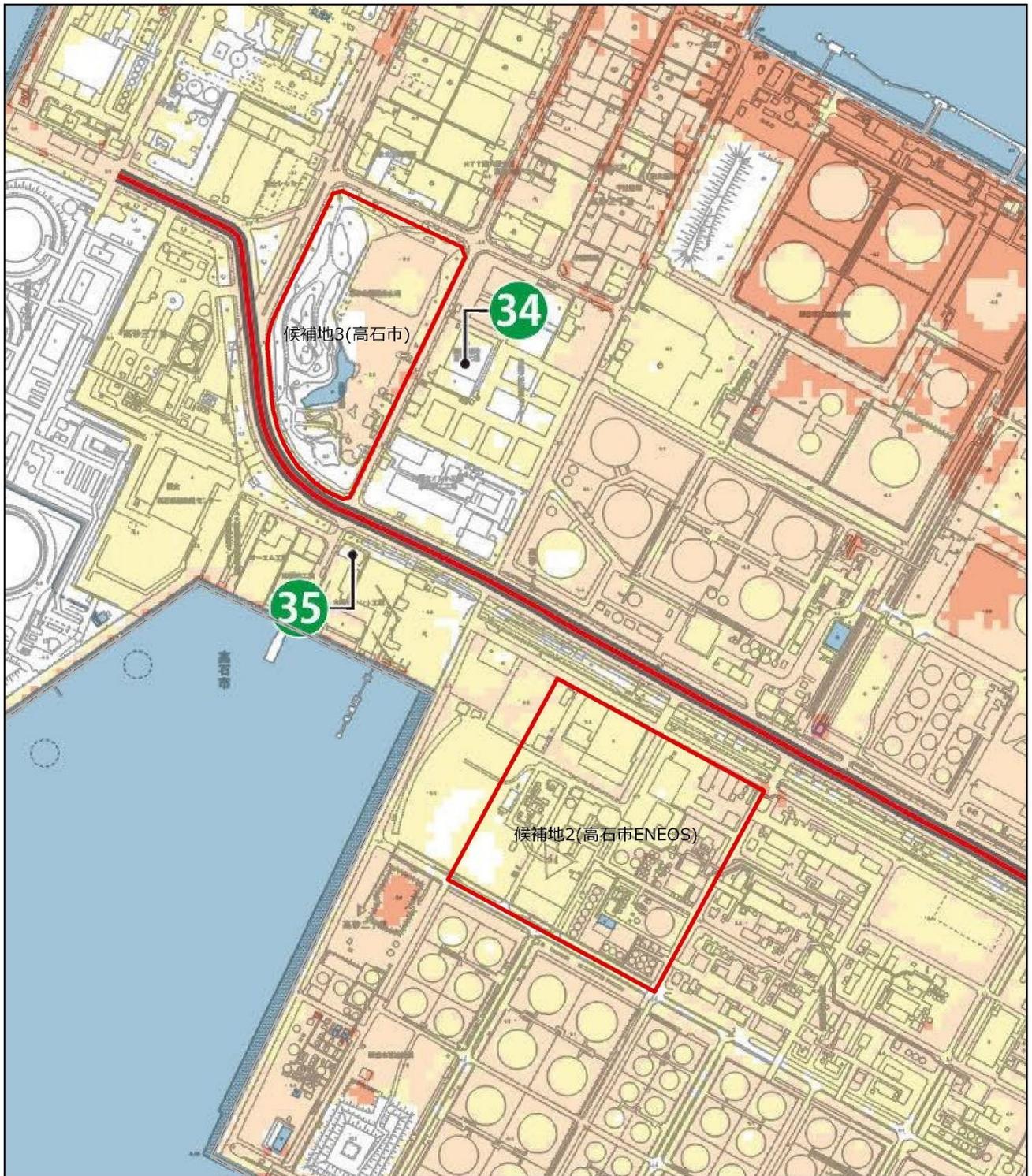
- 5.0m以上
- 3.0~5.0m未満
- 1.0~3.0m未満
- 0.5~1.0m未満
- 0.5m未満



0 100 200 400m

出典：「高石市総合防災マップ（ハザードマップ）」（高石市 HP）

図 高石市高潮ハザードマップ（候補地2・3）



出典：「高石市総合防災マップ（ハザードマップ）」（高石市 HP）

図 高石市津波ハザードマップ（候補地2・3）

② 想定震度

■配点のポイント

近年の一般廃棄物処理施設は震度7においても耐震性は十分確保されているが、最大震度である震度7は避けることが望ましい震度として評価基準を設定した。

同様に、震度6強、震度6弱は可能な限り避けることが望ましい震度として評価基準を設定した。

- ◎ (22点) : 震度5以下
- (15点) : 震度6弱
- (7点) : 震度6強
- △ (0点) : 震度7

■各候補地の採点結果

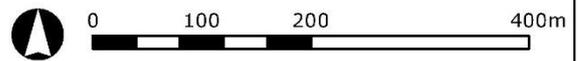
| 候補地1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地3：高砂公園 |
|---|---|---|
| □ (7点) 南海トラフの想定震度：6弱 上町断層の想定震度：6強 | □ (7点) 南海トラフの想定震度：6弱 上町断層の想定震度：6強 | □ (7点) 南海トラフの想定震度：6弱 上町断層の想定震度：6強 |



- 震度階級
- 計測震度6.5～(震度7)
 - 計測震度6.0～6.5(震度6強)
 - 計測震度5.5～6.0(震度6弱)
 - 計測震度5.0～5.5(震度5強)
 - 計測震度4.5～5.0(震度5弱)
 - 計測震度～4.5(震度4以下)

出典：「大阪府震度分布・液状化可能性（平成25年8月算出）」（大阪府HP）

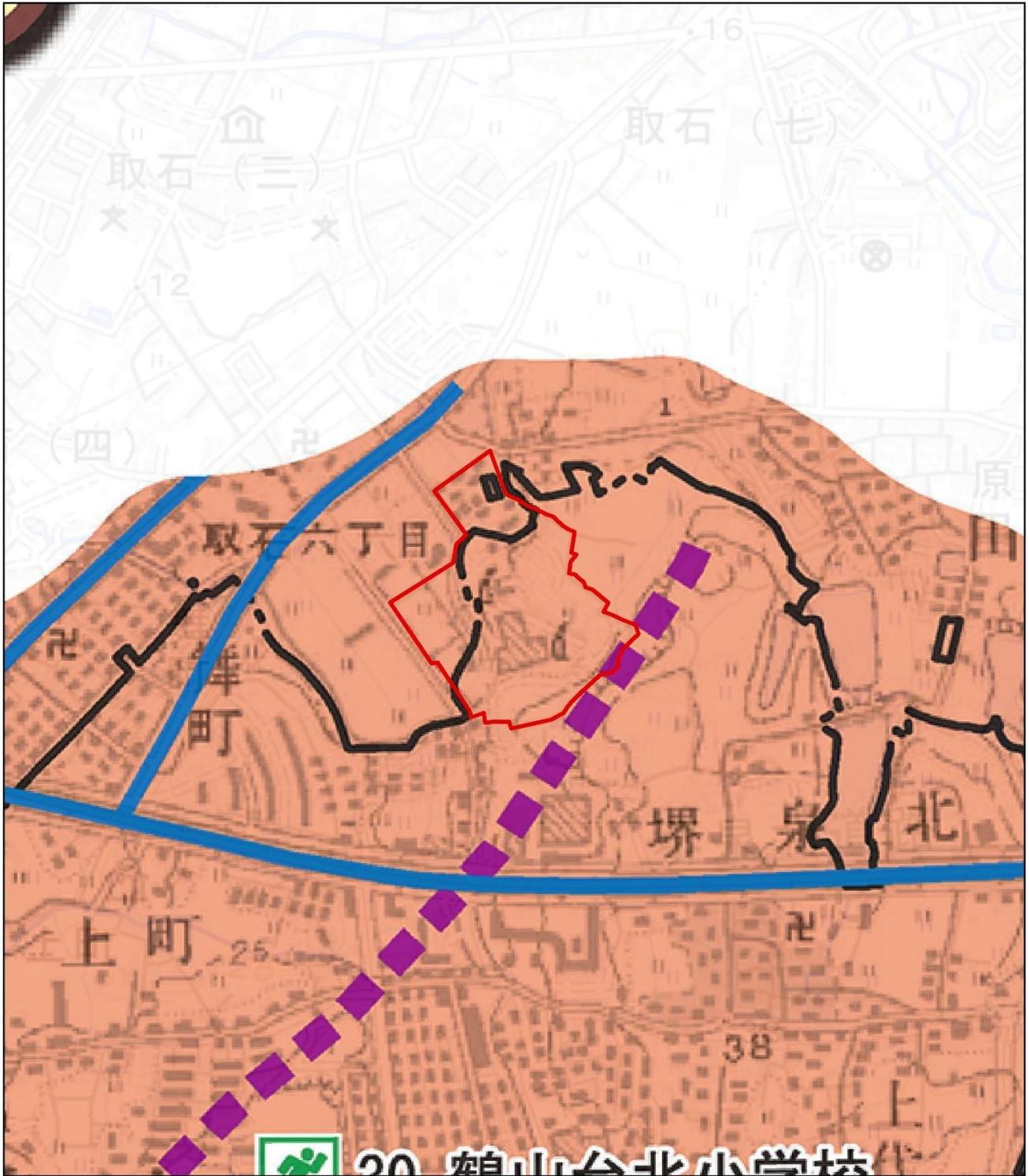
図 大阪府震度分布（南海トラフ）（候補地1）



| 震度階級 | |
|---------------------------------------|-------------------|
| ■ | 計測震度6.5～(震度7) |
| ■ | 計測震度6.0～6.5(震度6強) |
| ■ | 計測震度5.5～6.0(震度6弱) |
| ■ | 計測震度5.0～5.5(震度5強) |
| ■ | 計測震度4.5～5.0(震度5弱) |
| ■ | 計測震度～4.5(震度4以下) |

出典：「大阪府震度分布・液状化可能性（平成 25 年 8 月算出）」（大阪府 HP）

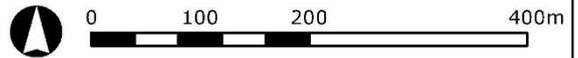
図 大阪府震度分布（南海トラフ）（候補地 2・3）



震度
Seismic Intensity Scale / 烈度 / 진도

| 震度7 | Intensity 7 | 烈度7 | 진도7 |
|------|-------------|-----|-----|
| 震度6強 | High 6 | 6強 | 6강 |
| 震度6弱 | Low 6 | 6弱 | 6약 |
| 震度5強 | High 5 | 5強 | 5강 |

活断層
上町断層帯



出典：「和泉市地震ハザードマップ」（和泉市 HP）
※上町断層、中央構造線、東南海・南海地震のうち予測される最大震度を表示

図 和泉市震度分布（上町断層帯）（候補地 1）

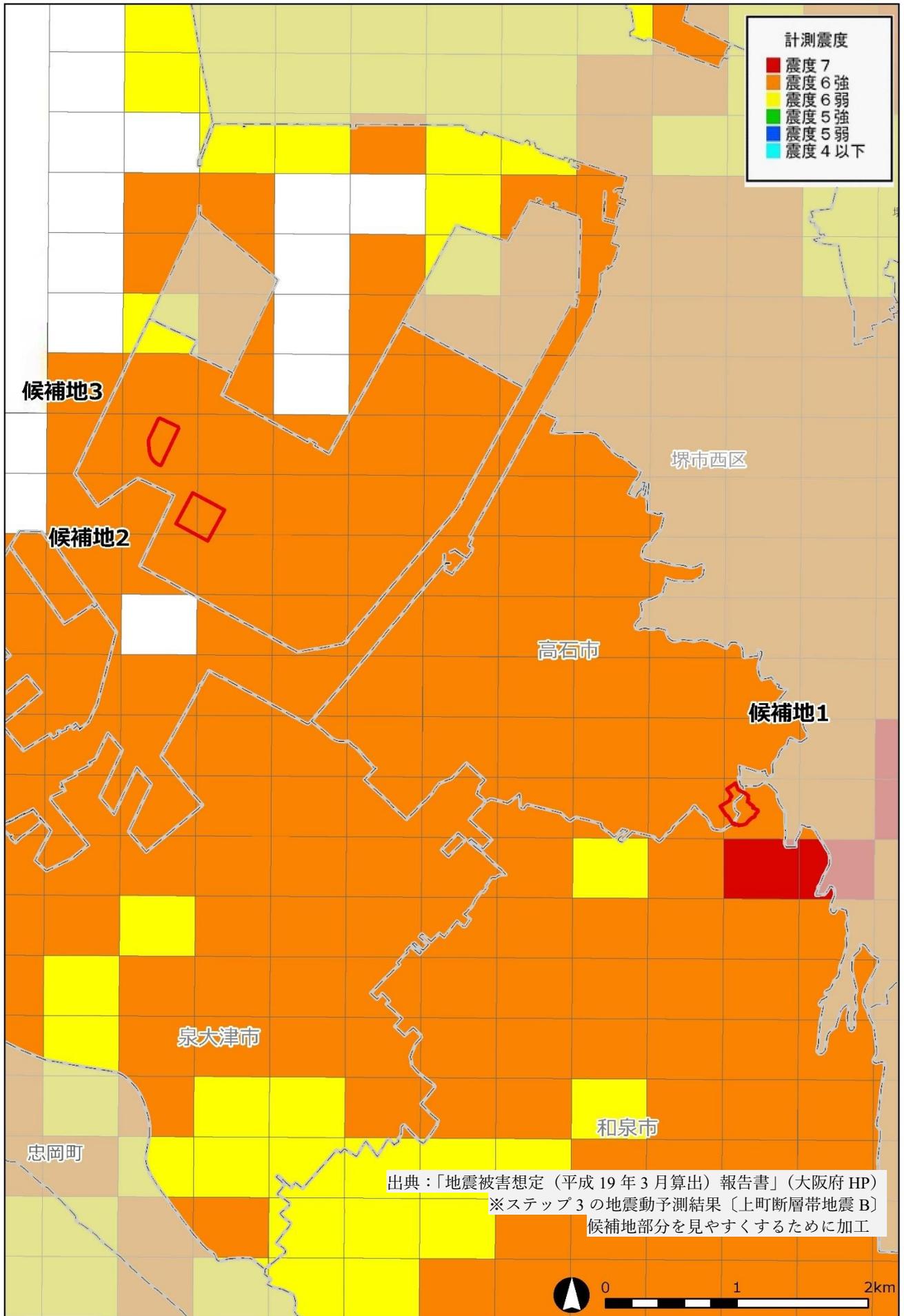


図 大阪府震度分布（上町断層帯）（候補地1～3）

③ 液状化指数

■配点のポイント

地盤の液状化の可能性を表す指数（PL 値：液状化指数）であり、対策の必要性に係る指標であることから、各指標に基づき評価基準を設定した。

- ・ PL 値が 0：液状化の可能性が極めて低い。
- ・ PL 値が 0～5 以下：液状化危険度は低い。特に重要な構造物に対して、より詳細な調査が必要。
- ・ PL 値が 5～15 以下：液状化危険度がやや高い。重要な構造物に対してはより詳細な調査が必要。液状化対策が一般には必要。
- ・ PL 値が 15 超：液状化の危険度が極めて高く、詳細調査を踏まえた対策検討が必要である。
(参考：「地震時地盤液状化の程度の予測について」(土と基礎：地盤工学会誌))

- ◎ (22 点)：PL 値が 0
- (15 点)：PL 値が 0～5 以下
- (7 点)：PL 値が 5～15 以下
- △ (0 点)：PL 値が 15 超

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| □ (7 点) PL 値：5～10 あるいは 10～15 | △ (0 点) PL 値：5～10 あるいは 25 以上 | △ (0 点) PL 値：5～10 あるいは 25 以上 |

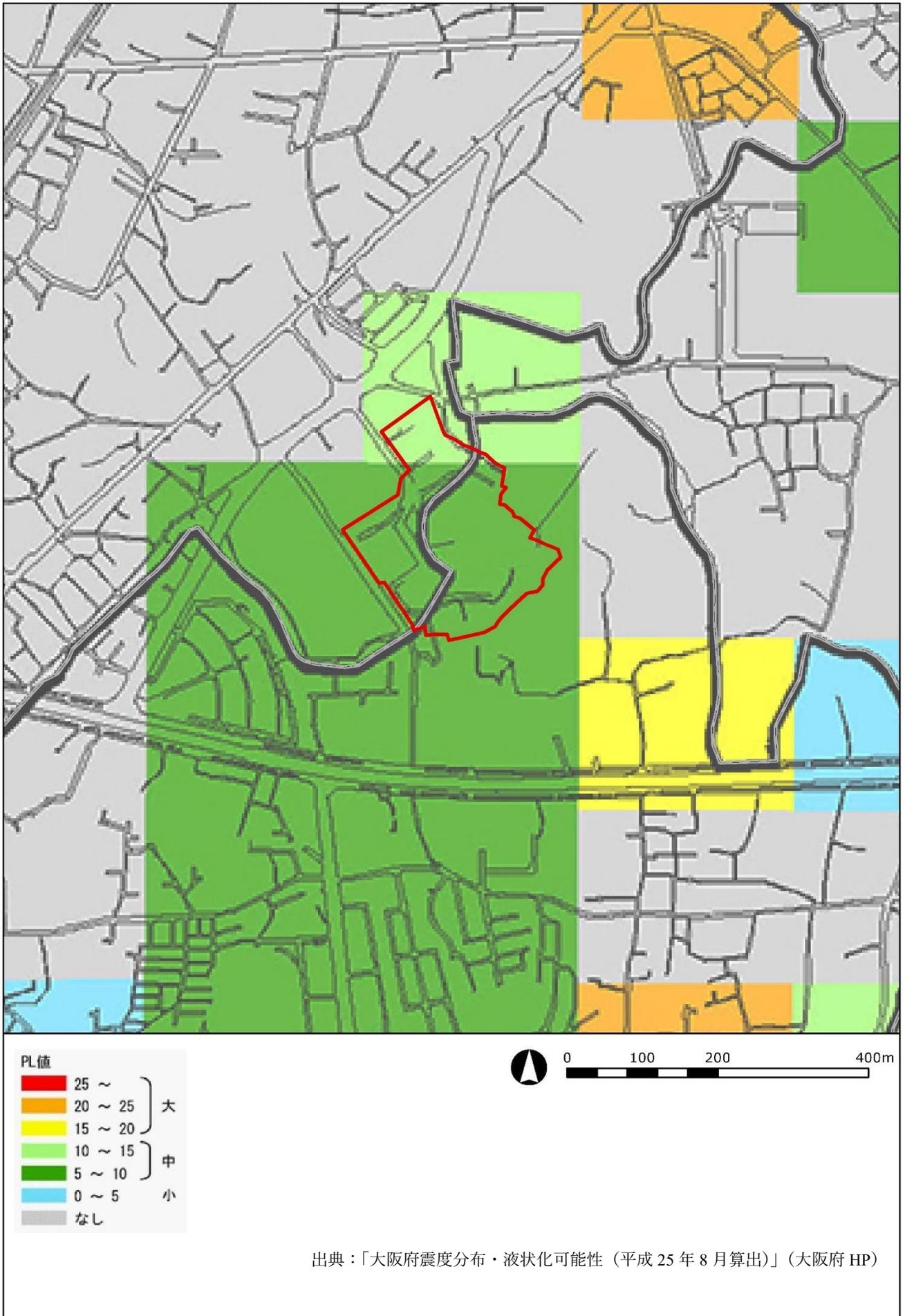
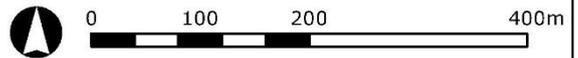


図 大阪府液状化可能性（候補地 1）



| PL値 | | |
|---------|---|---|
| 25 ~ | } | 大 |
| 20 ~ 25 | | |
| 15 ~ 20 | | |
| 10 ~ 15 | } | 中 |
| 5 ~ 10 | | |
| 0 ~ 5 | | 小 |
| なし | | |



出典：「大阪府震度分布・液状化可能性（平成 25 年 8 月算出）」（大阪府 HP）

図 大阪府液状化可能性（候補地 2・3）

④ 活断層

■配点のポイント

ごみ焼却施設及び最終処分場の候補地評価において活断層（起震断層）からの距離 300m を指標として用いられることがあり、評価基準として設定した。

（参考：「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針」（建設省））

- ◎ (22 点) : 活断層からの距離が 300m 以上
- (11 点) : 推定活断層からの距離が 300m 程度
- △ (0 点) : 活断層からの距離が 300m 以内

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|------------------------------|---|--|
| △ (0 点) 活断層からの距離が 300m 以内 | □ (11 点) 活断層からの距離が 300m 以上 及び推定活断層からの距離が 300m 程度 | ◎ (22 点) 活断層及び推定活断層からの 距離が 300m 以上 |

※高石断層（推定活断層）が不確実性を有するため、新たに採点基準及び配点を定めた。

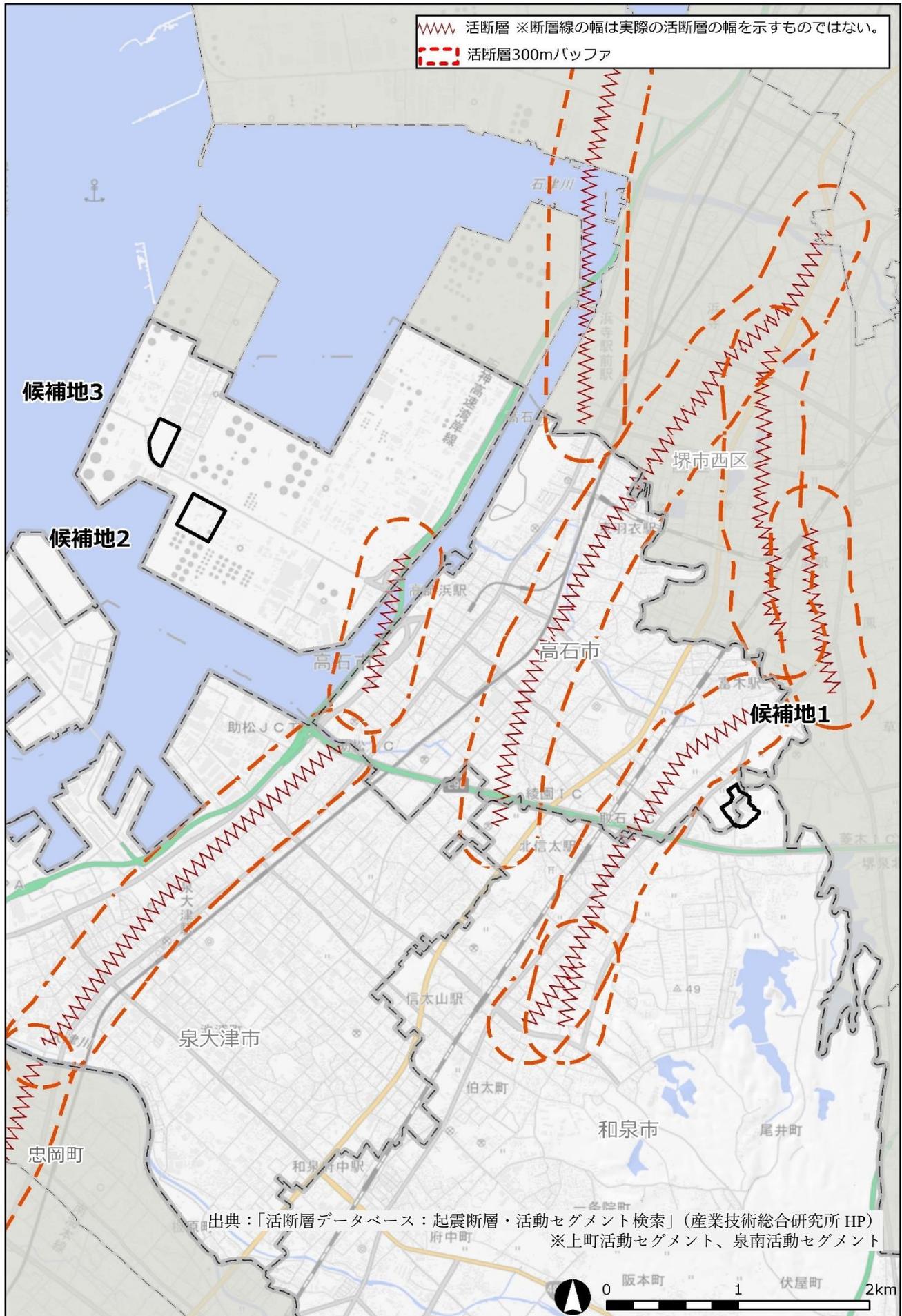


図 活断層データベース

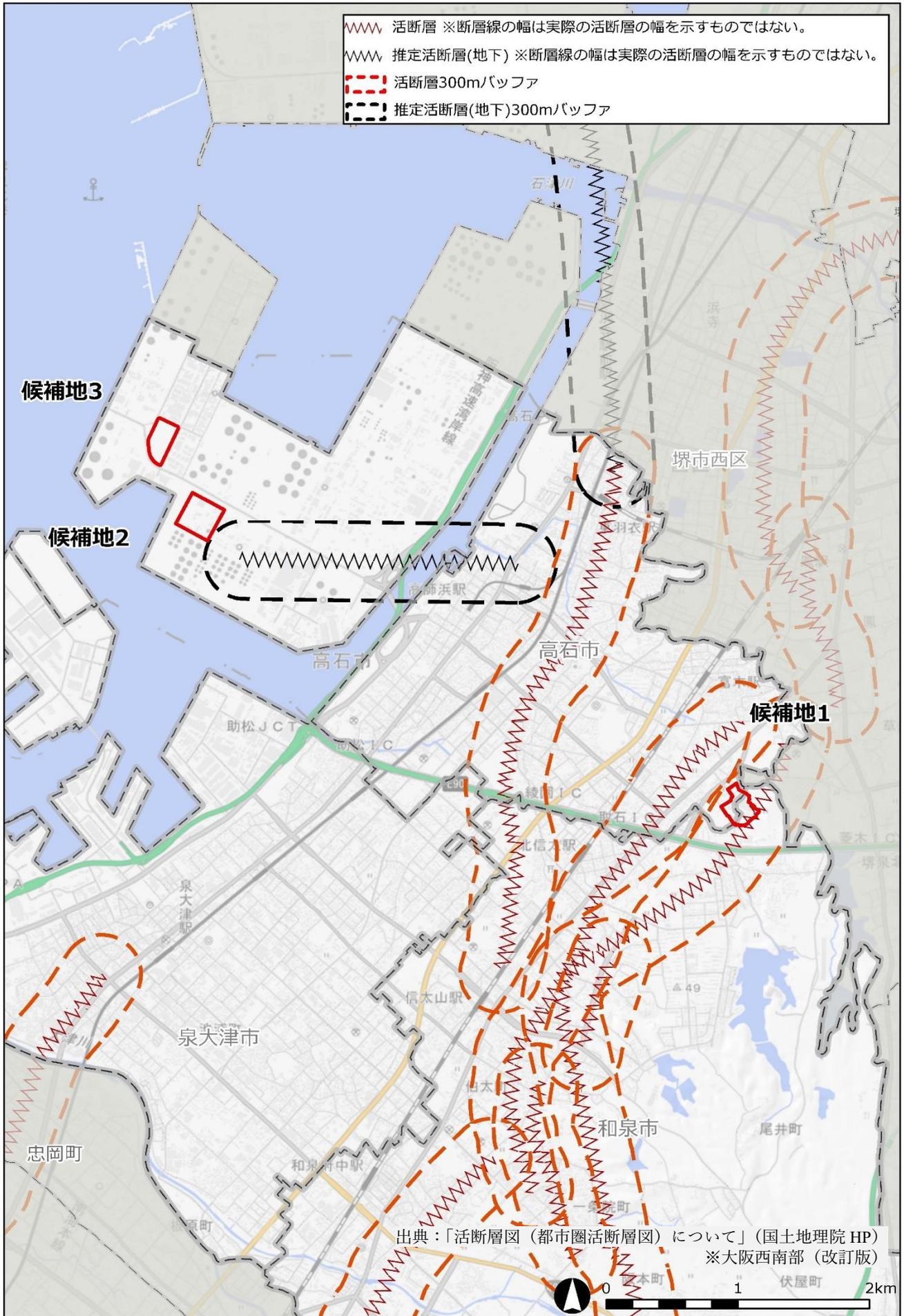


図 都市圏活断層

2 立地環境

(1) 法令等

① 都市計画区域

■配点のポイント

国土交通省都市計画運用指針の「廃棄物処理施設の計画にあたっての留意事項」においては、廃棄物処理施設は工業系の用途地域の設置が望ましいとされている。また、都市計画区域内においては、廃棄物処理施設は都市施設としての指定が必須であり、都市計画区域内における市街化区域においては、積極的に住宅等の整備、市街化を進める地域とされていることから、評価基準を設定した。

- ◎ (3点) : 工業専用地域
- (2点) : 工業系用途地域 (工業専用地域除く)
- (1点) : 都市計画区域外または市街化調整区域
- △ (0点) : 上記以外

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|--------------------------------------|--------------------------|----------------------|
| □ (1点) 大部分が市街化調整区域であり、準工業地域を一部含む。 | ◎ (3点) 全域が工業専用地域。 | ◎ (3点) 全域が工業専用地域。 |

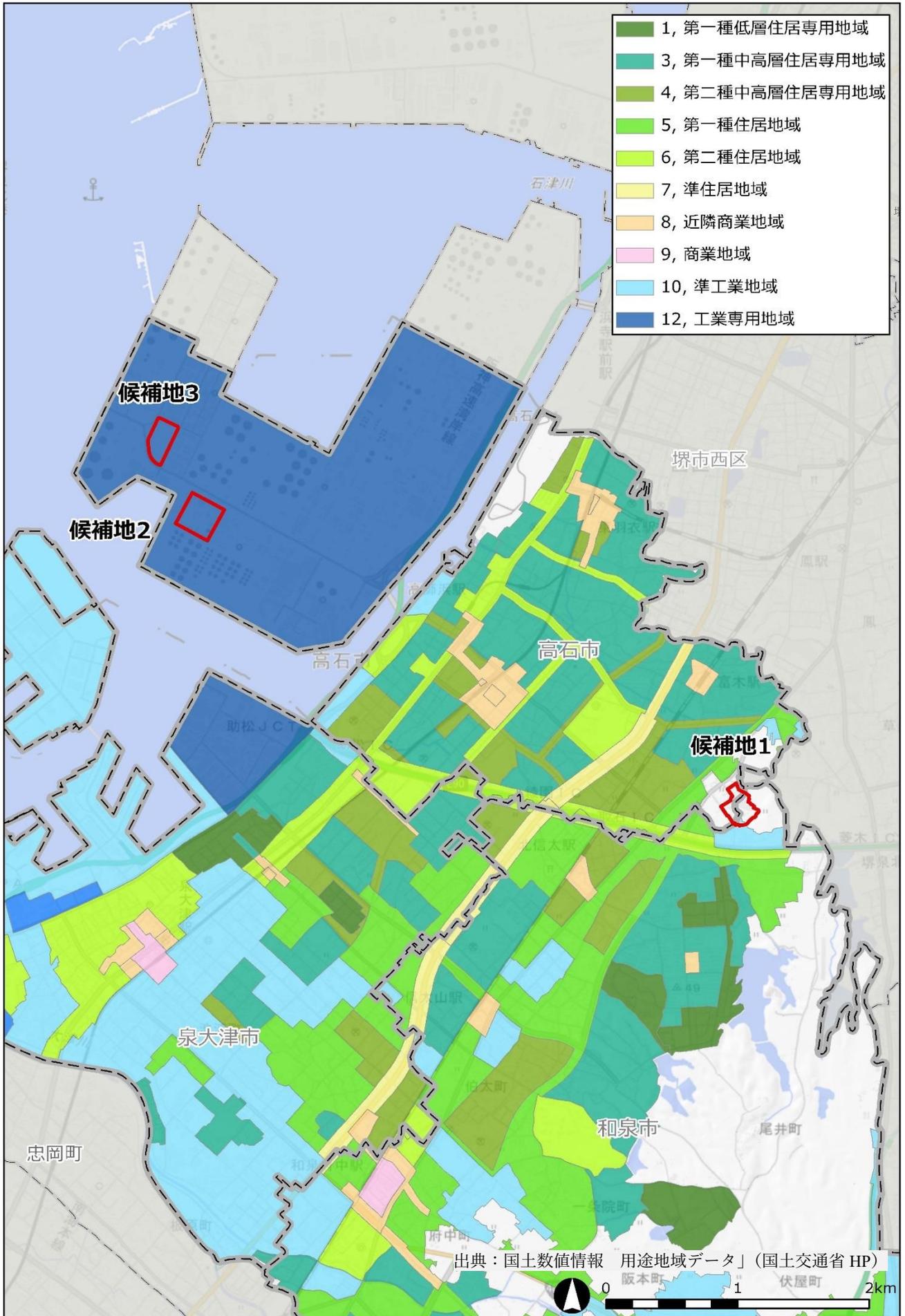


図 用途地域図

② 都市施設決定の有無

■配点のポイント

一般廃棄物処理施設は都市計画区域内では都市施設として指定する必要があり、都市施設決定のために手続き期間等が必要となることから、評価基準として設定した。

◎ (3点) : 都市施設決定が不要である。

△ (0点) : 都市施設決定が必要である。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|-------------------------------------|--------------------------|----------------------|
| ◎ (3点) 現有地での建て替えになるため、都市施設決定が不要。 | △ (0点) 都市施設決定が必要。 | △ (0点) 都市施設決定が必要。 |

③ 景観計画区域

■配点のポイント

泉大津市・高石市は大阪府景観条例、和泉市は和泉市景観条例に基づく景観計画区域が定められており、一般廃棄物処理施設の整備区域が計画区域に該当する場合には施設整備に支障が生じる場合があることから、景観計画区域への該当及び施設整備への支障の有無を評価基準として設定した。

◎ (3点) : 景観計画区域に該当しない、または景観計画区域に該当するが施設整備に支障がない。

△ (0点) : 景観計画区域に該当し、施設整備にあたって高さ等の制限がある。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|---------------------------------|---|---|
| △ (0点) 整備区域の一部が和泉市計画区域に含まれる。 | △ (0点) 整備区域全域が大阪府景観計画区域(大阪湾岸区域)に含まれる | △ (0点) 整備区域全域が大阪府景観計画区域(大阪湾岸区域)に含まれる |

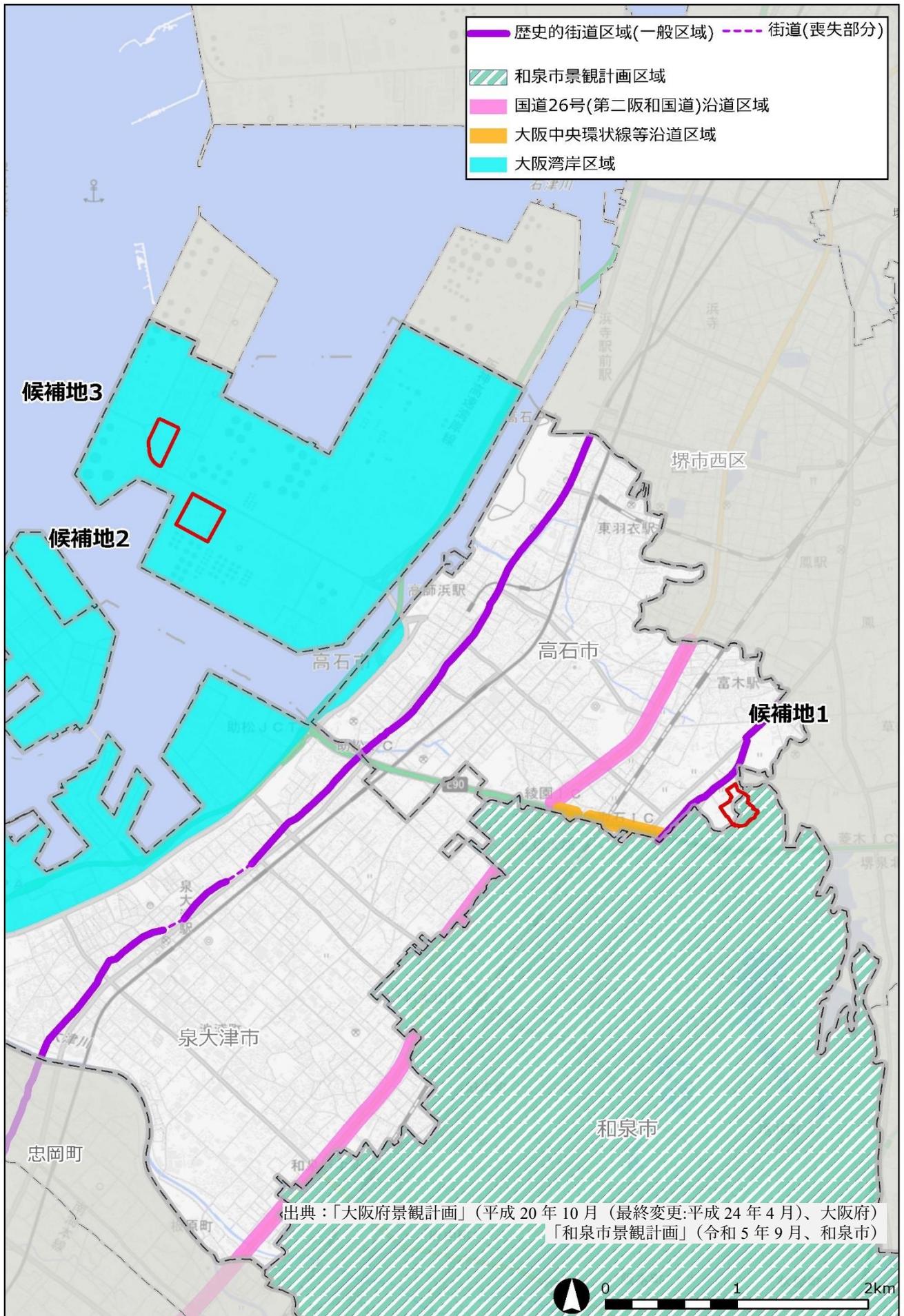


図 景観計画区域

④ 農用地区域

■配点のポイント

農用地区域は、地域の農業を振興していくうえでの基盤として農用地等の利用が目的とされた区域であり、農用地区域のうち、第一種農地では基本的に農業以外の利用への転用が認められていないことから、評価基準として設定した。

ただし、第一種農地のうちの周縁部に該当する場合は、隣接する土地と一体的に公共性の高い事業等を実施する場合は、農業以外の利用への転用が認められる場合があることから、農用地区域の周縁部の該当の有無も評価基準とした。

- ◎ (3点) : 農用地区域に該当しない。
- (1点) : 農用地区域の周縁部に該当する。
- △ (0点) : 農用地区域の周縁部以外に該当する。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|----------------------------|--------------------------|------------------------|
| ◎ (3点) 農用地区域に該当しない。 | ◎ (3点) 農用地区域に該当しない。 | ◎ (3点) 農用地区域に該当しない。 |

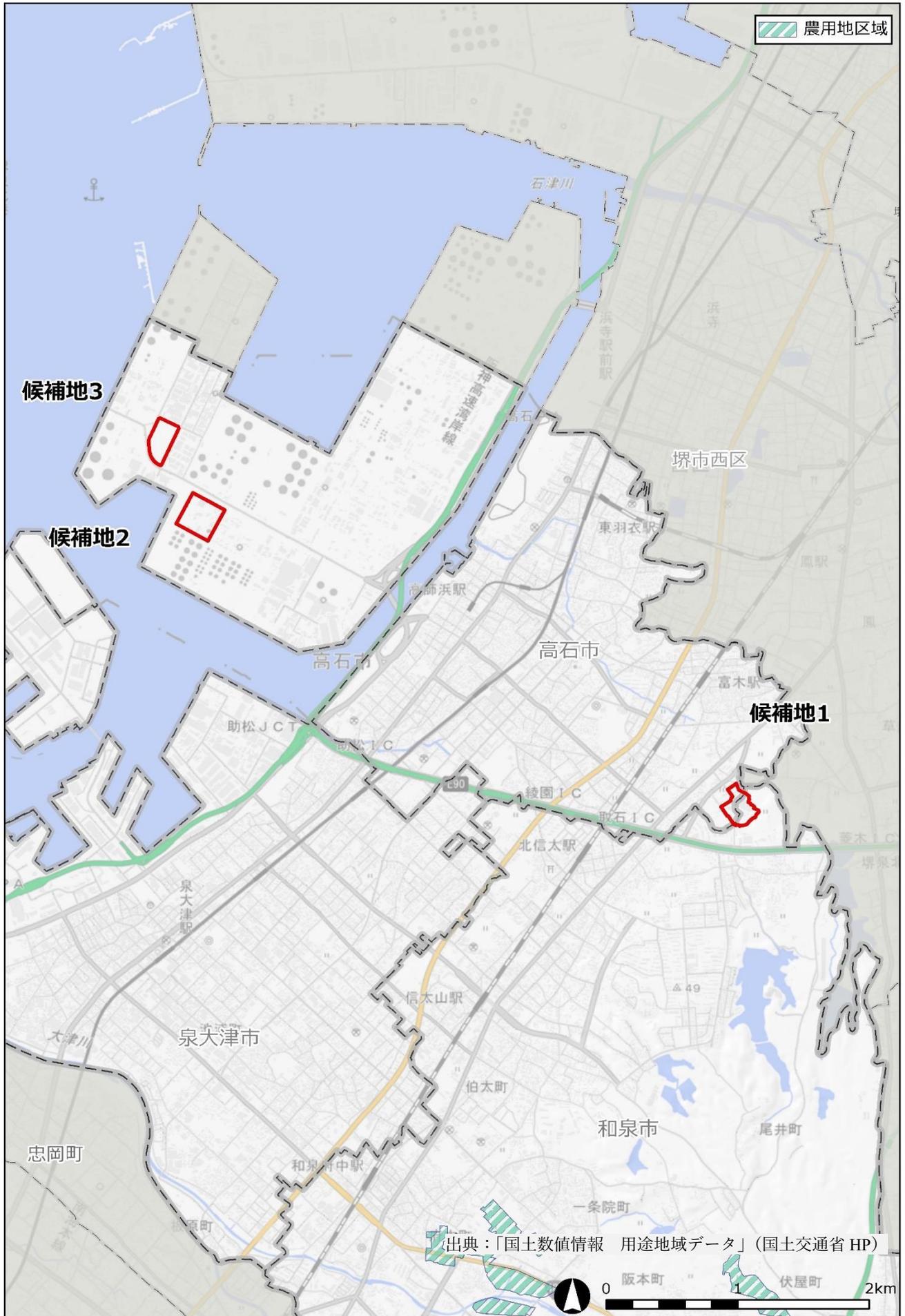


図 農用地区域

⑤ 地域森林計画民有林

■配点のポイント

地域森林計画民有林に該当する場合は林地開発協議が必要であり、該当しない場合は施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。

◎ (3点) : 地域森林計画民有林に該当しない。

△ (0点) : 地域森林計画民有林に該当する。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| ◎ (3点) 地域森林計画民有林は存在しない。 | ◎ (3点) 地域森林計画民有林は存在しない。 | ◎ (3点) 地域森林計画民有林は存在しない。 |

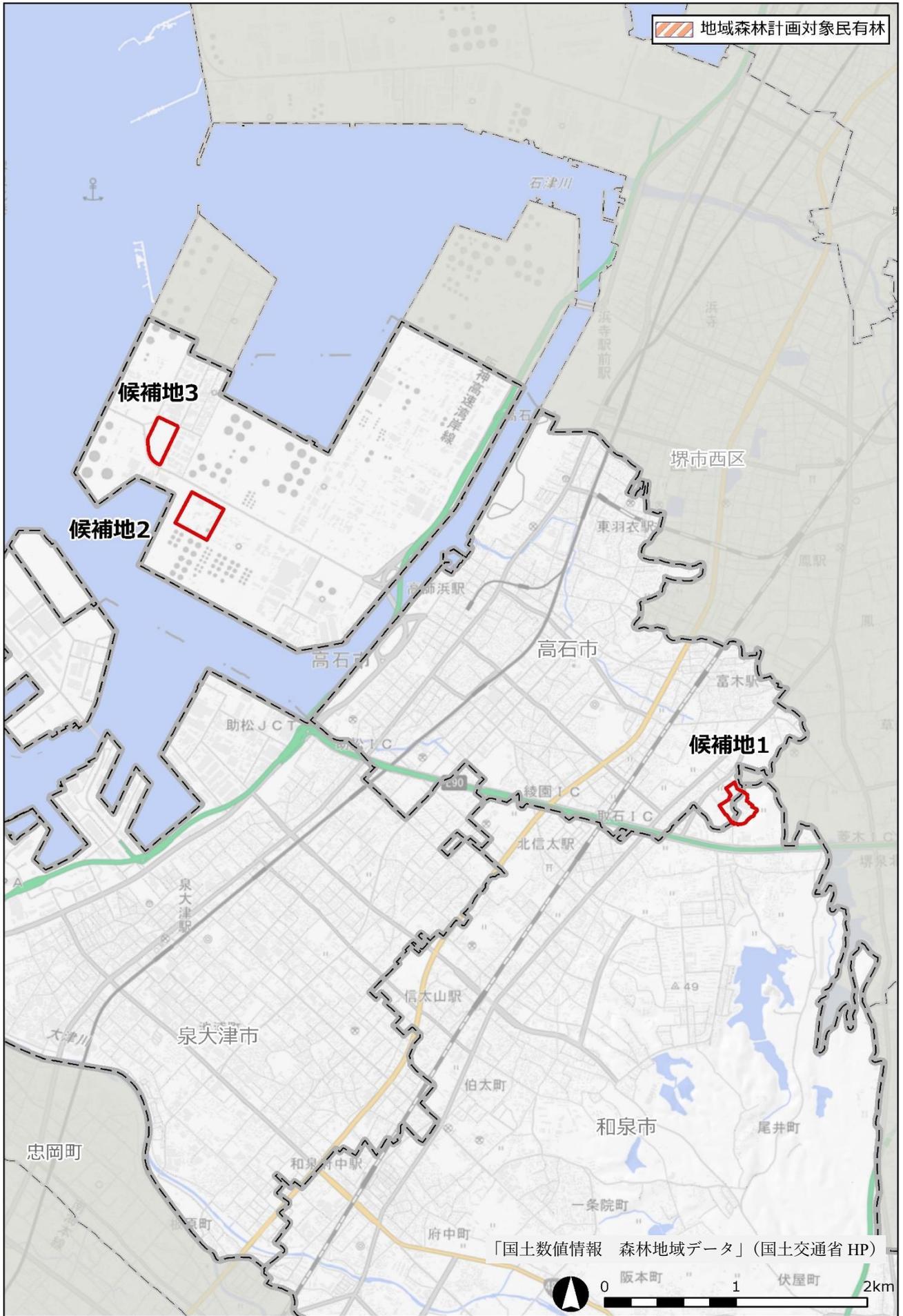


図 地域森林計画民有林

⑥ 指定文化財

■配点のポイント

該当する場合は移設及び保存が難しいこと、隣接する場合は施工時の配慮が必要となることから、指定文化財の該当及び隣接の有無について評価基準として設定した。

- ◎ (3点) : 候補地に指定文化財が該当・隣接しない。
- (1点) : 候補地が指定文化財に該当しないが、隣接する。
- △ (0点) : 候補地内に指定文化財が該当する。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|----------------------------|---------------------------|---|
| ◎ (3点) 指定文化財が該当・隣接しない。 | ◎ (3点) 指定文化財が該当・隣接しない。 | △ (0点) 国登録の有形文化財 (伽羅橋) が該当する。 ※詳細図参照 |

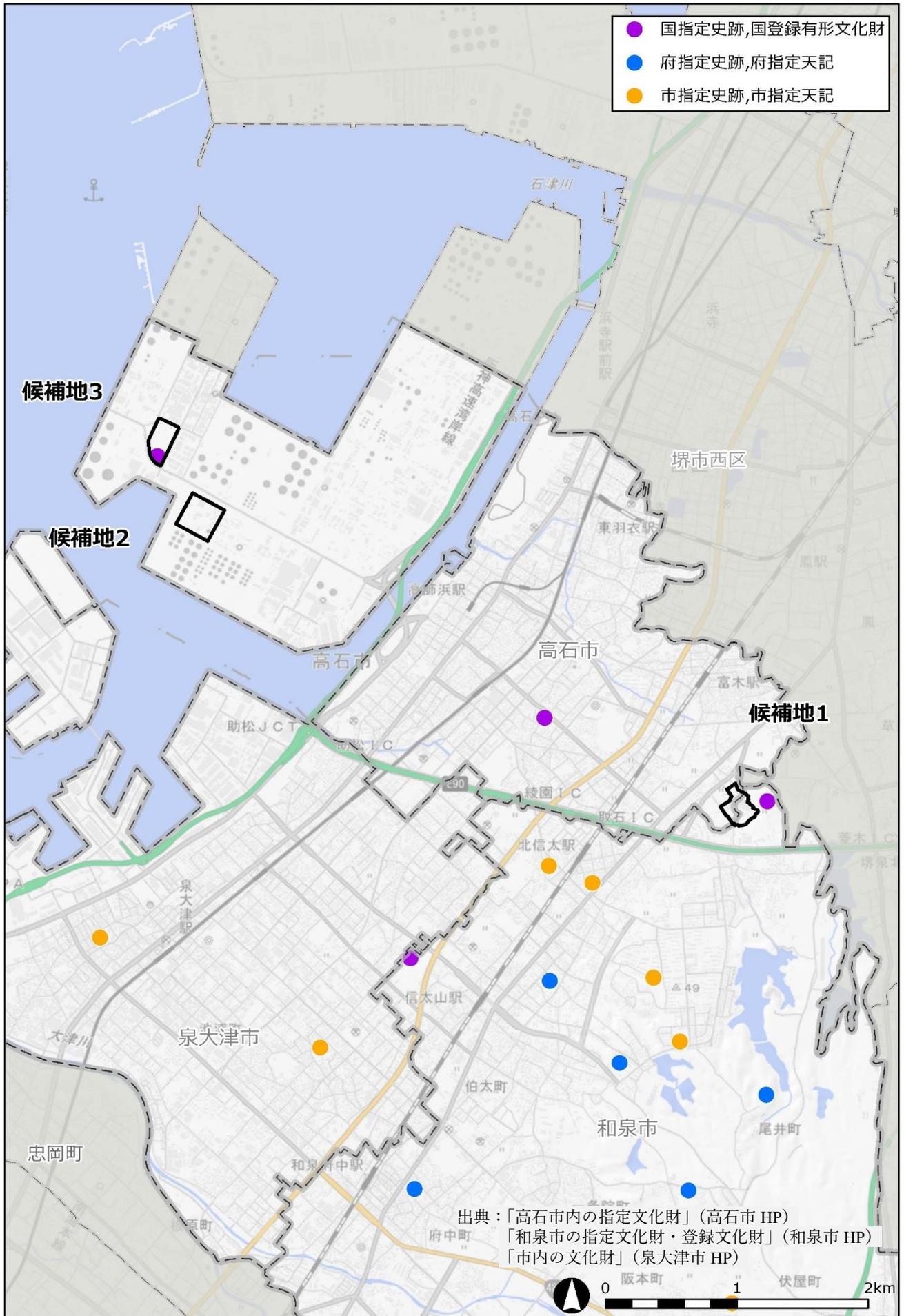
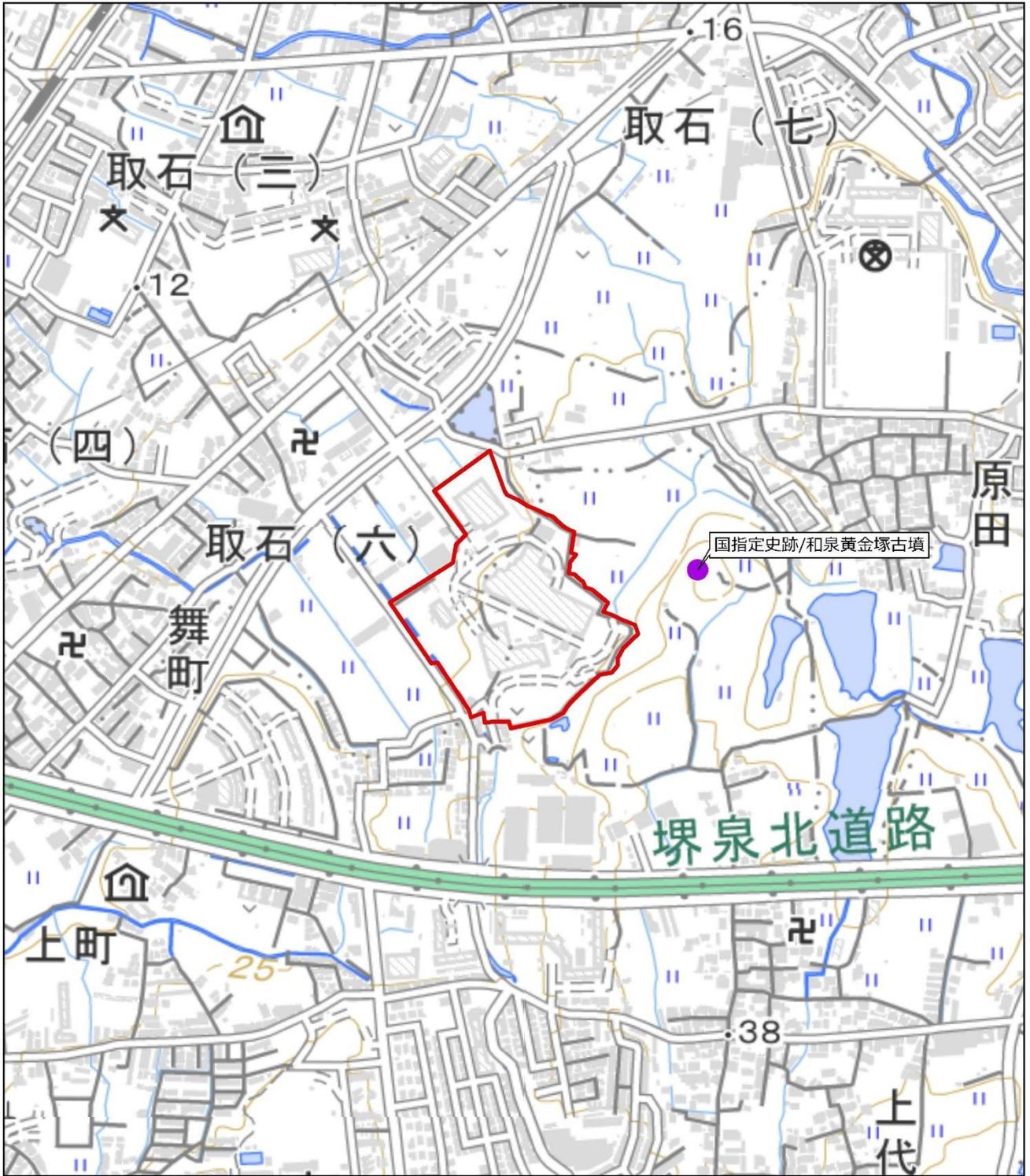
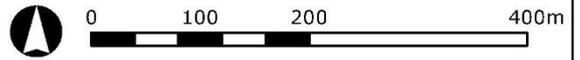


図 文化財位置

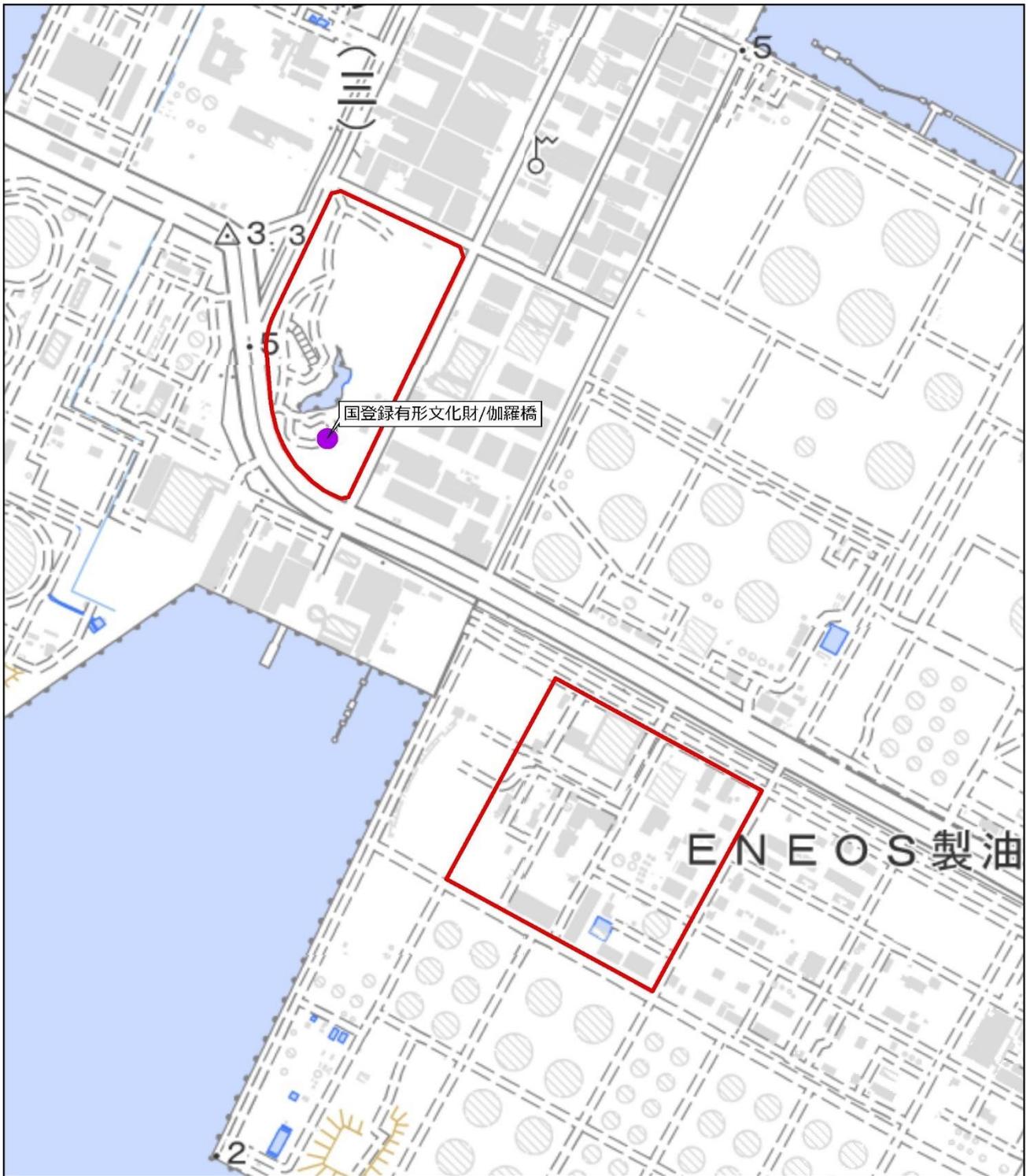


- 国指定史跡, 国登録有形文化財
- 府指定史跡, 府指定天記
- 市指定史跡, 市指定天記



出典：「和泉市の指定文化財・登録文化財」（和泉市 HP）

図 文化財位置（候補地 1）



- 国指定史跡,国登録有形文化財
- 府指定史跡,府指定天記
- 市指定史跡,市指定天記

出典：「高石市内の指定文化財」（高石市 HP）

図 文化財位置（候補地 2・3）

⑦ 埋蔵文化財

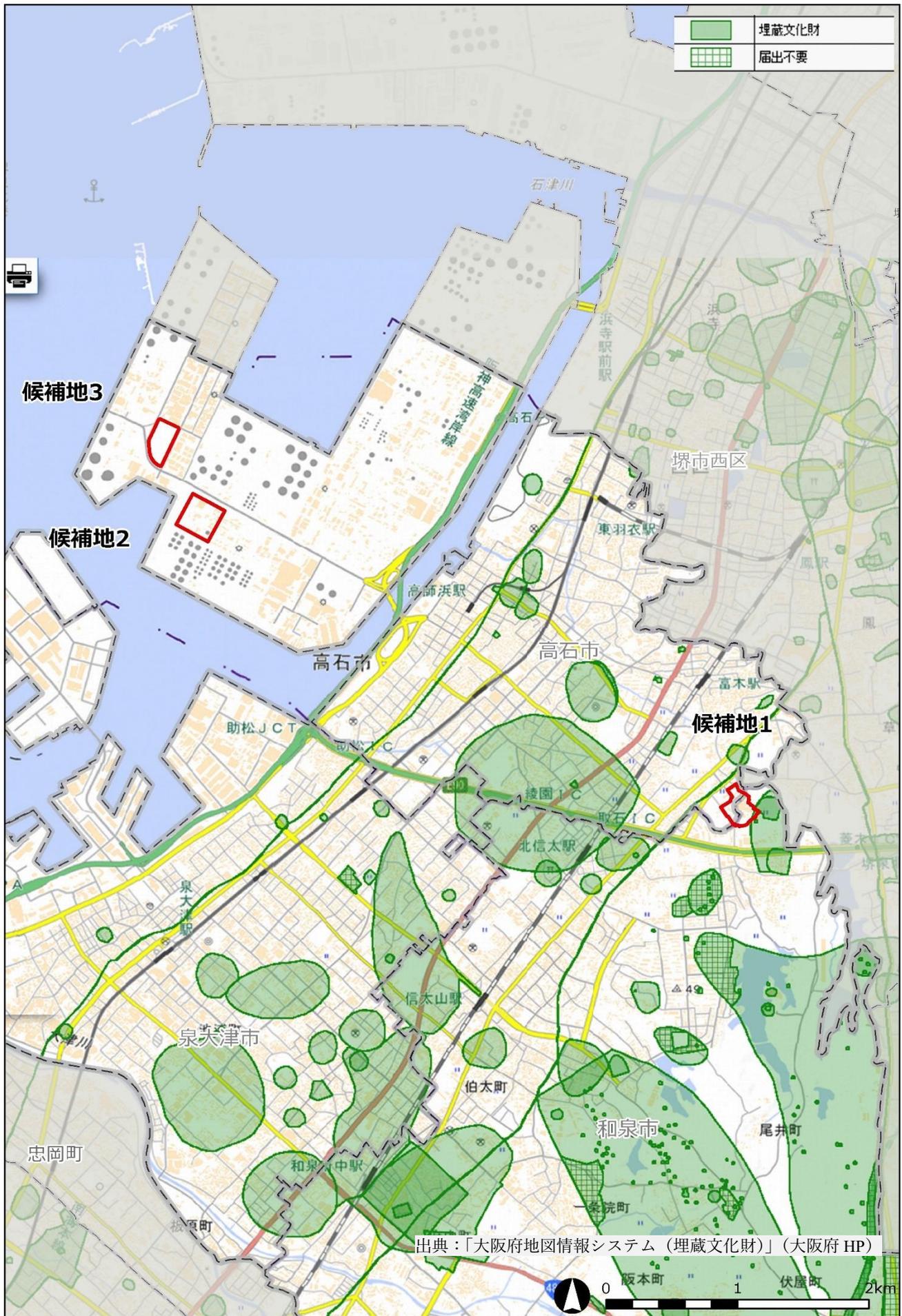
■配点のポイント

該当又は隣接する場合は試掘後、発掘調査等が必要となる可能性があることから、評価基準として設定した。

- ◎ (3点) : 候補地に周知の埋蔵文化財が該当・隣接しない。
- (1点) : 候補地に周知の埋蔵文化財が該当しないが、隣接する。
- △ (0点) : 候補地内に周知の埋蔵文化財が該当する。

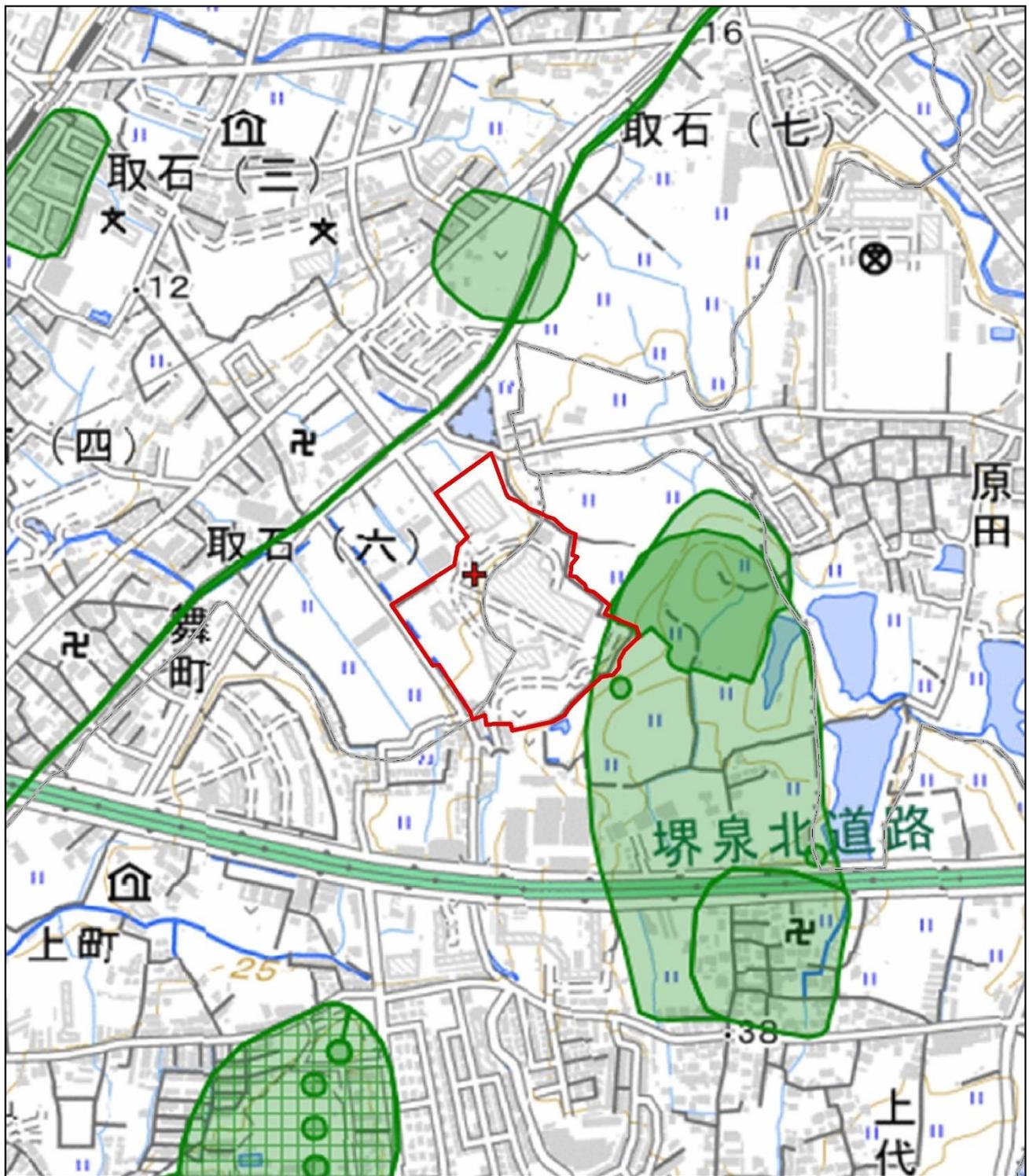
■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| △ (0点) 候補地内に周知の埋蔵文化財が 該当。 | ◎ (3点) 周知の埋蔵文化財が該当・隣接 しない。 | ◎ (3点) 周知の埋蔵文化財が該当・隣接 しない。 |



出典：「大阪府地図情報システム（埋蔵文化財）」（大阪府 HP）

図 埋蔵文化財位置



| | |
|---|-------|
|  | 埋蔵文化財 |
|  | 届出不要 |

出典：「大阪府地図情報システム（埋蔵文化財）」（大阪府 HP）

図 埋蔵文化財位置（候補地 1）

(2) 土地取得・合意形成

① 土地所有者の区分及び用地取得

■配点のポイント

用地取得の必要性がある場合、施設の整備に時間を要するおそれがあることから、評価基準として設定した。

また、用地取得を行う場合、本事業は公共事業であることから公共用地の場合に比較的取得が容易となること、土地所有者の承認がない場合は取得が困難となることから、公共用地・民有地の別及び土地所有者の承認の有無を評価基準として設定した。

- ◎ (6点) : 土地が組合の所有する用地であり、用地取得の必要がない。
- (4点) : 土地が公共用地であり、用地取得は必要である。
- (2点) : 土地が民有地であり、用地取得は必要である。(所有者の承認を得ている。)
- △ (0点) : 土地が民有地であり、用地取得は必要である。(所有者の承認がない。)

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|--------------------------------------|--|-------------------------------|
| ◎ (6点) 土地が組合の所有する用地であり、用地取得の必要なし。 | □ (2点) 土地が民有地であり、用地取得が必要であるが、土地所有者の承認を得ている。 | ○ (4点) 土地が公共用地であり、用地取得が必要。 |

② 土地所有者の数

■配点のポイント

土地所有者の数が多い場合、用地取得が難航する可能性があることから、評価基準として設定した。

- ◎ (6点) : 土地所有者が1名(団体)である。
- (4点) : 土地所有者が2~9名(団体)以下である。
- (2点) : 土地所有者が10~19名(団体)以下である。
- △ (0点) : 土地所有者が20名(団体)以上である。

■各候補地の採点結果

| 候補地1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地3：高砂公園 |
|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ◎ (6点) 土地所有者が1団体である。 | ◎ (6点) 土地所有者が1団体である。 | ◎ (6点) 土地所有者が1団体である。 |

③ 地元自治会の理解度

■配点のポイント

施設整備を進めるにあたって、土地所有者や地元自治会の理解を得られていない場合、施設整備及び土地取得に時間を要するおそれがあることから、評価基準として設定した。

◎ (6点) : 土地所有者、地元自治会の理解を得られている。

△ (0点) : 土地所有者、地元自治会の理解を得られていない。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|--|--|--|
| △ (0点) 候補地周辺に施設整備に係る理解が得られていない地元自治会が存在する。 | ◎ (6点) 候補地周辺に自治会は存在しない。また、候補地周辺の事業者に施設整備に係る理解を得られている。 | △ (0点) 候補地周辺に自治会は存在しない。ただし、候補地周辺の事業者に施設整備に係る理解が得られていない事業者が存在する。 |

※組合による聞き取り調査により判定。

※候補地 2 及び 3 には、周辺に地元自治会は存在しないが、多数の事業所が存在するため、施設整備への影響を考慮し、協議の結果、特例として周辺事業者の理解度を評価の対象とすることとした。

| 市名 | 自治会名 | 通知日時（令和6年） 決定方法もしくは機関 | 意見 | 評価 |
|-----|------|---|---|----|
| 和泉市 | A自治会 | 日時：7月5日 決定方法：ヒヤリング 結果及び町内会の意見 | 1.ヒヤリング結果 (1)煙突が高くそびえ立ち、景観が悪い。 (2)隣に国史跡黄金塚があり、現有地も黄金塚エリアとして古墳の整備を望む。 (3)近くに住民が多数住んでいる。 2.●町内会の意見 現地での継続運営は反対です。 他所への移転を前提に検討をお願い致します。 | △ |
| 和泉市 | B自治会 | 日時：7月12日 決定方法：代表者から 回答（住民にアンケート を行ったが回答がな かった。） | 臨海部の方が良いと思う。 近くに古墳があるので、整備して跡地に公園などの施設を作ってほしい。 | － |
| 和泉市 | C自治会 | 日時：7月15日 決定方法：自治会全世 帯に回覧し意見徴取の 上、代表からFAXにて 提出 | 1.代替え地への移設希望 2.高石の場所に設置した場合は施設は災害対策がなされてると思いますが、そこまでの侵入搬入経路の災害対策がなされてるか、なされていない場合は現地、または津波の心配のない場所を選択。 3.ごみを燃やした後に排出される灰の埋め立て量を減らすため（現在は和泉市）エコセメントとして土木建築資材に利用できる設備を併設 | △ |
| 和泉市 | D自治会 | 日時：7月6日 決定方法：自治会の意 見 | 1 候補地があるならそちらに移転してほしいが全員一致です。 2 有識者等で組織する立地検討委員会とあるが、その委員会には各自治会からも組織に加えてほしい。 3 クリーンセンターのために周りには各自治会からも組織に加えてほしい。 4 岸和田貝塚のクリーンセンターは人里離れた臨海にあり、最新の機械が入っていると聞く。同じように臨海に作れば人に害を及ぼさないとはいえないが、和泉のクリーンセンターよりは人に与える影響は一段と少ない。 5 今のを建替えるとなると工事のための新たな騒音・公害がでてくると思う。 | △ |
| 和泉市 | E自治会 | 日時：7月19日 決定方法：代表者から 回答（住民にアンケート を行ったが回答がな かった。） | 現有地での建替えに問題はございません。 | ○ |
| 和泉市 | F自治会 | 日時：7月2日 決定方法：アンケート に基づき、代表者が電 話で回答 | アンケートを実施した結果、約150件中48件の回答があり、反対意見は5件程度であった。 結果、弊自治会は賛同傾向であると回答させていただく。 | ○ |
| 和泉市 | G自治会 | 日時：7月9日 決定方法：話し合いを 行い、代表者が電話で 回答 | 現有地での建替えに問題はない。 騒音、臭気もなく、ダイオキシンの数値も出ていないので新しく建替えを行ったとしても問題がない。 臨海部で建設するのに、津波などが気になります。 | ○ |

※評価は以下の通り分類している。

- ：施設整備に対し賛同の意向を示す意見
- △：施設整備に対し不賛同の意向を示す意見
- －：その他の意見

①現有地周辺（自治会）

| 市名 | 自治会名 | 通知日時（令和6年） 決定方法もしくは機関 | 意見 | 評価 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------|--|---|------|----|----|-------|-----|-----|----|----|----|---|-----|-------|-------|-------|------|---|
| 和泉市 | H自治会 | 日時：7月16日 決定方法：全自治会員 に対してアンケートを 実施し、代表が取りま とめ | <p>今回の建て替えに対する自治会住民の意見について、事前にサン プル聞き取りを行ったところ、年齢、居住期間、クリーンセン ターとの現時点での関わりとの程度等で大きく意見の相違が見受け られ、自治会役員会において検討の結果、統一見解の表明は困難 と判断し、全戸へのアンケート調査で現時点の住民の意向を調査 し報告することとした。</p> <p><調査方法> ・●丁目に住まいする全自治会員を対象にアンケート用紙を配 布・回収 ・設問は「現在地での建て替えについて」 ・回答は1.賛成2.反対3.どちらでもよい4.その他の4択 ・「ご意見」記入欄あり ・無記名・自由回答</p> <p><調査結果></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>回答数</th> <th>賛成</th> <th>反対</th> <th>どちらでも</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>170</td> <td>73</td> <td>26</td> <td>69</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>42.9%</td> <td>15.3%</td> <td>40.6%</td> <td>1.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査は「自由回答」としていたため回答率は63.7%であった。ま た「賛成」と「どちらでもよい」で83%を超え「反対」を大きく 上回った結果となった。参考として、記入のあった「ご意見」を 原文のまま記載・添付します。</p> | 回答数 | 賛成 | 反対 | どちらでも | その他 | 170 | 73 | 26 | 69 | 2 | 構成比 | 42.9% | 15.3% | 40.6% | 1.2% | ○ |
| 回答数 | 賛成 | 反対 | どちらでも | その他 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 170 | 73 | 26 | 69 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 構成比 | 42.9% | 15.3% | 40.6% | 1.2% | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和泉市 | I自治会 | 日時：7月9日 機関： | <p>泉北グリーンセンター立地検討について</p> <p>現在 当自治会においては反対等はあまり無く利便性が第一理由 との意見をもらっております。令和16年度以降の現在の場所にて の建替えに関して賛成します。又 候補地に決定した場合はそ れに反対するものではありません。</p> | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和泉市 | J自治会 | 日時：7月6日 機関：役員会 | <p>・現時点においては予定候補地のいずれに決定されたとしても、 特に反対など異議はありません。</p> <p>・現在の場所でも問題なく思います。現在の位置でのよほどの問 題点などがなければ、現在位置でも良いかと。</p> <p>・候補地3箇所におけるそれぞれの立地に対する費用がどれだけ 違うのか。</p> <p>・以前の更新時は同じ敷地内だった？今回も敷地内で実施可能で あればベスト。</p> | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高石市 | K自治会 | 日時：6月17日 機関：役員会 | <p>現有地での建替えに、特に異論はない。</p> <p>臨海部で建設する方が、スムーズに事業が進むのではと思う。</p> | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高石市 | L自治会 | 日時：6月16日 機関：役員会 | <p>別の候補地に行ってもらった方が良いのではないかと。</p> <p>ただし、浸水対策など防災面の整備をしっかりとやってもらいた い。</p> <p>液状化の対策についても同様である。</p> | △ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高石市 | M自治会 | 日時：7月2日 機関： | <p>役員6人中 賛成4人 反対1人 意見もらえず1人 以上です。</p> | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |

※評価は以下の通り分類している。

- ：施設整備に対し賛同の意向を示す意見
- △：施設整備に対し不賛同の意向を示す意見
- ：その他の意見

①現有地周辺（自治会）

| 市名 | 自治会名 | 通知日時（令和6年） 決定方法もしくは機関 | 意見 | 評価 |
|----|------|------------------------------|---|----|
| 堺市 | N自治会 | 日時：7月9日 機関：●校区自治会連 合会議 | <p>移設、建て替えについてのアンケート結果について 表題の件につきまして、6月9日に●集会所にておこなわれま した「令和16年以降の新施設の整備」についての話し合いの あと、現地に建て替え、移転、また移転（仮）となった場合、 跡地にプラスチック回収施設等の施設の参入について、自治会 員様を対象に6月16日から6月30日迄アンケート調査を実 施いたしました。アンケート結果につきましては、現地建て替 えに反対81%、賛成19%、また移設になった場合の跡地につ いては、何もない方がよい80%、プラスチック回収施設等 の参入があっても仕方が無い20%との回答結果になりました。 また、その他の意見として、跡地には公園施設やスポーツ 施設にしてほしいとの回答も頂いております。</p> <p>●校区自治連合会の場におきましても、各町賛否をいただい ております。資料として添付しておりますので、ご確認よろしく お願いいたします。</p> <p>（添付資料） （略）</p> <p>以上18地区自治会会長で行い泉北環境整備施設組合クリーン センター整備基本構想の策定についての件で協議した結果、現 在のゴミ焼却施設を現在地で建て替えに反対する。 建て替え地を工業地帯等にして頂きたい。 他所へ建て替えた後の跡地にプラスチック回収施設等の建設に も反対する。 全地区自治会会長一致で採決しました。 尚、跡地を公園等の施設にすればとの意見です。</p> | △ |

②ENEOS大阪事業所跡地周辺（事業者）

| 市名 | 事業者名 | 決定日時 | 意見 | 評価 |
|-----|------|-------|---|----|
| 高石市 | O事業者 | 6月20日 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設が隣接した場合の車両の動線が気になります。 ・別途、説明会を開催して頂ければ幸いです。 | ○ |

※評価は以下の通り分類している。

- ：施設整備に対し賛同の意向を示す意見
- △：施設整備に対し不賛同の意向を示す意見
- ：その他の意見

③高砂公園周辺（事業者）

| 市名 | 事業者名 | 決定日時 | 意見 | 評価 |
|-----|------|-------|---|------|
| 高石市 | P事業者 | | | 回答なし |
| 高石市 | Q事業者 | 7月3日 | ・当社敷地出入口（西側）の道路が狭く、また、信号の青状態の時間が短い為車両の出入に支障をきたさないか懸念があります。 ・当埋立地の出入口が一本しかなく、朝夕の交通集中がひどい為、さらに悪化しないか懸念します。 | － |
| 高石市 | R事業者 | 6月19日 | ・車両往来が激しくなる。 ・時間帯によって渋滞の心配がある。 現状車両に関する点のみです。 | － |
| 高石市 | S事業者 | 6月13日 | 一般廃棄物中間処理施設（泉北クリーンセンター）の件に関しては、弊社で扱う車種の都合により、賛同はできかねます。よろしくお願ひ致します。 備考 現在弊社では、土地の老朽化に伴い、新たな土地を探しております。入札のお話しがありましたら、ぜひ、お引き合いをさせていただきたく思いますので、下記のお電話まで折り返してご連絡お待ちしております。 | △ |
| 高石市 | T事業者 | 6月13日 | 近隣事業地での事業活動に反対することはございません。 | ○ |
| 高石市 | U事業者 | | | 回答なし |
| 高石市 | V事業者 | | | 回答なし |
| 高石市 | W事業者 | 6月18日 | 特に異論等ございません。 | ○ |
| 高石市 | X事業者 | 6月19日 | 移転することによって周辺環境（交通量、騒音、におい等）が大きく変わり、事業への影響が出ないか心配。また、海から近いという事もあり、地震・津波等の災害で施設が機能しなくなるのではないかと懸念がある。 そもそも高砂公園が候補地として検討された理由は何か教えてほしい。 | － |
| 高石市 | Y事業者 | 6月13日 | 問題なし | ○ |
| 高石市 | Z事業者 | | | 回答なし |
| 高石市 | a事業者 | | | 回答なし |
| 高石市 | b事業者 | | | 回答なし |
| 高石市 | c事業者 | 6月26日 | 〔メリット〕 ①この地区に新たな雇用が生まれることは喜ばしい。 ②地域住民や近隣企業の従業員の方が気軽に訪れ、心や体が癒される場の提供を期待している。 〔デメリット〕 ①車両の出入が多くなる事の交通事故発生率の増加が心配される。 ②周辺への不法投棄が増える事が心配（ゴミ処理場近くに投棄しておけば関係者がかたづけられるだろう）。 | ○ |
| 高石市 | d事業者 | 6月13日 | 御社事業が必要であることは承知しているが、いざ近隣に建設されるとなると懸念がある。産廃業社はこの工業団地内にもいくつかあるが、なんせトラックの運転が荒い。また、道にはみ出して作業する企業もあり、御社が高砂公園に来られることには、目の前の弊社としては断固反対である。 | △ |
| 高石市 | e事業者 | 7月1日 | この度は丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。公共の福祉に資する施設の建設計画でありますので、特に異論はございません。 | ○ |
| 高石市 | f事業者 | | | 回答なし |
| 高石市 | g事業者 | | | 回答なし |

※評価は以下の通り分類している。

- ：施設整備に対し賛同の意向を示す意見
- △：施設整備に対し不賛同の意向を示す意見
- －：その他の意見

④ 他市町村の距離

■配点のポイント

本施設稼働による騒音等の影響を考慮し、他市町村と一定程度の距離がある方が望ましいことから、後述する「教育・医療・福祉施設との距離」の考え方に準じ、評価基準として設定した。

- ◎ (6点) : 200m 以上
- (4点) : 100m 以上 200m 未満
- (2点) : 50m 以上 100m 未満
- △ (0点) : 50m 未満

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| △ (0点) 堺市西区との距離が約 30m ※詳細図参照 | ◎ (6点) 他市町村との距離が 200m 以上。 | ◎ (6点) 他市町村との距離が 200m 以上。 |



図 他市町村との距離

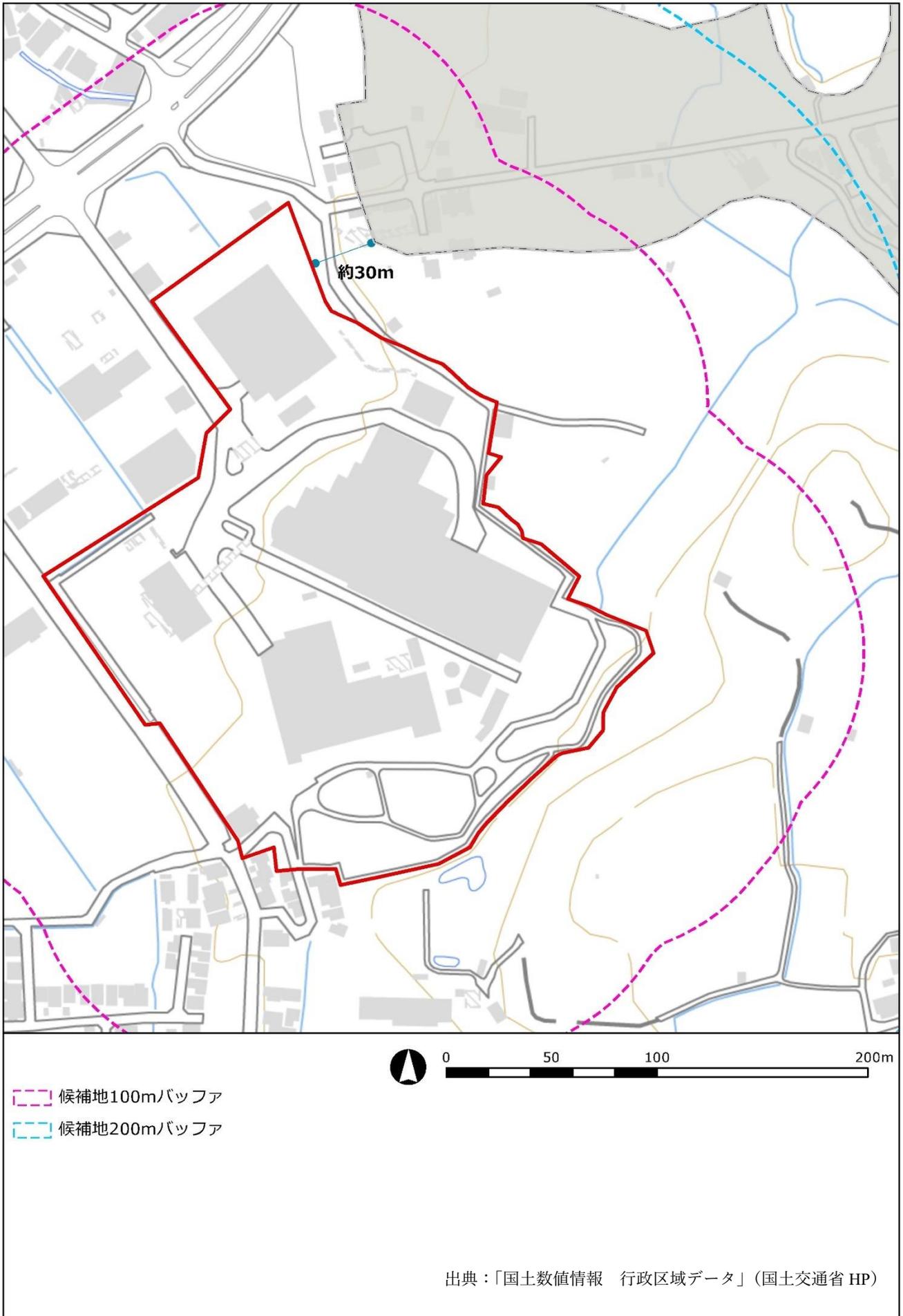


図 他市町村との距離

(3) インフラの状況・施工性

① 上水道の整備状況

■配点のポイント

水道管幹線までの距離が短い方が施設への用水供給が容易であることから、評価基準として設定した。

◎ (3点) : 近傍まで上水道が整備されている。

△ (0点) : 近傍まで上水道が整備されていない。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| ◎ (3点) 近傍まで上水道が整備されている。 | ◎ (3点) 近傍まで上水道が整備されている。 | ◎ (3点) 近傍まで上水道が整備されている。 |

候補地 1：現有地（泉北クリーンセンター）
 「水道施設等整備計画概要版」（和泉市）

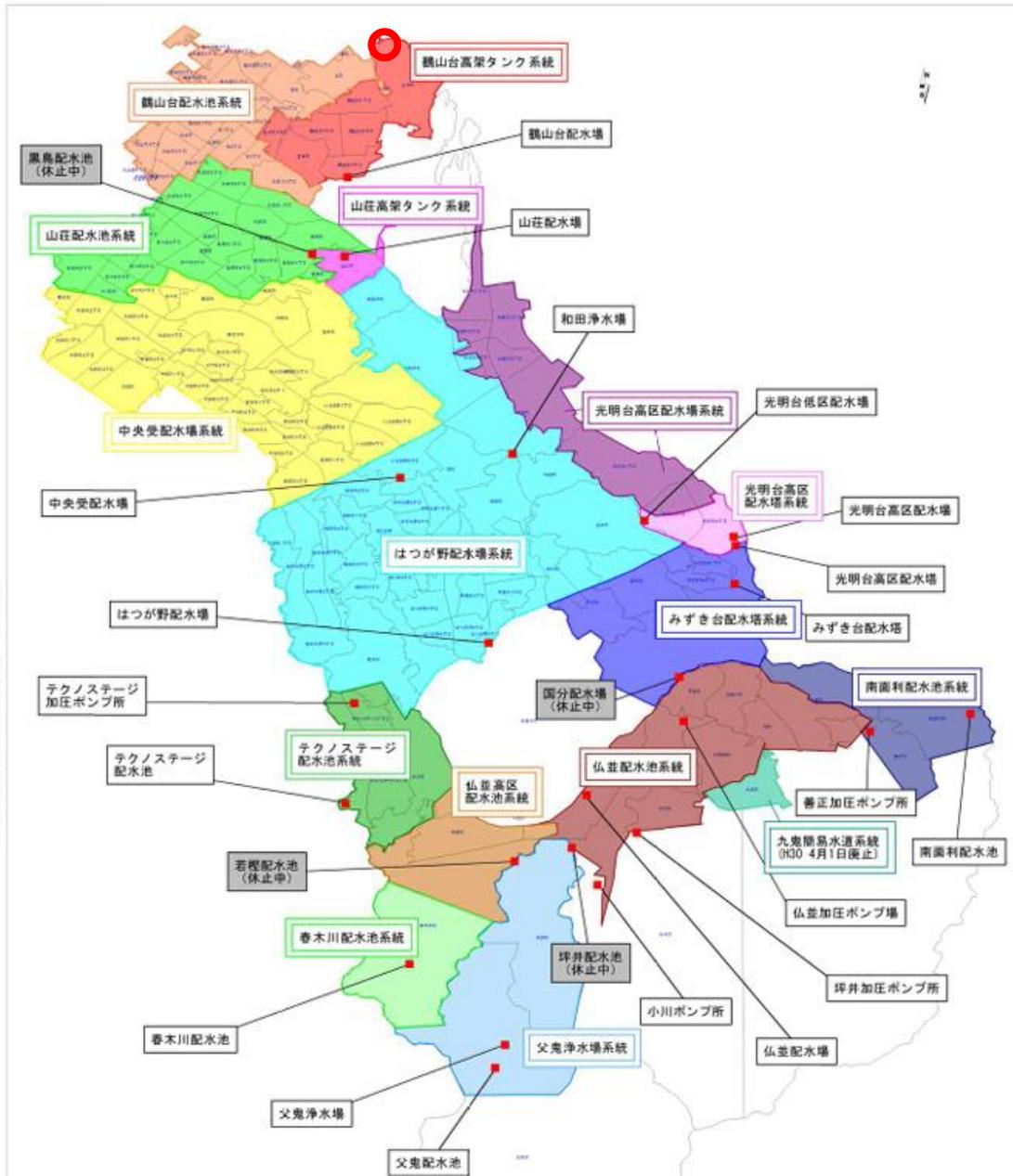


図 1-2 和泉市水道事業一般平面図

候補地 2：ENEOS 大阪事業所跡地

候補地 3：高砂公園

「高石市水道事業ビジョン」(高石市)

※ENEOS 大阪事業所跡地、高砂公園に関する情報は掲載されていないが、第3回委員会(現地視察)時の土地所有者説明により上水道が整備済みであることを確認済み。

第2章 高石市水道事業の概要

2.2 高石市水道事業について

2.2.1 施設の概要

(水源及び配水施設)

本市の水道水は、受水量の約75%を琵琶湖・淀川を水源とする大阪広域水道企業団(以下「広域水道」という。)から、約25%を光明池を水源とする泉北水道企業団(以下「泉北水道」という。)から受水し、配水施設を介してお客さまに水を供給しています。

配水区域は、JR 阪和線を境にして、東側の高地区と西側の低地区に区分され、高地区は広域水道取石分岐及び泉北水道土生分岐から受水した水を各戸へ配水しています。また、低地区は広域水道綾井分岐・北分岐から受水した水及び高地区の水の一部を各戸に配水しています。

本市には配水場が1箇所あり、配水場の施設としては、配水池7池と配水塔1塔となっています。

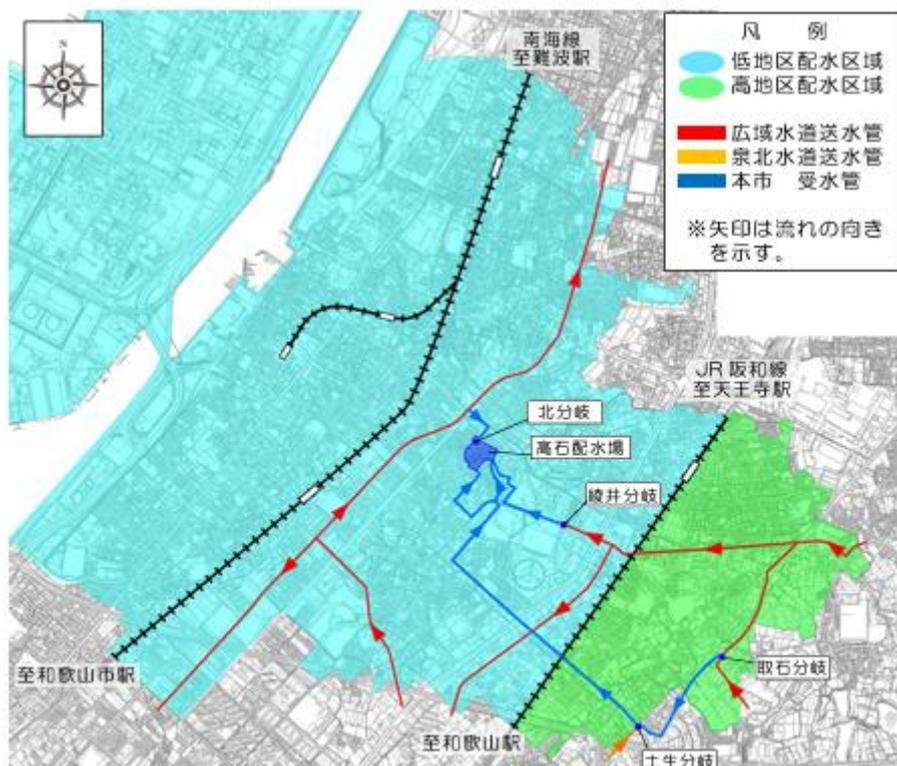


図 2-2 高石市の受水系統図

② 下水道の整備状況

■配点のポイント

施設排水を下水道放流することが可能な場合には、公共用水域へ排水する必要がなく、環境負荷が少なくなる。その場合、下水道計画区域に該当する方が施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。

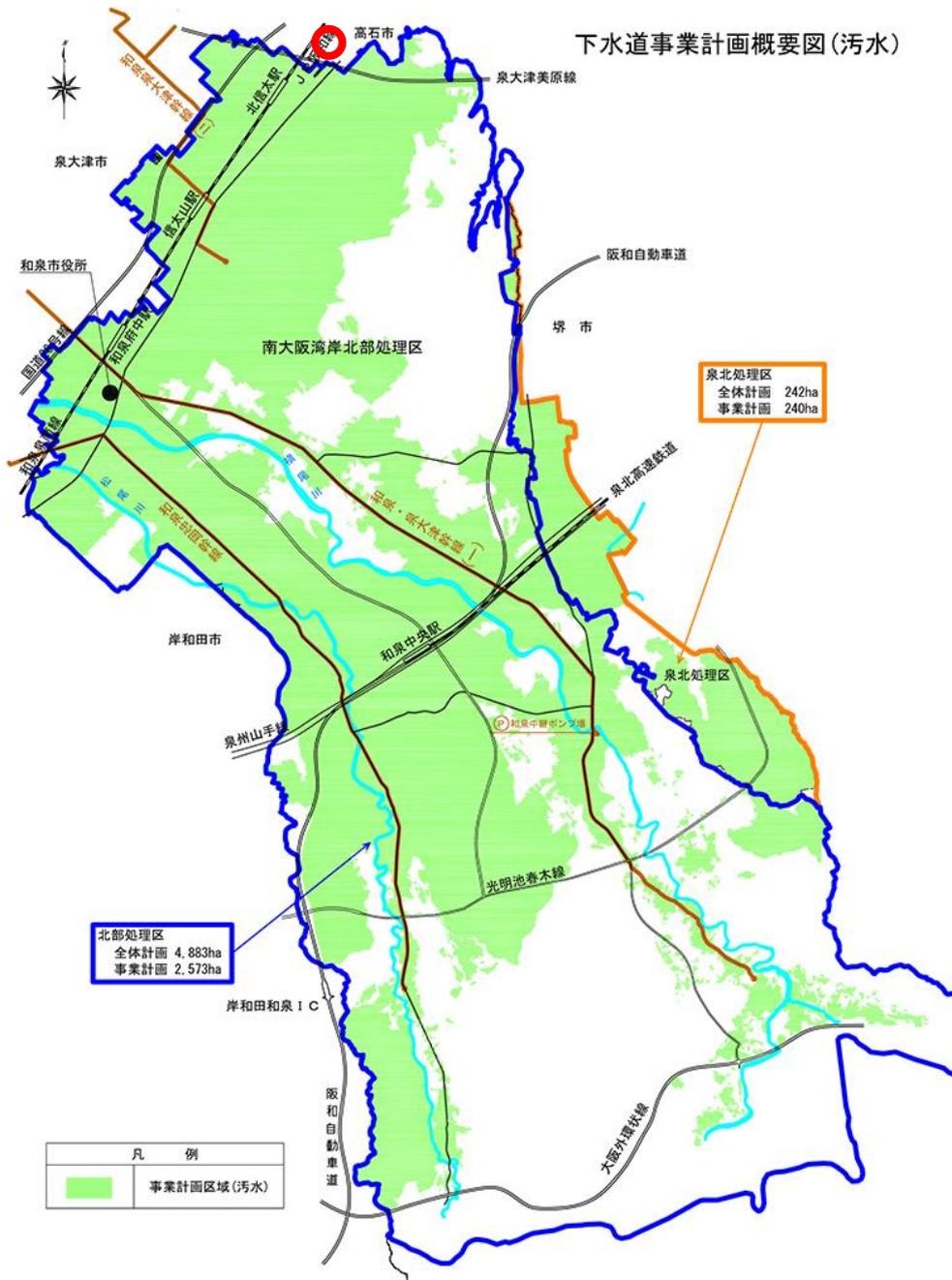
◎ (3点) : 近傍まで下水道が整備されている。

△ (0点) : 近傍まで下水道が整備されていない。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ◎ (3点) 近傍まで下水道が整備されている。 | △ (0点) 近傍まで下水道が整備されていない。 | △ (0点) 近傍まで下水道が整備されていない。 |

候補地 1：現有地（泉北クリーンセンター）
 「和泉市の下水道 下水道計画の概要」（和泉市）



候補地 2：ENEOS 大阪事業所跡地

候補地 3：高砂公園

「下水道のしおり」(高石市)

※ENEOS 大阪事業所跡地、高砂公園は下水道整備区域外

住みよい生活環境を築くために

下水道のしおり




高石市 H312更新版

高石市の下水道整備区域



高石市の下水道の排除方式は、汚水（トイレ・台所・風呂などの排水）と雨水を同じ下水道管で排水する合流式、汚水と雨水を別々に排水する分流式があります。

③ 道路の整備状況

■配点のポイント

幅員 5.5m 以上の道路は、ごみ収集車両のすれ違いが可能な道路であり、幅員 5.5m 以上の道路が候補地に接道していることが望ましいことから、評価基準として設定した。今後の整備予定も考慮して評価する。

- ◎ (3点) : 道路 (幅員 5.5m 以上) が近傍まで整備されている。
- (2点) : 道路 (幅員 5.5m 以上) が近傍まで整備される予定がある。
- △ (0点) : 道路 (幅員 5.5m 以上) が近傍まで整備されていない。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ◎ (3点) 幅員 5.5m 以上の道路が近傍まで整備されている | ◎ (3点) 幅員 5.5m 以上の道路が近傍まで整備されている | ◎ (3点) 幅員 5.5m 以上の道路が近傍まで整備されている |

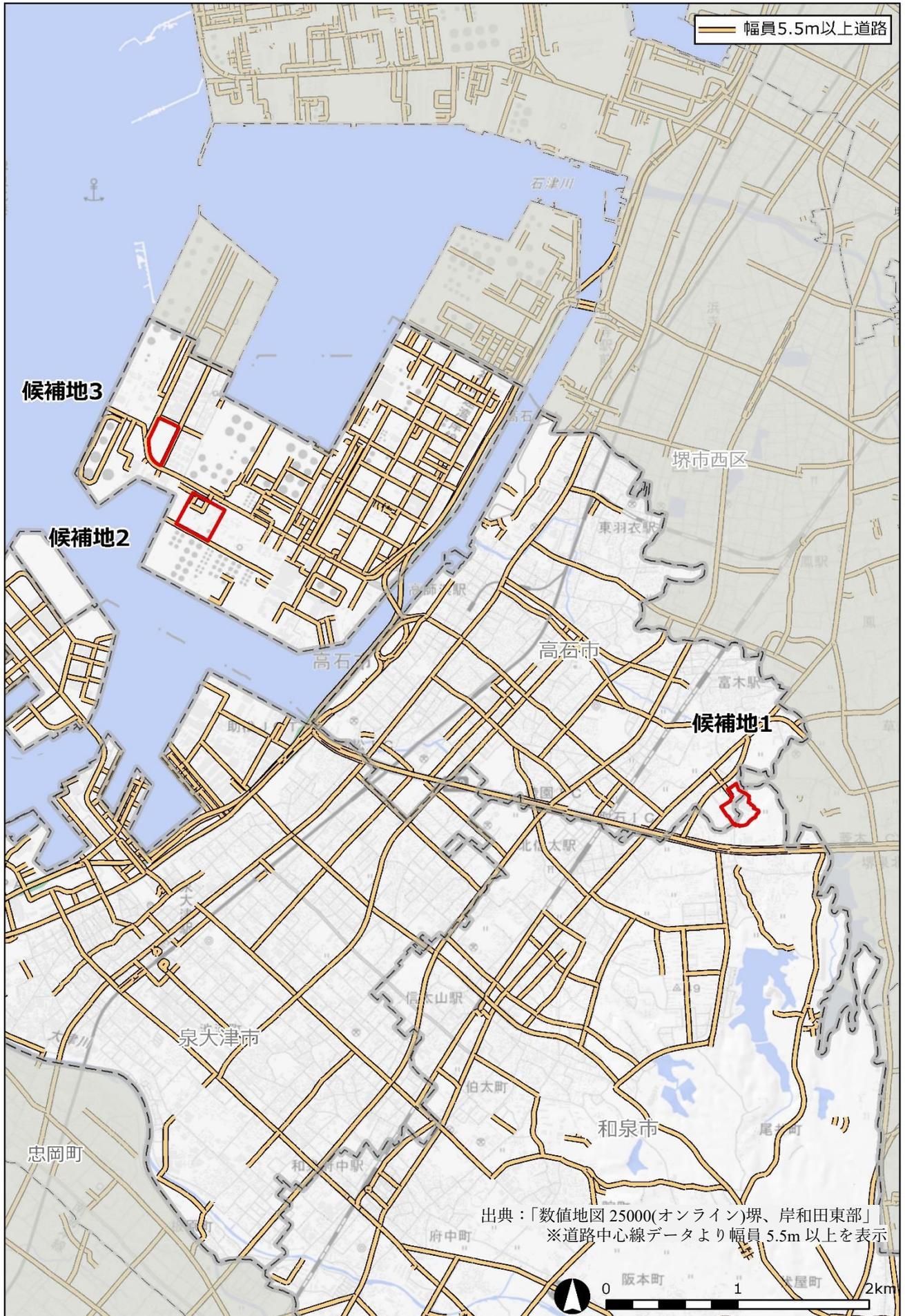


図 道路の整備状況

④ 支障物の有無

■配点のポイント

| |
|--|
| <p>整備区域に支障物がない方が施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。</p> <p>◎ (3点) : 支障物がない。</p> <p>○ (2点) : 支障物があるが、施設整備に支障がない。</p> <p>△ (0点) : 支障物があり、施設整備に支障がある。</p> |
|--|

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|--|--|--|
| <p>△ (0点)</p> <p>整備区域に支障物(現クリーンセンターの一部施設)があり、施設整備に支障がある。</p> | <p>○ (2点)</p> <p>整備区域に支障物(ENEOS 大阪事業所設備)があるが、本事業の着手前には撤去される予定であり、施設整備に支障がない。</p> | <p>○ (2点)</p> <p>整備区域に支障物(グラウンド設備)があるが、撤去が容易と考えられることから、施設整備に支障がない。</p> |

⑤ 土地の傾斜

■配点のポイント

傾斜が 30 度以上の土地は、急傾斜地と呼ばれる。急傾斜地のうち、崩壊の危険性が高い土地は、工作物の設置の制限がある。

また、傾斜が小さな土地では、造成が容易であることから、評価基準として設定した。

(参考：「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」)

- ◎ (3 点) : 土地の傾斜が概ね 5 度未満である。
- (2 点) : 土地の傾斜が概ね 15 度未満である。
- (1 点) : 土地の傾斜が概ね 30 度未満である。
- △ (0 点) : 土地の傾斜が 30 度以上である。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|---|---|---|
| ◎ (3 点) 5m メッシュで検討した結果は以下の通りであり、整備区域の大半の傾斜が 5 度未満であると判断した。 0~5° : 整備区域の約 78.9% 5~15° : 整備区域の約 20.8% 15° ~ : 整備区域の約 0.4% | ◎ (3 点) 5m メッシュで検討した結果は以下の通りであり、整備区域の大半の傾斜が 5 度未満であると判断した。 0~5° : 整備区域の約 99.8% 5~15° : 整備区域の約 0.2% | ◎ (3 点) 5m メッシュで検討した結果は以下の通りであり、整備区域の大半の傾斜が 5 度未満であると判断した。 0~5° : 整備区域の約 68.2% 5~15° : 整備区域の約 29.0% 15° ~ : 整備区域の約 2.7% |

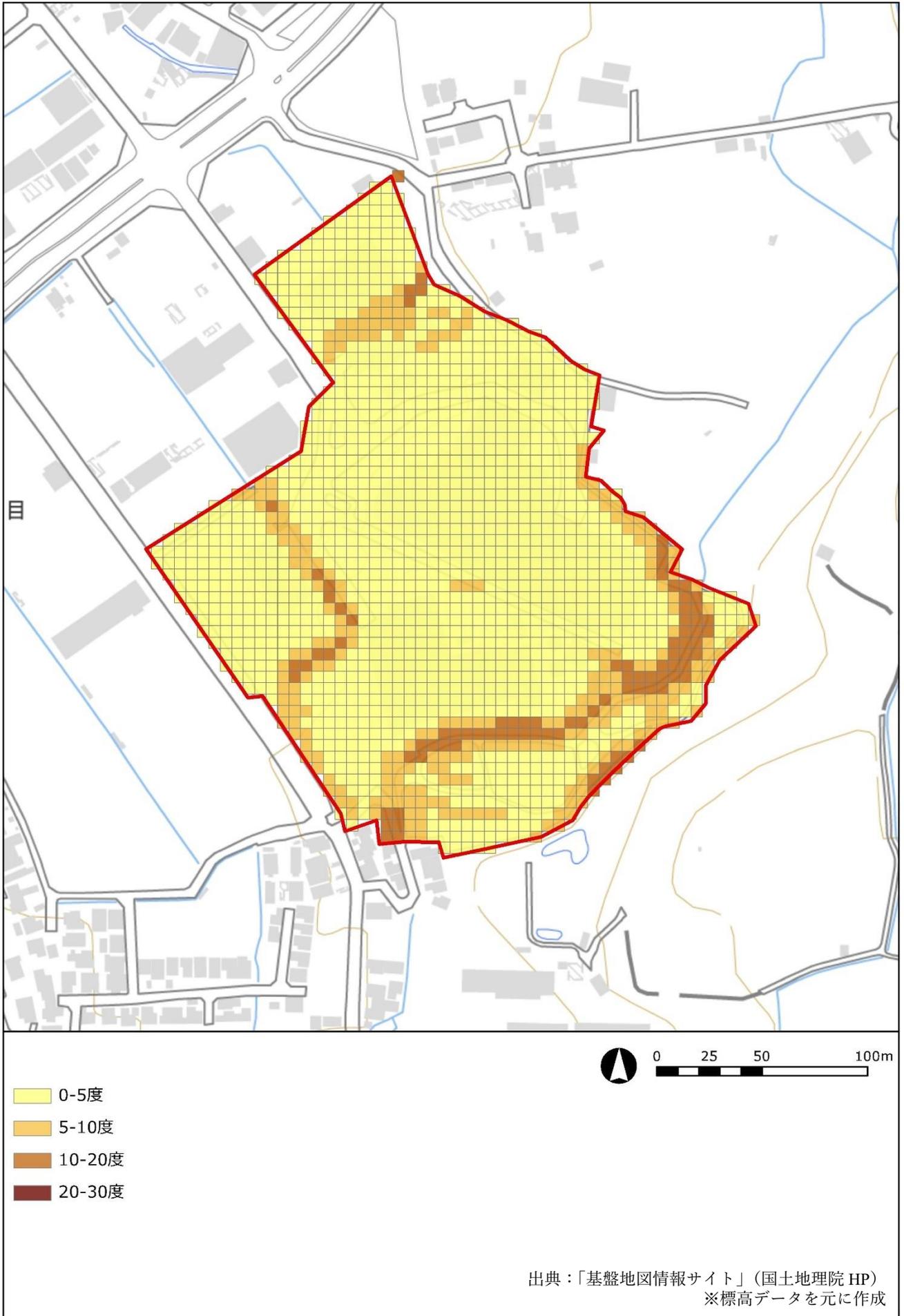
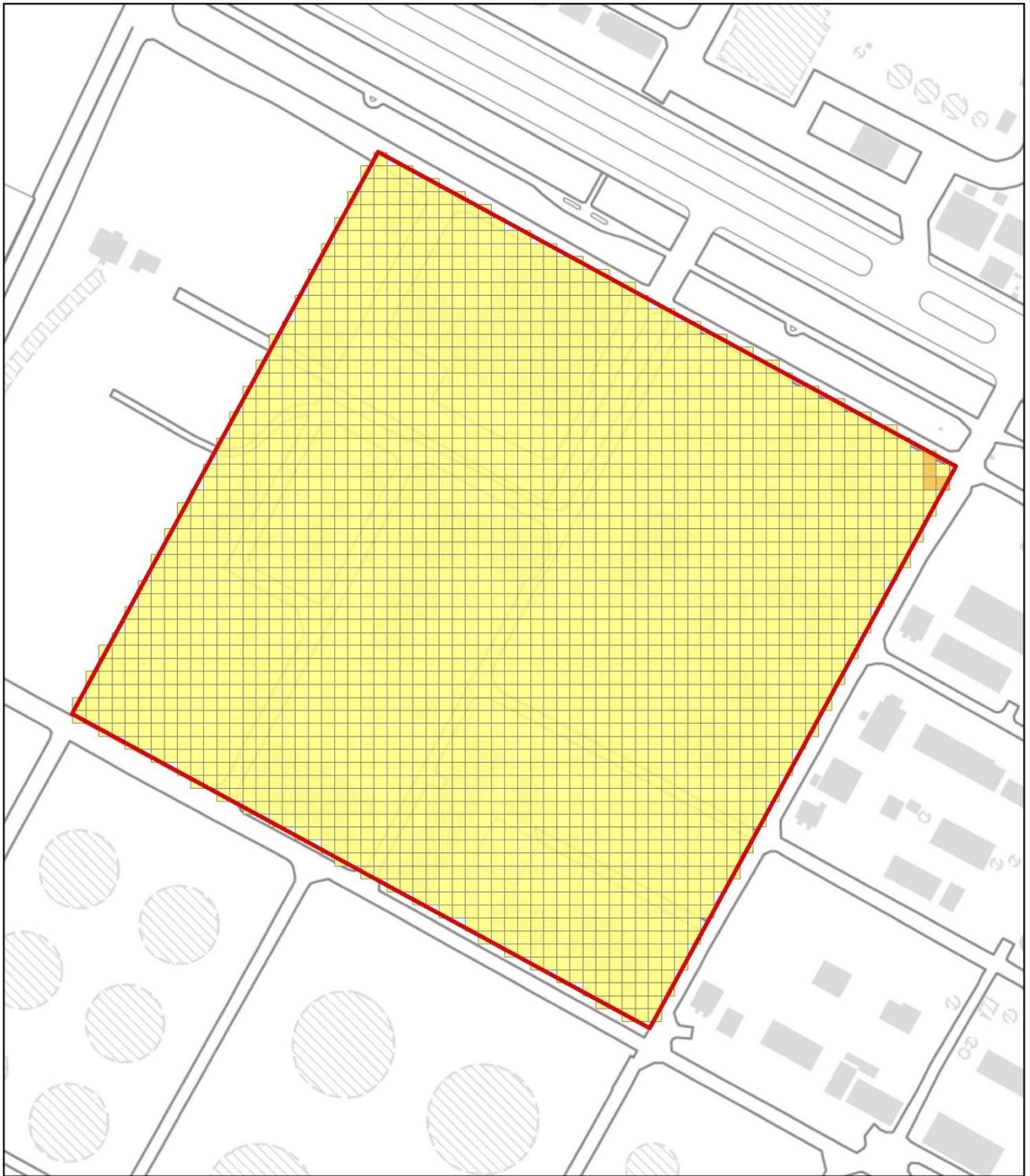


図 土地の傾斜 (候補地 1)



- 0-5度
- 5-10度
- 10-20度
- 20-30度



出典：「基盤地図情報サイト」(国土地理院 HP)
 ※標高データを元に作成

図 土地の傾斜 (候補地 2)

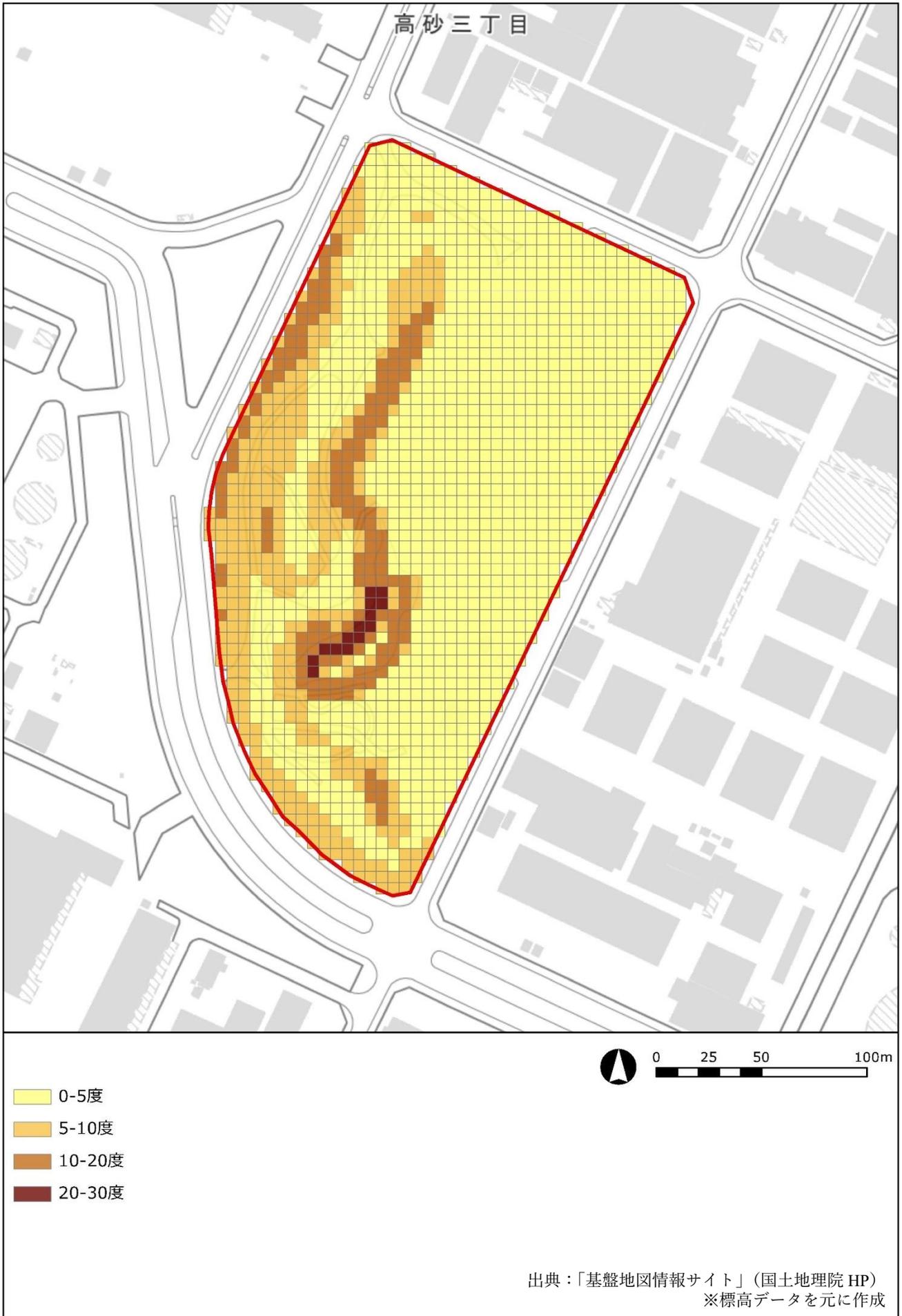


図 土地の傾斜（候補地3）

⑥ 土壌汚染の可能性

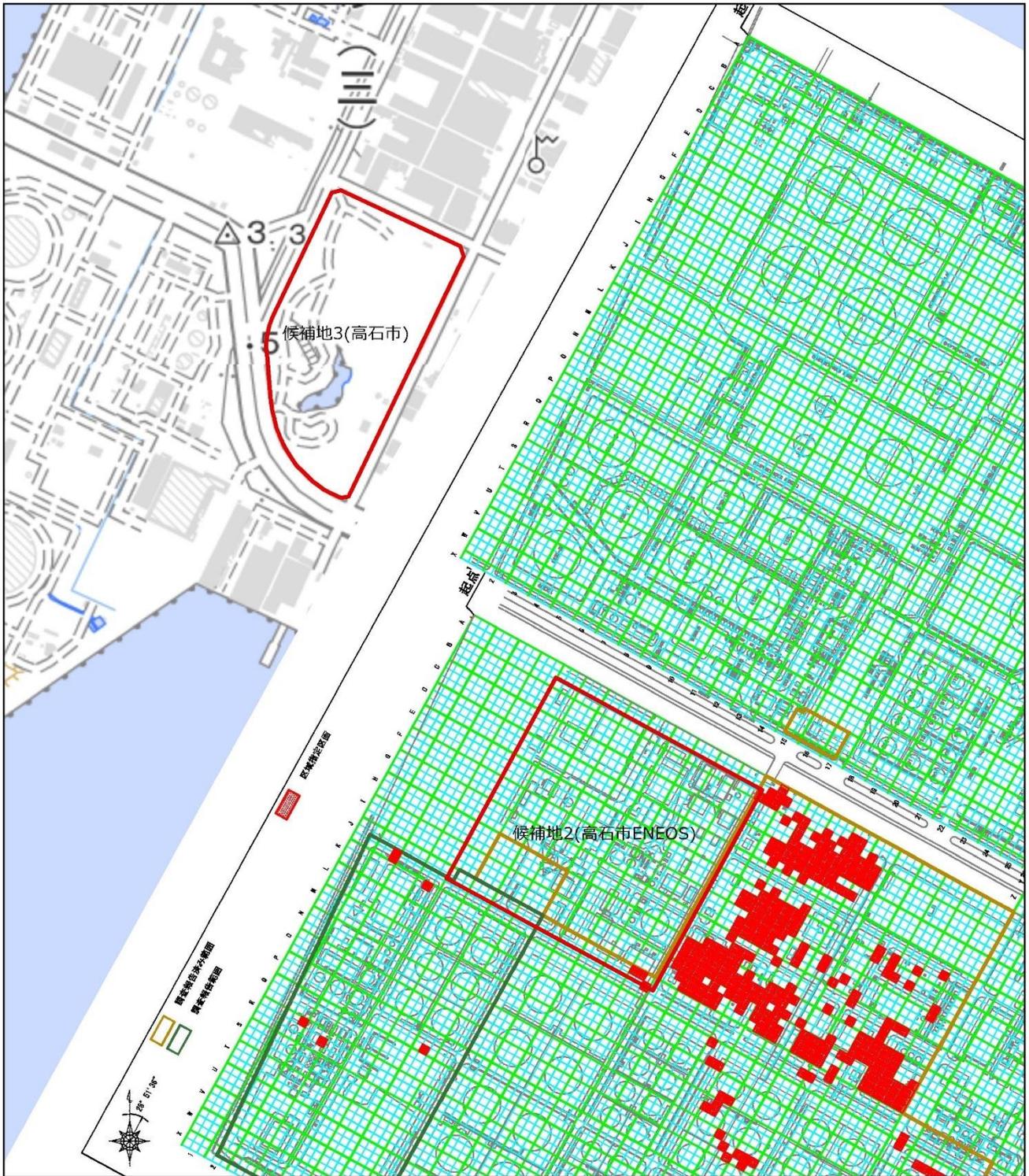
■配点のポイント

土壌汚染の可能性が低い、または速やかに土壌調査・対策を実施することが可能な場合、整備が容易であることから評価基準として設定した。

- ◎ (3点) : 土壌汚染の可能性が低い
- (2点) : 土壌汚染の可能性が高いが、速やかに土壌調査・対策を実施することが可能である。
- △ (0点) : 土壌汚染の可能性が高く、速やかに土壌調査・対策を実施することが難しい可能性がある。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|---|---|------------------------|
| ○ (2点) 土壌汚染の可能性が高いが、速やかに土壌調査・対策を実施することが可能。 | ○ (2点) 土壌汚染の可能性が高いが、速やかに土壌調査・対策を実施することが可能。 | ◎ (3点) 土壌汚染の可能性が低い。 |



出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域情報」(大阪府 HP)

図 形質変更時要届出区域（候補地 2・3）

⑦ 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯

■配点のポイント

工事車両と既存ごみ搬入車両との交錯があり、工事車両及び既存ごみ搬入車両の安全な走行が確保できない場合、施設整備に支障が生じるおそれがあることから、評価基準として設定した。

- ◎ (3点) : 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯がない。
- (2点) : 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があるが、施設整備に支障がない。
- △ (0点) : 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯があり、施設整備に支障がある。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| ◎ (3点) 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯はない。 | ◎ (3点) 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯はない。 | ◎ (3点) 工事車両と既存ごみ搬入車両の交錯はない。 |

⑧ 施工ヤードの確保

■配点のポイント

工事の際に施工ヤードの確保ができない場合には工事に支障が生じるおそれがあること、また確保可能な場合にはより近傍に確保する方が施設整備が容易であることから、評価基準として設定した。

◎ (3点) : 施工ヤードを敷地内に確保可能。

○ (2点) : 施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保の見通しがある。

△ (0点) : 施工ヤードを敷地外に確保する可能性が高く、敷地外での施工ヤード確保に見通しが立っていない。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| ◎ (3点) 施工ヤードを敷地内に確保することが可能。 | ◎ (3点) 施工ヤードを敷地内に確保することが可能。 | ◎ (3点) 施工ヤードを敷地内に確保することが可能。 |

(4) 生活・自然環境

① 教育・医療・福祉施設との距離

■配点のポイント

騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の規制基準において、教育施設、福祉施設、医療・保健施設等の特に配慮が必要な施設については周囲 50m では規制基準よりも 5dB 減じる規定があり、これらの施設からは距離を取ることが望ましい。また、環境影響評価における調査地域として 200m 程度の距離が採用されることが多いこと、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）においては、騒音の調査範囲として 100m が設定されていることから、評価基準として設定した。

- ◎ (3 点) : 200m 以上
- (2 点) : 100m 以上 200m 未満
- (1 点) : 50m 以上 100m 未満
- △ (0 点) : 50m 未満

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現用地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|--|---------------------------------|---------------------------------|
| ◎ (3 点) 周辺に教育・医療・福祉施設が存在するものの、200m 以内には存在しない。※詳細図参照 | ◎ (3 点) 周辺に教育・医療・福祉施設は存在しない。 | ◎ (3 点) 周辺に教育・医療・福祉施設は存在しない。 |

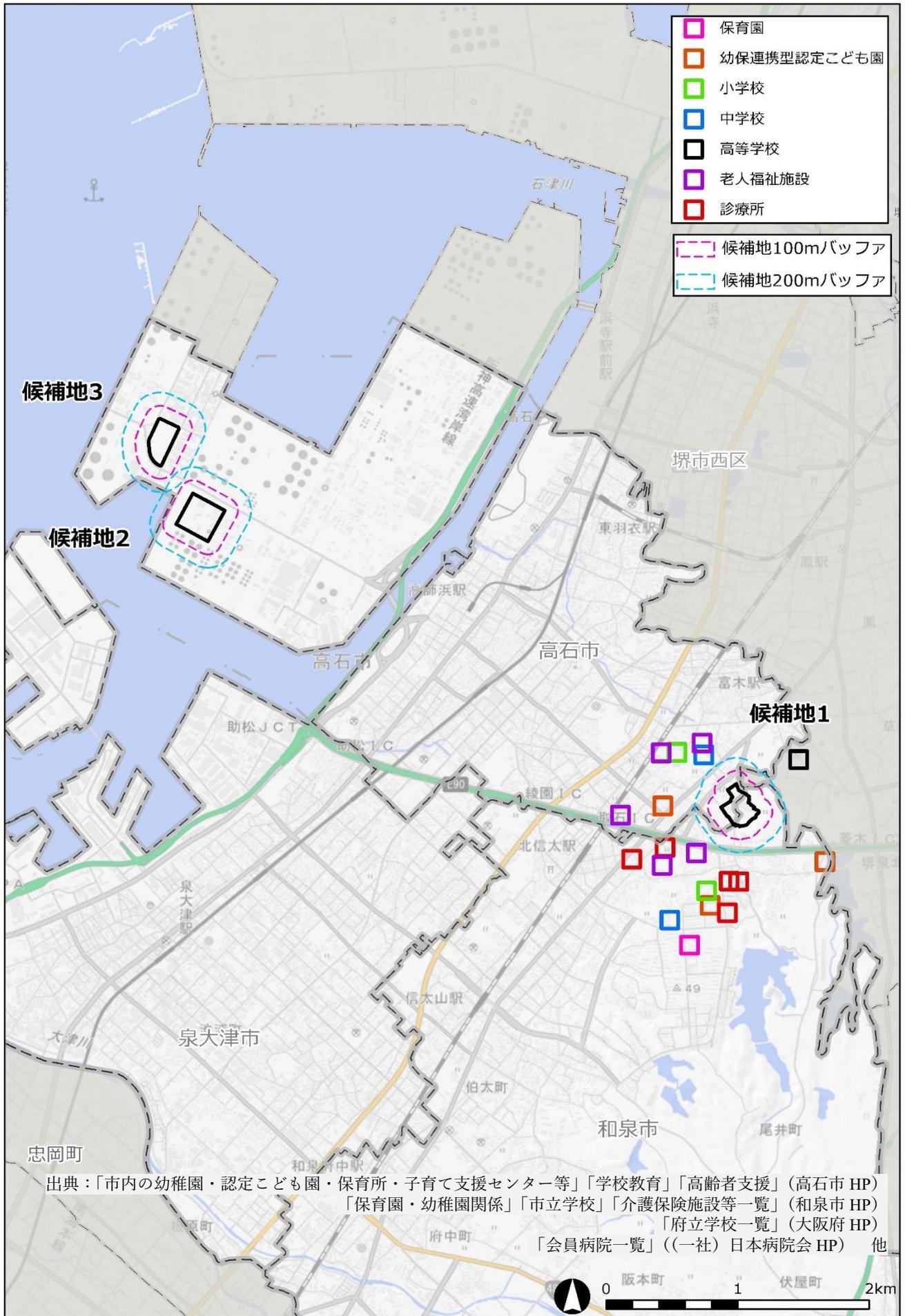
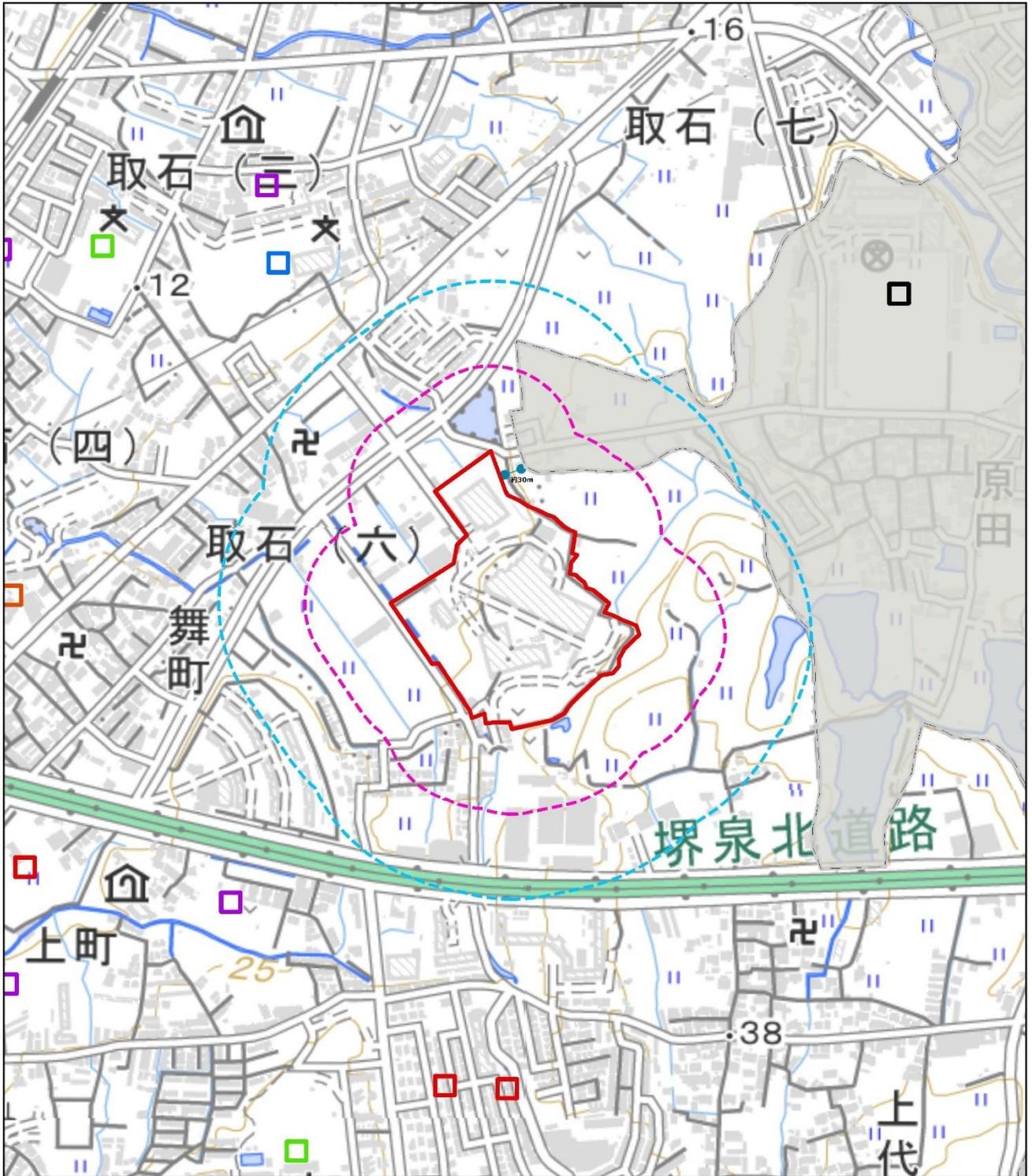
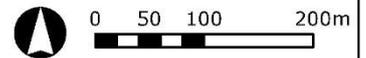


図 教育・医療・福祉施設との距離



- | | |
|---------------|---------------|
| □ 保育園 | □ 候補地100mバッファ |
| □ 幼保連携型認定こども園 | □ 候補地200mバッファ |
| □ 小学校 | |
| □ 中学校 | |
| □ 高等学校 | |
| □ 老人福祉施設 | |
| □ 診療所 | |



出典：「市内の幼稚園・認定こども園・保育所・子育て支援センター等」
「学校教育」「高齢者支援」（高石市 HP）
「保育園・幼稚園関係」「市立学校」「介護保険施設等一覧」（和泉市 HP）
「府立学校一覧」（大阪府 HP）
「会員病院一覧」（(一社) 日本病院会 HP） 他

図 教育・医療・福祉施設との距離（候補地1）

② 住宅までの距離

■配点のポイント

住環境への配慮から、住宅から一定程度の距離を取ることが望ましいことから、「教育・医療・福祉施設との距離」の考え方に準じ、評価基準を設定した。

- ◎ (3点) : 200m 以上
- (2点) : 100m 以上 200m 未満
- (1点) : 50m 以上 100m 未満
- △ (0点) : 50m 未満

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|----------------------------|--------------------------|------------------------|
| △ (0点) 現有地の敷地境界に接している。 | ◎ (3点) 周辺に住宅は存在しない。 | ◎ (3点) 周辺に住宅は存在しない。 |

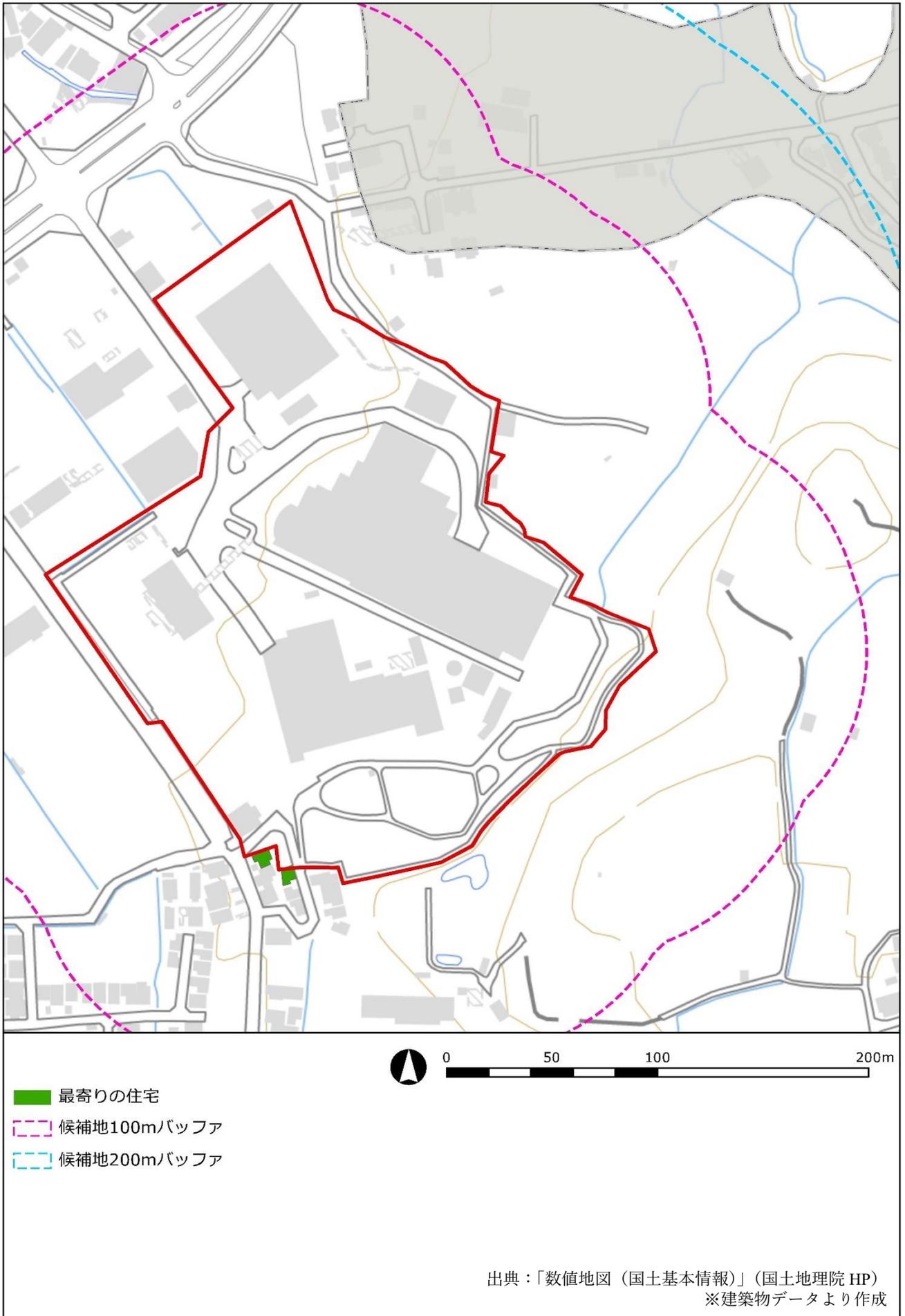


図 住宅までの距離（候補地 1）

③ 周辺道路の混雑度

■配点のポイント

交通量が少なく渋滞の可能性が低い方が円滑なごみ搬入ができることから、以下の混雑度の指標を参考に評価基準を設定した。

<参考：混雑度の指標>

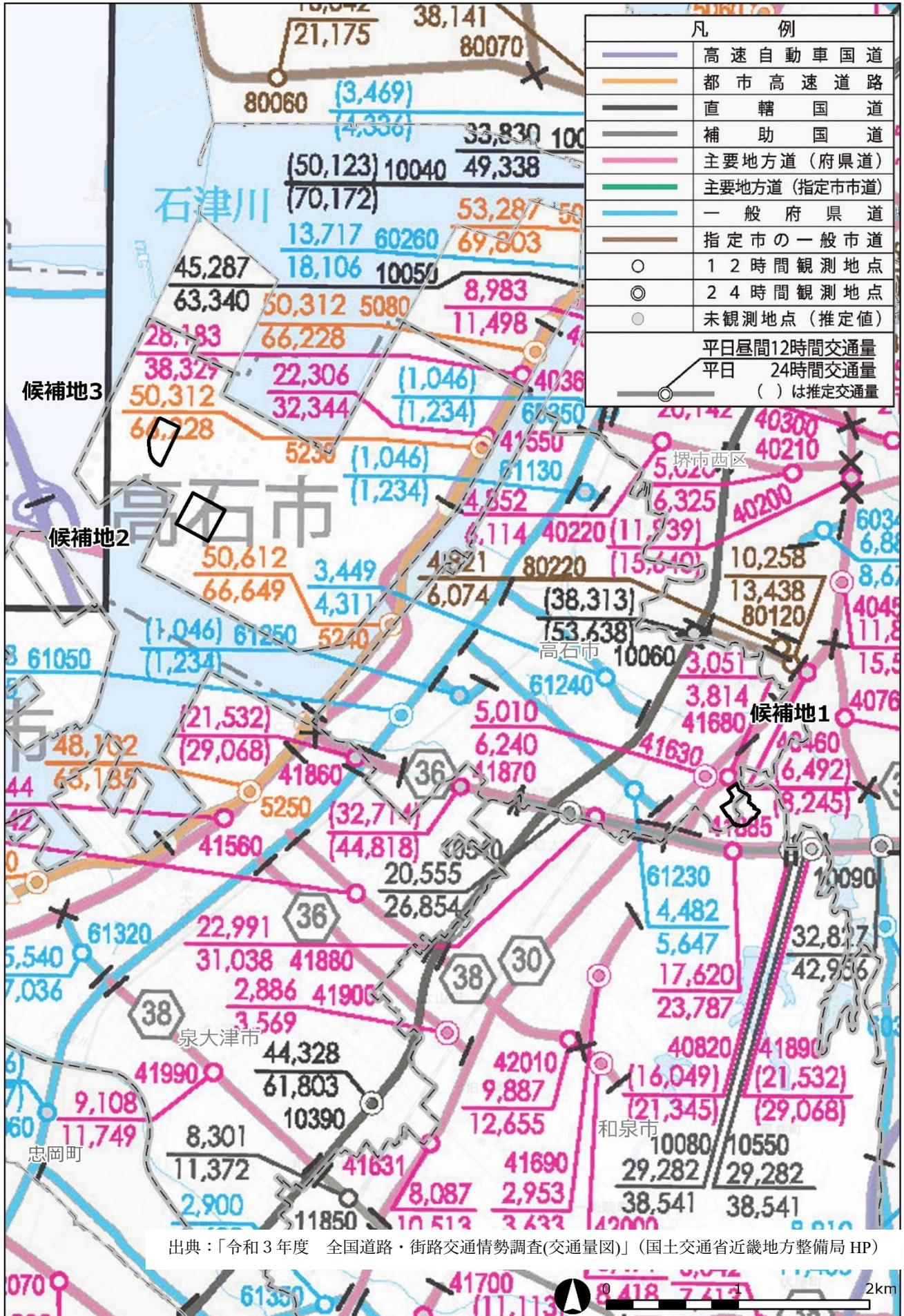
- ・ 1.00 未満：道路が混雑することなく、円滑に走行できる。
- ・ 1.00 以上-1.25 未満：道路が混雑する可能性のある時間帯が 1～2 時間あるものの、何時間も混雑が連続する可能性は小さい。
- ・ 1.25 以上-1.75 未満：ピーク時間帯はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い状態。
- ・ 1.75 以上-2.00 未満：慢性的混雑状態。昼間 12 時間（7 時～19 時）のうち混雑する時間帯が約 50%に達する。
- ・ 2.00 以上：慢性的混雑状態。昼間 12 時間（7 時～19 時）のうち混雑する時間帯が約 70%に達する。

（参考：「道路の交通容量」（社団法人日本道路協会））

- ◎ (3 点)：混雑度が 1.00 未満
- (2 点)：混雑度が 1.00 以上-1.25 未満
- (1 点)：混雑度が 1.25 以上-2.00 未満
- △ (0 点)：混雑度が 2.00 以上

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|--|--|--|
| ◎ (3 点) 最寄りの道路（大阪和泉南線：41680）における混雑度が 0.2。 | ○ (2 点) 最寄りの道路（大阪臨海線：41550）における混雑度が 1.16。 | ○ (2 点) 最寄りの道路（大阪臨海線：41550）における混雑度が 1.16。 |



出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査(交通量図)」(国土交通省近畿地方整備局 HP)

図 交通量図

④ 公害規制

■配点のポイント

工場騒音については、生活環境から遠い地域ほど規制される騒音レベルが高く設定されており、当該地域に整備した場合には生活環境への影響が小さく快適性が維持されと考えられることから、評価基準として設定した。

なお、振動や騒音の影響の可能性も想定されるが、振動は騒音の規制区分に基づき設定されており、悪臭は市内で一律の規制値であることから、評価基準は騒音についてのみ設定した。

(参考：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示))

- ◎ (3点)：騒音規制法の規制区域外である。
- (2点)：騒音規制値が夜間 60dB である。
- (1点)：騒音規制値が夜間 55dB である。
- △ (0点)：騒音規制値が夜間 45dB 以下である。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|-----------------------------------|--|--|
| △ (0点) 騒音に係る規制基準(夜間)が 45dB。 | ○ (2点) 騒音に係る規制基準(夜間)が 60dB。なお、用途地域は工業 専用地域であるが、周辺に学 校・病院等は存在しない。 | ○ (2点) 騒音に係る規制基準(夜間)が 60dB。なお、用途地域は工業 専用地域であるが、周辺に学 校・病院等は存在しない。 |

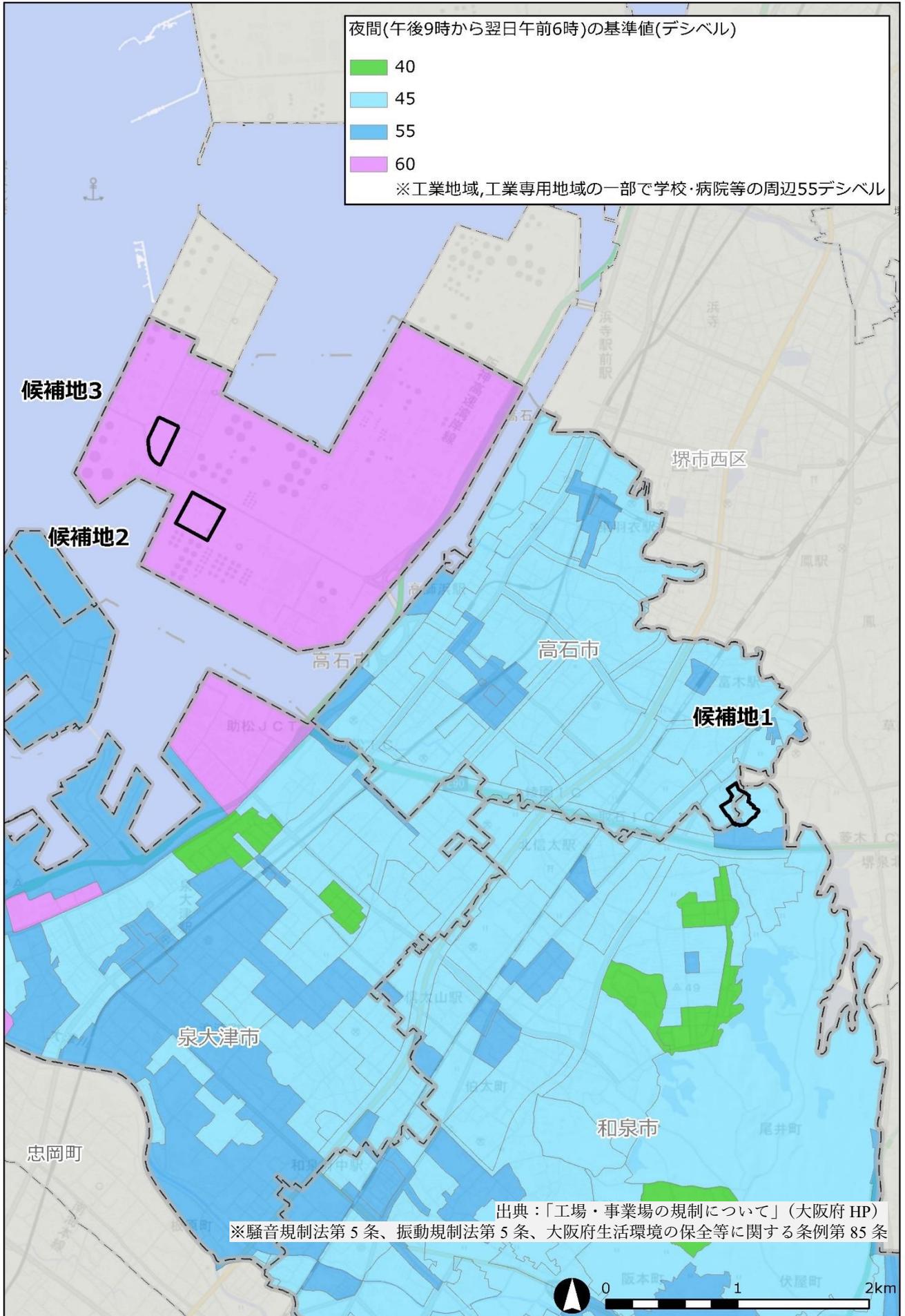


図 騒音規制区分図(夜間)

⑤ 特定植物群落

■配点のポイント

環境省「自然環境保全基礎調査」では貴重な植物群落として、特定植物群落を選定されており、特定植物群落に対する影響を可能な限り回避するため、該当、隣接の有無を評価基準として設定した。

- ◎ (3点) : 特定植物群落に該当及び隣接しない。
- (1点) : 特定植物群落に該当しないが、隣接する
- △ (0点) : 特定植物群落に該当する。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ◎ (3点) 特定植物群落に該当及び隣接しない。 | ◎ (3点) 特定植物群落に該当及び隣接しない。 | ◎ (3点) 特定植物群落に該当及び隣接しない。 |

⑥ 植生自然度

■配点のポイント

植生区分の植生自然度のうち、植生自然度9以上は自然林が該当し、移植等の対応が難しいと判断されることから、評価基準として設定した。

(参考：環境省生物多様性センターホームページ)

- ◎ (3点)：植生自然度9以上に該当及び隣接しない。
- (1点)：植生自然度9以上に該当しないが、隣接する。
- △ (0点)：植生自然度9以上に該当する。

■各候補地の採点結果

| 候補地1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地3：高砂公園 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| ◎ (3点) 植生自然度9以上に該当及び隣接しない。 | ◎ (3点) 植生自然度9以上に該当及び隣接しない。 | ◎ (3点) 植生自然度9以上に該当及び隣接しない。 |

3 経済性（用地取得、施工費、その他の工事中の必要費用、運転・維持補修費、収集運搬（費用）、灰搬出運搬（費用）、その他の維持管理中の必要費用）

■配点のポイント

用地取得や施設整備、施設運営にあたっては、経済的に優れた土地が組合市にとって望ましいことから、評価対象とする。イニシャルコスト、ランニングコストの観点で、候補地に差が生じると想定される主要な費用について、概算費用で比較評価を行う。

評価の際、特に基準は設定せず、相対比較として評価する。90点満点とする

◎：費用が相対的に少ない。（満点）

△：費用が相対的に多い。（費用小÷費用大×配点）

■各候補地の採点結果

単位：千円（税抜）

| 項目 | 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3： 高砂公園 |
|----------------|---------------------------|-------------------------|----------------|
| 用地取得 | 0 | 8,120,000 | 5,568,000 |
| 施工費 | 35,933,200 | 35,318,700 | 36,433,900 |
| その他の工事中の必要費用 | 21,562,189 | 0 | 0 |
| (内訳) | ごみ外部処理費 | (18,610,689) | (0) |
| | 中継施設施工費 | (7,938,000) | (0) |
| | 不要な中間処理費 | (△4,986,500) | (0) |
| 運転・維持補修費 | 19,190,380 | 18,209,060 | 18,209,060 |
| 収集運搬（費用） | 35,146,266 | 38,872,211 | 39,342,358 |
| 灰搬出運搬（費用） | 157,520 | 146,440 | 151,360 |
| その他の維持管理中の必要費用 | 0 | 0 | 1,421,475 |
| 合計 | 111,989,555 | 100,666,411 | 101,126,153 |
| 判定 | 81点 | 90点 | 90点 |

※焼却施設（283t/日）、粗大ごみ処理施設（21t/日）及びリサイクル施設（19t/日）の整備を想定した費用である。なお、施工費（126 ページ）及び運転・維持補修費（129 ページ）の算定は、表中の「パターン C」が該当する。

※用地取得の費用については、交付対象面積が不確定のため、交付金額は考慮していない。

※ライフサイクルコストの算出期間については、一般的な耐用年数である 20 年にて算出した。

※評価に用いる点数は整数値とし、小数第 1 位を四捨五入することにより算定した。

※その他の工事中の必要費用は、「ごみ外部処理費」＋「中継施設施工費」＋「不要な中間処理費」の合計額である。

■用地取得費の推計

単位：千円（税抜）

| 項目 | ①現有地 (泉北クリーンセンター) | ②ENEOS跡地 | ③高砂公園 |
|-----------------------------|----------------------|-----------|-----------|
| 地価平均[千円/m ²](A) | 100 | 116 | 116 |
| 用地取得面積[ha](B) | 0.0 | 7.0 | 4.8 |
| 用地取得費[千円](C=A×B×10000) | 0 | 8,120,000 | 5,568,000 |

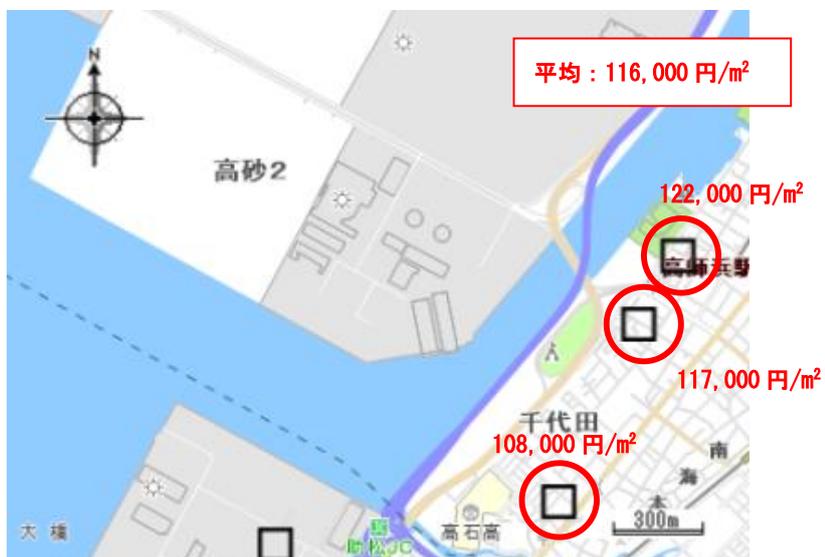
※現有地は用地の新規取得が不要なため、用地取得費は0円としています。

※交付金額は考慮していません。

※地価は「全国地価マップ」（一般財団法人資産評価研究センターHP）より整理しています。

(ENEOS 跡地・高砂公園)

- ・高石市の内陸側で、ENEOS 跡地から概ね 2km 以内に位置する地点を選定
- ・高砂公園は、ENEOS 跡地と同程度と想定。高砂公園の地価は採用しない。



■施工費

建設費まとめ（3社平均額）

※税抜き：諸経費含む、管理棟工事費や解体費は含まない

| ① 現ク リー ンセン ター敷 地内 | パターンA | | | | | パターンB | | | | | パターンC | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|--------|------------|-----------|------------|--------------------------|--------------------------|--------|------------|------------|----------------------------|------------|----------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|--|------------|-----------|--|--|--|------------|-----------|--|--|--|-----------|---|--|--|--|-----------|--|--|--|--|---|--|--|--|--|
| | 金額(千円) | 交付率1/2 | 交付率1/3 | 交付対象外 | | 金額(千円) | 交付率1/2 | 交付率1/3 | 交付対象外 | | 金額(千円) | 交付率1/2 | 交付率1/3 | 交付対象外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① 現ク リー ンセン ター敷 地内 | 焼却: 283t | プラント | | | | 焼却: 242t | プラント | | | | 焼却: 283t | プラント | 20,596,600 | 6,947,000 | 11,442,500 | 2,207,100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土木建築 | | | | | 土木建築 | | | | | 土木建築 | 17,806,700 | | | 8,574,500 | 9,232,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 造成 | | | | | 造成 | | | | | 造成 | 560,000 | | | 139,000 | 421,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | | | | | 合計 | | | | | 合計 | 38,963,300 | 6,947,000 | | 20,156,000 | 11,860,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 粗大・資源化 粗:21t 資:40t | プラント | | | | 粗大・資源化 粗:21t 資:40t | プラント | | | | 粗大・リサイクル 粗:21t リ:19t | プラント | 4,086,500 | | | 3,938,600 | 147,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土木建築 | | | | | 土木建築 | | | | | 土木建築 | 6,300,400 | | | 5,737,900 | 562,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | | | | | 合計 | | | | | 合計 | 10,386,900 | 0 | | 9,676,500 | 710,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総計A-① | | | | | 総計B-① | | | | | 総計C-① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 49,350,200 | | | | | 6,947,000 | | | | | 29,832,500 | | | | | 12,570,700 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 交付金額 | | | | | 交付金額 | | | | | 交付金額 | | | | | 13,417,000 | | | | | 3,473,000 | | | | | 9,944,000 | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 見積-交付金 | | | | | 見積-交付金 | | | | | 見積-交付金 | | | | | 見積-交付金 | | | | | 35,933,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② E N E O S 大阪 事業 所跡 地 | パターンA | | | | | パターンB | | | | | パターンC | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 金額(千円) | 交付率1/2 | 交付率1/3 | 交付対象外 | | 金額(千円) | 交付率1/2 | 交付率1/3 | 交付対象外 | | 金額(千円) | 交付率1/2 | 交付率1/3 | 交付対象外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 焼却: 283t | プラント | 20,596,600 | 6,947,000 | 11,442,500 | 2,207,100 | 焼却: 242t | プラント | 19,091,300 | 6,451,700 | 10,603,000 | 2,036,600 | 焼却: 283t | プラント | 20,596,600 | 6,947,000 | 11,442,500 | 2,207,100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土木建築 | 16,755,400 | | 7,569,000 | 9,186,400 | | 土木建築 | 16,198,500 | | 7,301,500 | 8,897,000 | | 土木建築 | 16,755,400 | | 7,569,000 | 9,186,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 造成 | 560,000 | | 180,000 | 380,000 | | 造成 | 560,000 | | 180,000 | 380,000 | | 造成 | 560,000 | | 139,000 | 421,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | 37,912,000 | 6,947,000 | 19,191,500 | 11,773,500 | | 合計 | 35,849,800 | 6,451,700 | 18,084,500 | 11,313,600 | | 合計 | 37,912,000 | 6,947,000 | 19,150,500 | 11,814,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 粗大・資源化 粗:21t 資:40t | プラント | 5,304,300 | | 5,124,300 | 180,000 | 粗大・資源化 粗:21t 資:40t | プラント | 5,304,300 | | 5,124,300 | 180,000 | 粗大・リサイクル 粗:21t リ:19t | プラント | 4,086,500 | | 3,938,600 | 147,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土木建築 | 9,523,200 | | 8,655,800 | 867,400 | | 土木建築 | 9,523,200 | | 8,655,800 | 867,400 | | 土木建築 | 6,442,200 | | 5,858,400 | 583,800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | 14,827,500 | 0 | 13,780,100 | 1,047,400 | | 合計 | 14,827,500 | 0 | 13,780,100 | 1,047,400 | | 合計 | 10,528,700 | 0 | 9,797,000 | 731,700 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総計A-② | | | | | 総計B-② | | | | | 総計C-② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 52,739,500 | | | | | 6,947,000 | | | | | 32,971,600 | | | | | 12,820,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付金額 | | | | | 交付金額 | | | | | 交付金額 | | | | | 交付金額 | | | | | 13,122,000 | | | | | 3,473,000 | | | | | 9,649,000 | | | | | 0 | | | | | | | | | |
| 見積-交付金 | | | | | 見積-交付金 | | | | | 見積-交付金 | | | | | 見積-交付金 | | | | | 35,318,700 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③ 高 砂公 園 | パターンA | | | | | パターンB | | | | | パターンC | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 金額(千円) | 交付率1/2 | 交付率1/3 | 交付対象外 | | 金額(千円) | 交付率1/2 | 交付率1/3 | 交付対象外 | | 金額(千円) | 交付率1/2 | 交付率1/3 | 交付対象外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 焼却: 283t | プラント | 20,596,600 | 6,947,000 | 11,442,500 | 2,207,100 | 焼却: 242t | プラント | 19,091,300 | 6,451,700 | 10,603,000 | 2,036,600 | 焼却: 283t | プラント | 20,596,600 | 6,947,000 | 11,442,500 | 2,207,100 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土木建築 | 18,120,400 | | 8,321,000 | 9,799,400 | | 土木建築 | 17,521,700 | | 8,019,000 | 9,502,700 | | 土木建築 | 18,120,400 | | 8,321,000 | 9,799,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 造成 | 560,000 | | 180,000 | 380,000 | | 造成 | 560,000 | | 180,000 | 380,000 | | 造成 | 560,000 | | 139,000 | 421,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | 39,277,000 | 6,947,000 | 19,943,500 | 12,386,500 | | 合計 | 37,173,000 | 6,451,700 | 18,802,000 | 11,919,300 | | 合計 | 39,277,000 | 6,947,000 | 19,902,500 | 12,427,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 粗大・資源化 粗:21t 資:40t | プラント | 5,304,300 | | 5,124,300 | 180,000 | 粗大・資源化 粗:21t 資:40t | プラント | 5,304,300 | | 5,124,300 | 180,000 | 粗大・リサイクル 粗:21t リ:19t | プラント | 4,086,500 | | 3,938,600 | 147,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土木建築 | 9,525,300 | | 8,657,300 | 868,000 | | 土木建築 | 9,525,300 | | 8,657,300 | 868,000 | | 土木建築 | 6,442,400 | | 5,858,400 | 584,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 | 14,829,600 | 0 | 13,781,600 | 1,048,000 | | 合計 | 14,829,600 | 0 | 13,781,600 | 1,048,000 | | 合計 | 10,528,900 | 0 | 9,797,000 | 731,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総計A-③ | | | | | 総計B-③ | | | | | 総計C-③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 54,106,600 | | | | | 6,947,000 | | | | | 33,725,100 | | | | | 13,434,500 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付金額 | | | | | 交付金額 | | | | | 交付金額 | | | | | 交付金額 | | | | | 交付金額 | | | | | 13,372,000 | | | | | 3,473,000 | | | | | 9,899,000 | | | | | 0 | | | | |
| 見積-交付金 | | | | | 見積-交付金 | | | | | 見積-交付金 | | | | | 見積-交付金 | | | | | 見積-交付金 | | | | | 36,433,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※施設規模の組み合わせにより3パターン（下記A、B、C）の金額をそれぞれの候補地についてメーカーヒアリングを行い、その平均額を計算した。

パターンA（焼却283t/日、粗大21t/日、リサイクル40t/日）、パターンB（焼却242t/日、粗大21t/日、リサイクル40t/日）、

パターンC（焼却283t/日、粗大21t/日、リサイクル19t/日）

※メーカーヒアリング（3社）平均額より算出

※現施設を運用しながらの建設はできないと3社ともに回答があったため、①のパターンA、Bは金額無記載としている。

※最終的に候補地ごとの金額比較については、回答が揃ったパターンCで整理している。

■その他の工事中の必要費用

1) ごみ外部処理費

現有地の場合、現施設を解体し、建設工事が完了するまでの間（7年）、ごみを外部処理する必要があるため、外部委託期間に相当する処理費を計上した。なお、外部処理費及び外部運搬費については、第7次一般廃棄物処理基本計画に基づいて、人口・ごみ排出量に基づいて計算をしており、ごみ量が記載されていない令和17年度以降に関しては、令和17年度と同等として計算している。なお、外部処理費・外部運搬費の処理単価については、忠岡町の実績を参考にしている。

- ・外部処理単価：可燃ごみ 27,000 円/ t、粗大ごみ 35,000 円/ t
- ・外部運搬費：可燃ごみ 9,000 円/ t、粗大ごみ 12,000 円/ t

単位：千円（税抜）

| | R15 | R16 | R17 | R18 | R19 | R20 | R21 | 小計 | 計 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 外部処理費 | 1,997,417 | 1,992,064 | 1,992,180 | 1,992,180 | 1,992,180 | 1,992,180 | 1,992,180 | 13,950,381 | 18,610,689 |
| 外部運搬費 | 667,263 | 665,475 | 665,514 | 665,514 | 665,514 | 665,514 | 665,514 | 4,660,308 | |

2) 中継施設施工費

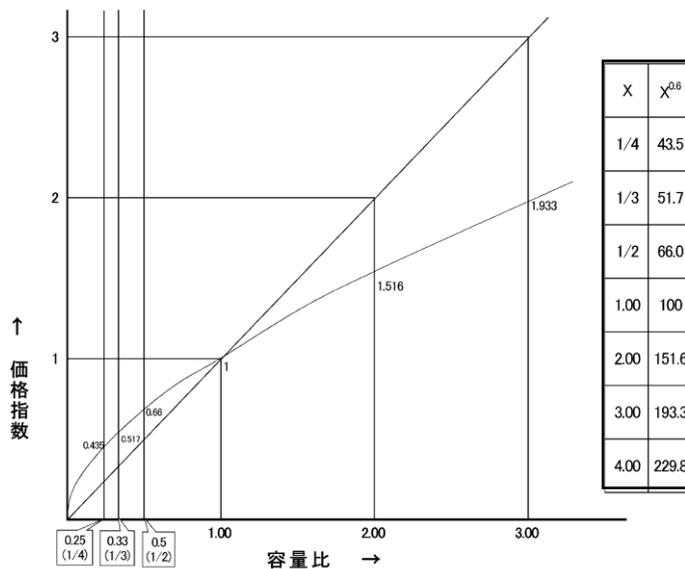
■中継施設建設

現有地の場合、現施設を解体し、建設が完了するまでの間、ごみを外部処理する必要がある。各市より収集運搬されたごみは、中継施設に仮置きして外部処理施設へ運ぶ必要があることから、中継施設の施工費を計上した。なお、民間の処理施設であっても搬入可能な一般ごみの量は決まっており、全量の受け入れはきわめて厳しいことには留意が必要。

※中継施設維持管理費について下記にて概算費用は算出できるものの、実態に即したものが必要であることから「各候補地の採点結果」におけるその他の工事中の必要費用には含まないものとする。

単位：円（税抜）

| | 処理量 | 事業費等 | 税抜 | 1tあたり | 平均 |
|------------|-------|--------------------|---------------|------------|------------|
| 大和高田市 | 90t/日 | 2,816,946,000円（税込） | 2,560,860,000 | 28,454,000 | 29,638,111 |
| 玉野市東清掃センター | 70t/日 | 2,774,000,000円 | 2,774,000,000 | 30,822,222 | |
| 中継施設維持管理費 | 年間 | 87,000,000円 | | | |
| 中継車両維持管理費 | 年間 | 37,500,000円 | | | |



C_A = A 機器（装置・設備・プラント）の建設価格
 C_B = A 機器と同種の B 機器（装置・設備・プラント）の建設価格
 S_A = A 機器の能力（規模）
 S_B = B 機器の能力（規模）とすれば、
 $C_B = C_A \times (S_B / S_A)^{0.6}$

| | | |
|--|--------------------|--------|
| 事業費 C_B | 5,692,603,040 円：税抜 | 0.6乗比例 |
| 事業費 C_A | 2,667,430,000 円：税抜 | 2市平均 |
| 泉北施設規模 S_B | 283 t / 日 | |
| 他都市規模 S_A | 80 t / 日 | 2市平均 |
| | プラント比率 約40% | 他都市事例 |
| プラント費 $C_B \times 40\%$ | 2,277,000,000 円：税抜 | プラント |
| 土建は規模に合わせて比例計算 $C_B \times 60\% \times S_B / S_A$ | | |
| | 5,661,000,000 円：税抜 | 土建 |
| プラント+土建 | 7,938,000,000 円：税抜 | 283t/日 |

図1 0.6乗比例に係る経験則の概念図（データベース構築後は、適切な実績データの蓄積によって、能力-価格曲線を近似することが考えられる）

出典：廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き 平成18年7月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

3) 不要な中間処理費

現有地の場合、更新工事を実施する期間について、施設で処理する際の費用が不要になることから、その分の費用を削減されるものとして計算した。組合実績より7年間で4,986,500千円としている。

単位：円（税抜）

<歳入>

| | |
|-------------|----------------------|
| ごみ処理場使用料 | 3,393,270 |
| 廃棄物発電収入 | 362,216,040 |
| 計 | 365,609,310 |
| 計×7年 | 2,559,265,170 |

<歳出>

| | |
|-------------|----------------------|
| 需用費 | 281,517,428 |
| 委託料 | 429,235,719 |
| 工事請負費 | 367,213,260 |
| 計 | 1,077,966,407 |
| 計×7年 | 7,545,764,849 |

| | |
|-----------------|----------------------|
| 差（歳出－歳入） | 4,986,499,679 |
|-----------------|----------------------|

※令和5年度決算より抽出

■ 運転・維持補修費

千円：税抜

| 場所 | パターン | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |
|----|------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ① | A | | | | | | | | | | |
| | B | | | | | | | | | | |
| | C | 769,479 | 825,929 | 828,529 | 901,079 | 827,229 | 951,029 | 887,729 | 1,072,429 | 932,029 | 923,079 |
| ② | A | 921,175 | 983,825 | 988,525 | 1,058,375 | 983,375 | 1,117,025 | 1,052,675 | 1,241,125 | 1,091,975 | 1,084,975 |
| | B | 940,546 | 960,196 | 1,047,396 | 1,021,746 | 1,003,246 | 1,079,896 | 1,069,546 | 1,185,996 | 1,101,846 | 1,054,846 |
| | C | 720,413 | 776,863 | 779,463 | 852,013 | 778,163 | 901,963 | 838,663 | 1,023,363 | 882,963 | 874,013 |
| ③ | A | 921,175 | 983,825 | 988,525 | 1,058,375 | 983,375 | 1,117,025 | 1,052,675 | 1,241,125 | 1,091,975 | 1,084,975 |
| | B | 940,546 | 960,196 | 1,047,396 | 1,021,746 | 1,003,246 | 1,079,896 | 1,069,546 | 1,185,996 | 1,101,846 | 1,054,846 |
| | C | 720,413 | 776,863 | 779,463 | 852,013 | 778,163 | 901,963 | 838,663 | 1,023,363 | 882,963 | 874,013 |

| 場所 | パターン | 11年目 | 12年目 | 13年目 | 14年目 | 15年目 | 16年目 | 17年目 | 18年目 | 19年目 | 20年目 | 合計 |
|----|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|------------|
| ① | A | | | | | | | | | | | 0 |
| | B | | | | | | | | | | | 0 |
| | C | 1,232,029 | 1,290,329 | 974,829 | 1,053,029 | 966,829 | 1,086,829 | 903,029 | 955,529 | 834,029 | 975,379 | 19,190,380 |
| ② | A | 1,412,275 | 1,482,325 | 1,135,575 | 1,225,925 | 1,140,975 | 1,247,175 | 1,059,675 | 1,120,525 | 987,675 | 1,136,675 | 22,471,850 |
| | B | 1,420,146 | 1,419,196 | 1,145,446 | 1,208,296 | 1,138,346 | 1,201,546 | 1,079,546 | 1,067,896 | 996,046 | 1,096,046 | 22,237,770 |
| | C | 1,182,963 | 1,241,263 | 925,763 | 1,003,963 | 917,763 | 1,037,763 | 853,963 | 906,463 | 784,963 | 926,313 | 18,209,060 |
| ③ | A | 1,412,275 | 1,482,325 | 1,135,575 | 1,225,925 | 1,140,975 | 1,247,175 | 1,059,675 | 1,120,525 | 987,675 | 1,136,675 | 22,471,850 |
| | B | 1,420,146 | 1,419,196 | 1,145,446 | 1,208,296 | 1,138,346 | 1,201,546 | 1,079,546 | 1,067,896 | 996,046 | 1,096,046 | 22,237,770 |
| | C | 1,182,963 | 1,241,263 | 925,763 | 1,003,963 | 917,763 | 1,037,763 | 853,963 | 906,463 | 784,963 | 926,313 | 18,209,060 |

※施工費と同様にメーカーヒアリングを行い、その平均額を計算した。

※①現有地（泉北クリーンセンター）、②ENEOS 大阪事業所跡地、③高砂公園

※パターンA（焼却 283 t/日、粗大 21 t/日、リサイクル 40 t/日）、
 パターンB（焼却 242 t/日、粗大 21 t/日、リサイクル 40 t/日）、
 パターンC（焼却 283 t/日、粗大 21 t/日、リサイクル 19 t/日）

※現有地での整備の場合、FIT/FIP が利用できないため、令和 6 年度の非 FIT 売電実績単価で売電収入を計算している。②③それぞれのパターン C と比べて収入減となっている分、運転・維持補修費が大きくなっている。

■ 収集運搬費

収集運搬費は、組合市にて令和 16 年度の人口推計を加味して、20 年間の推計値を算出した。

単位：千円（税抜）

| | 候補地1 | 候補地2 | 候補地3 |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 泉大津市 | 10,329,091 | 11,454,545 | 11,561,818 |
| 和泉市 | 19,209,684 | 21,770,684 | 22,127,013 |
| 高石市 | 5,607,491 | 5,646,982 | 5,653,527 |
| 合計 | <u>35,146,266</u> | <u>38,872,211</u> | <u>39,342,358</u> |

■灰運搬費の推計

1) 実績運搬単価（距離当たり）の算定

| | | |
|-----------------|---------|-------|
| 灰運搬費用実績[千円/年] | (A) | 7,876 |
| 現有地-施設間距離[km] | (B) | 12.8 |
| 運搬費用単価[千円/km/年] | (C=A/B) | 615 |

※運搬費用実績値はフェニックス大阪沖埋立処分場（堺基地）への搬出実績より整理しています。

現況では松尾寺山最終処分場に搬出する分も存在しますが、量がわずかである(堺基地の1/10以下)ため考慮していません。

2) 将来灰運搬費の推計【単年度】

単位：千円（税抜）

| 項目 | ①現有地 (泉北クリーンセンター) | ②ENEOS跡地 | ③高砂公園 |
|----------------------------|----------------------|----------|-------|
| 候補地からの距離[km] (D) | 12.8 | 11.9 | 12.3 |
| 推計灰運搬費[千円/年] (E=C×D) | 7,876 | 7,322 | 7,568 |
| 現況からの費用変化[千円/年] (F=E-A) | ±0 ▲ | 554 ▲ | 308 |

※焼却灰はすべてフェニックス大阪沖埋立処分場（堺基地）に搬出することを想定しています。

※実績廃運搬費用は令和5年度決算額を採用しています。

なお、将来的な台数の変化は考慮せず、現状の搬出車両台数が継続する前提としています。

3) 将来灰運搬費の推計【20年間】

単位：千円（税抜）

| 項目 | ①現有地 (泉北クリーンセンター) | ②ENEOS跡地 | ③高砂公園 |
|----------------------------|----------------------|----------|---------|
| 候補地からの距離[km] (D) | 12.8 | 11.9 | 12.3 |
| 推計灰運搬費[千円/年] (E=C×D) | 157,520 | 146,440 | 151,360 |
| 現況からの費用変化[千円/年] (F=E-A) | ±0 ▲ | 11,076 ▲ | 6,153 |

※焼却灰はすべてフェニックス大阪沖埋立処分場（堺基地）に搬出することを想定しています。

※実績廃運搬費用は令和5年度決算額を採用しています。

なお、将来的な台数の変化は考慮せず、現状の搬出車両台数が継続する前提としています。

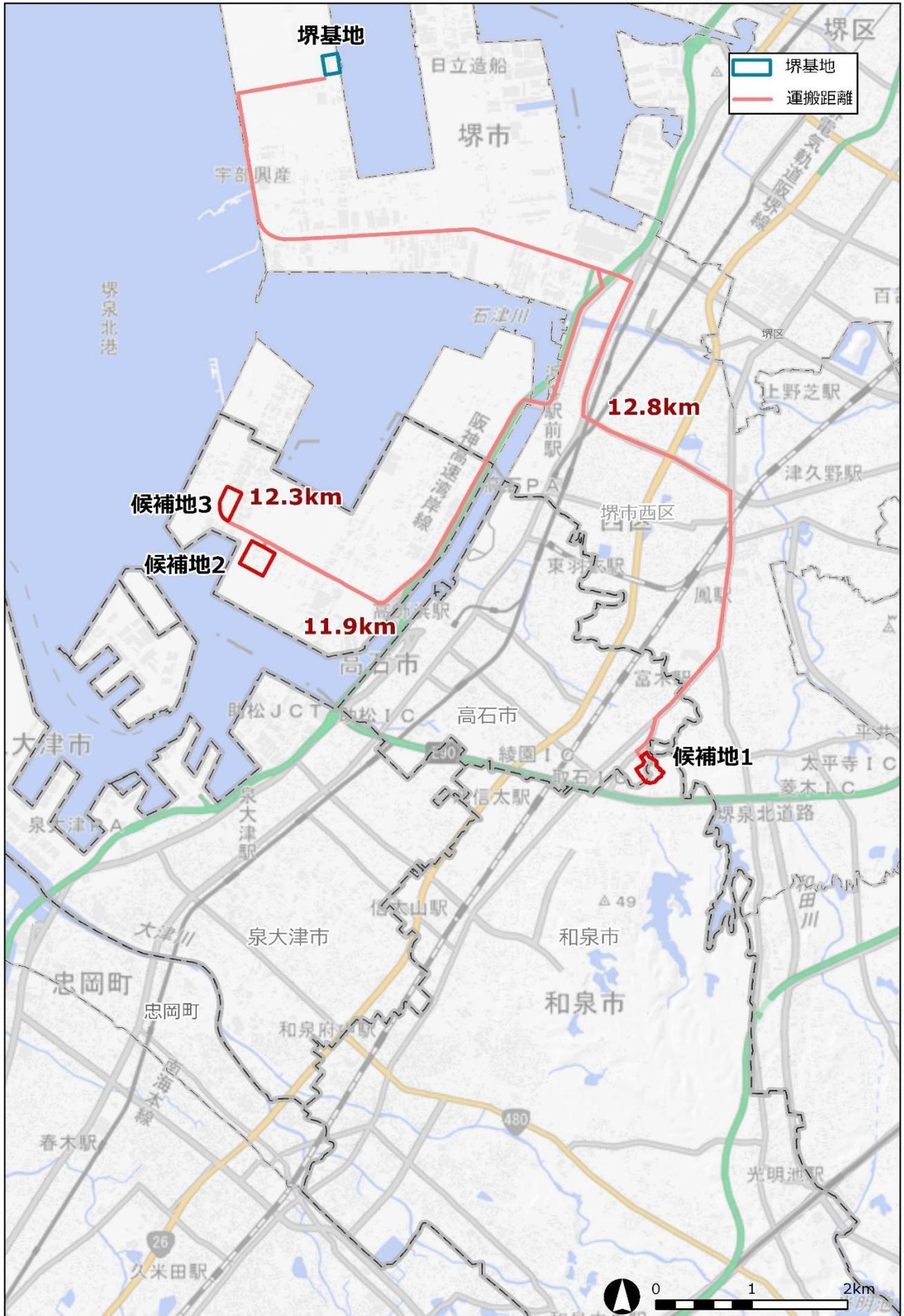


図 候補地-堺基地

■その他の維持管理中の必要費用

現施設を令和 16 年以降も稼働させる場合、施設の機能不全を防ぐため、更新が必要となる機器がある。それらについてメーカーより見積額に併せ、参考までに休炉期間や納期について確認し、維持管理中の必要費用として計上した。以下の合計額は 1,421,475 千円となる。

- ・ 高圧受変電設備

工事費：約 10 億円、休炉期間：1～2 か月、納期 20 か月以上

- ・ 発電機

工事費：約 2 億円、休炉期間：1 か月、納期 12 か月以上

更新工事期間が 2 か月にわたる場合、可燃ごみピットの貯留には限界がある。そのため外部処理委託(1 か月)の必要があり以下の費用を計上する。(R17 年度想定)

- ・ 休炉期間中の外部処理・運搬費：2,657,694 千円/年 ÷ 12 か月 = 221,475 千円/月

4 施設の利活用

(1) エネルギー利活用・脱炭素化

① 送電線までの距離

■配点のポイント

系統電気（特別高圧送電線）からの距離が近い方が容易に施設から接続可能であり、送電もし易いことから評価基準として設定した。

◎（11点）：1km以内に特別高圧送電線がある。

△（0点）：1km以内に特別高圧送電線がない。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ◎（11点） 特別高圧送電線が1km以内に存在。 | ◎（11点） 特別高圧送電線が1km以内に存在。 | ◎（11点） 特別高圧送電線が1km以内に存在。 |

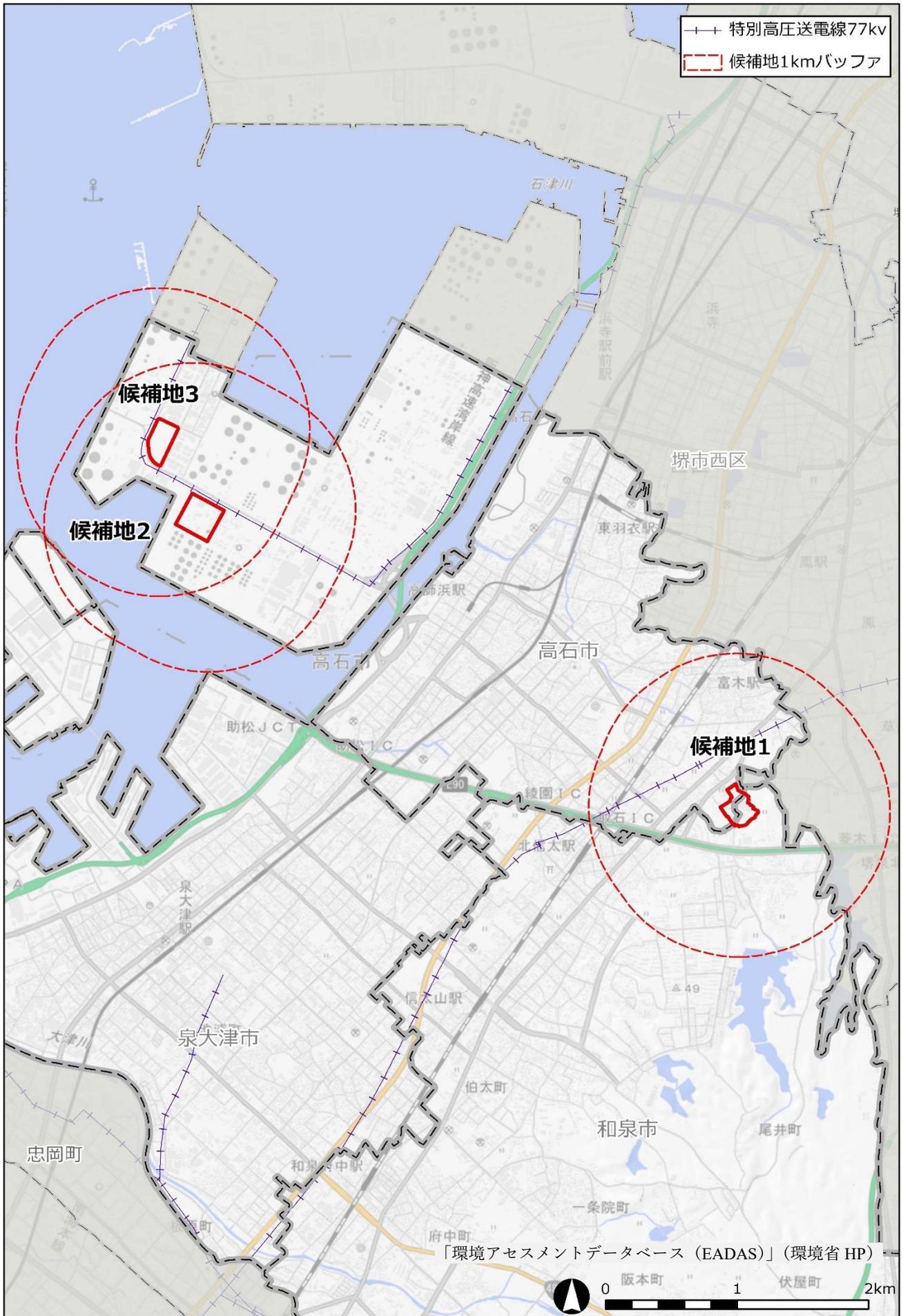


図 送電線までの距離

② エネルギー供給施設（工場）の有無

■配点のポイント

「廃棄物エネルギー利活用高度化マニュアル」（平成 29 年 3 月 環境省）では、「1km 程度までの範囲で温熱供給されていることが多い。」とされており、動静脈連携の観点から、工場での温熱等の利用の可能性を考慮して、1 kmの範囲内の工場を対象として評価する。

第一種エネルギー管理指定工場等（エネルギー使用量 3,000kL/年度以上）相当以上のエネルギー需要がある場合を◎、第二種エネルギー管理指定工場等（エネルギー使用量 1,500～3,000kL/年度）相当のエネルギー需要がある場合を○、それ以下のエネルギー需要がある場合を□、工場がない場合を△として評価基準を設定した。

※年間エネルギー使用量を時間換算（24 時間 365 日稼働を想定）したエネルギー使用量（L/h）を閾値として設定。

- ◎（11 点）：1km 以内の工場（ボイラー施設の届出）のエネルギー需要が非常に大きい。（燃料の燃焼能力（重油換算）合計が 340L/h 以上）
- （7 点）：1km 以内の工場（ボイラー施設の届出）のエネルギー需要が大きい。（燃料の燃焼能力（重油換算）合計が 170L/h 以上 340L/h 未満）。
- （4 点）：1km 以内の工場（ボイラー施設の届出）のエネルギー需要がある。（燃料の燃焼能力（重油換算）合計が 170L/h 未満）
- △（0 点）：1km 以内に工場がない。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|--|---|---|
| □（4 点） 1km 以内の工場のエネルギー需要は、燃料の燃焼能力（重油換算）合計で 149L/h | ◎（11 点） 1km 以内の工場のエネルギー需要は、燃料の燃焼能力（重油換算）合計で 3,037L/h | ◎（11 点） 1km 以内の工場のエネルギー需要は、燃料の燃焼能力（重油換算）合計で 2,798L/h |

<候補地1（現有地（泉北クリーンセンター））1km 以内のエネルギー需要：149L/h>

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届出がされている事業所及び省エネ法のエネルギー指定管理工場等を対象に、周辺（2 km 以内）の事業所等を整理した。

| | 事業所等名称 | 所在地 | 候補地からの概算距離 (m) | 大気汚染防止法に基づく届出施設 | | エネルギー指定管理工場等 | | | |
|---|-------------------------|-----------------|----------------|-----------------|-------|--------------|-----|---------------------------|---|
| | | | | 施設規模※ (L/h) | 燃料種類 | 指定区分 | 業種名 | 排出量合計 (tCO ₂) | |
| 1 | 和泉北信太特別養護老人ホーム | 和泉市上町 403-1 | 500 | ✓ | 84.59 | 都市ガス | - | - | - |
| 2 | 高石特別養護老人ホーム | 高石市取石 5-8-15 | 900 | ✓ | 64.4 | 灯油 | - | - | - |
| 3 | 高石市役所 | 高石市加茂 4丁目 1-1 | 1,400 | | 137 | 都市ガス | - | - | - |
| 4 | ビス泉州 | 高石市綾園 1丁目 14の28 | 2,000 | ✓ | 65.34 | 都市ガス | - | - | - |
| 5 | 高石駅東B地区第一種市街地再開発事業施設建築物 | 高石市綾園 1丁目 350-1 | 2,000 | ✓ | 210.6 | 都市ガス | - | - | - |

※燃料の燃焼能力（重油換算）。黄色で着色した施設はエネルギー需要の有無にあたって考慮した施設を示す。

出典：「大気関係届出施設一覧（ばい煙等）」、環境省「事業者別 CO₂ 排出量情報」（令和3年度）を基に作成



<候補地 2 (ENEOS 大阪事業所跡地) 1km 以内のエネルギー需要：3,037L/h>

| | 事業所等名称 | 所在地 | 候補地からの概算距離 (m) | 大気汚染防止法に基づく届出施設 | | エネルギー指定管理工場等 | | | | |
|----|--------------------------|--------------------|----------------|-----------------|---|--|-----|----------------------------|--------------------------------|-----------|
| | | | | 施設規模 * (L/h) | 燃料種類 | 指定区分 | 業種名 | 排出量合計 (t-CO ₂) | | |
| 1 | 太陽エコブロック (株) 泉北工場 | 高石市高砂 3-12-2 | 500 | ✓ | 57.33 | LPG | - | - | - | - |
| 2 | (株) 読売大阪プリントメディア高石工場 | 高石市高砂 3-40 | 600 | ✓ | 106.2 | 都市ガス | ✓ | 第二種 | オフセット印刷業 (紙に対するもの) | 2,307 |
| 3 | 日鉄建材 (株) 大阪製造所 | 高石市高砂 2 丁目 11 番地 | 700 | ✓ | 155 | 都市ガス | ✓ | 第二種 | 冷間ロール成型鋼製造業 | 2,251 |
| 4 | D I C (株) 堺工場 | 高石市高砂 1-3 | 800 | ✓ | 1840.1 648.5 | 都市ガス 都市ガス, 産業廃棄物 | ✓ | 第一種 | プラスチック製造業 | 20,687 |
| 5 | 富士屋 (株) 高石工場 | 高石市高砂 2-2-4 | 800 | ✓ | 200.92 | 都市ガス | ✓ | 第二種 | パン製造業 | 2,657 |
| 6 | (株) コールド・エアー・プロダクツ | 高石市高砂 3-7 | 800 | ✓ | 65.3 | 都市ガス | ✓ | 第一種 | 圧縮ガス・液化ガス製造業 | 22,494 |
| 7 | 飯坂精麦 (株) | 高石市高砂 2-3 | 1,000 | ✓ | 366.2 | 都市ガス | - | - | - | - |
| 8 | 大阪瓦斯 (株) 泉北製造所第二工場 | 高石市高砂 3-1 | 1,000 | ✓ | 829 63.8 | LNG 都市ガス | ✓ | 第一種 | ガス製造工場 | 62,799 |
| 9 | エノモト工業 (株) | 高石市高砂 3 丁目 26 番地 | 1,000 | - | - | - | ✓ | 第二種 | ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 | 2,864 |
| 10 | 泉北天然ガス発電 (株) 泉北天然ガス第二発電所 | 高石市高砂三丁目 1 番地 | 1,000 | ✓ | 1676 | - | ✓ | 第一種 | 発電所 | 29,740 |
| 11 | 豊国石油 (株) | 高石市高砂 2-6 | 1,100 | ✓ | 330 | その他液体燃料 | - | - | - | - |
| 12 | 日本エイアンドエル (株) 大阪工場 | 高石市高砂 1 丁目 6 番地 | 1,600 | ✓ | 229 | その他気体燃料 | - | - | - | - |
| 13 | (株) プライムポリマー 大阪工場 | 高石市高砂 1 丁目 6 番地 | 1,600 | ✓ | 476 | その他液体燃料 | - | - | - | - |
| 14 | 三井化学 (株) 大阪工場 | 高石市高砂 1 丁目 6 番地 | 1,600 | ✓ | 19,764.0 18,307.0 10,444.0 3,355.1 1,086.0 544.0 118.0 308.0 | C重油, その他液体燃料, その他気体燃料 その他液体燃料 LNG, その他気体燃料 その他気体燃料 その他液体燃料, その他気体燃料 その他液体燃料, LNG LPG - (不明) | ✓ | 第一種 | 石油化学系基礎製品製造業 (一貫して生産される誘導品を含む) | 1,646,889 |
| 15 | 阪本薬品工業 (株) | 泉大津市臨海町 1-20 | 1,600 | - | - | - | ✓ | 第一種 | 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 | 6,678 |
| 16 | 藤本化学製品 (株) | 泉大津市臨海町 1-24 | 1,600 | - | - | - | ✓ | 第二種 | 医薬品原薬製造業 | 3,513 |
| 17 | 堺化学工業 (株) | 泉大津市臨海町 1-18 | 1,700 | - | - | - | ✓ | 第一種 | 無機顔料製造業 | 4,825 |
| 18 | 日鉄ドラム (株) | 泉大津市臨海町 1 丁目 21 番地 | 1,700 | - | - | - | ✓ | 第二種 | 製缶板金業 | 2,539 |

| | 事業所等名称 | 所在地 | 候補地からの概算距離(m) | 大気汚染防止法に基づく届出施設 | | エネルギー指定管理工場等 | | | | |
|----|------------------|----------------|---------------|-----------------|-------|--------------|-----|----------------------------|-----------------|-------|
| | | | | 施設規模* (L/h) | 燃料種類 | 指定区分 | 業種名 | 排出量合計 (t-CO ₂) | | |
| 19 | (株) コムズライヴリ 高石工場 | 高石市高師浜丁4-15 | 1,800 | ✓ | 66 | 都市ガス | - | - | - | |
| 20 | 大阪府立臨海スポーツセンター | 高石市高師浜丁6-1 | 1,800 | ✓ | 661.8 | 都市ガス | - | - | - | |
| 21 | (株) キョウデン | 泉大津市臨海町1-4-2 | 1,800 | - | - | - | ✓ | 第一種 | 電子回路基板製造業 | 5,027 |
| 22 | ステラケミファ(株) | 泉大津市臨海町1丁目41番地 | 1,800 | - | - | - | ✓ | 第一種 | その他の無機化学工業製品製造業 | 5,499 |

※燃料の燃焼能力（重油換算）。黄色で着色した施設はエネルギー需要の有無にあたって考慮した施設を示す。

出典：「大気関係届出施設一覧(ばい煙等)」、環境省「事業者別 CO₂ 排出量情報」（令和3年度）を基に作成



<候補地3(高砂公園) 1km以内のエネルギー需要:2,798L/h>

| | 事業所等名称 | 所在地 | 候補地からの概算距離(m) | 大気汚染防止法に基づく届出施設 | | エネルギー指定管理工場等 | | | | |
|----|------------------------|--------------|---------------|-----------------|---|--|-----|---------------------------|-------------------------------|-----------|
| | | | | 施設規模*(L/h) | 燃料種類 | 指定区分 | 業種名 | 排出量合計(t-CO ₂) | | |
| 1 | (株)読売大阪プリントメディア高石工場 | 高石市高砂3-40 | 100 | ✓ | 106.2 | 都市ガス | ✓ | 第二種 | オフセット印刷業(紙に対するもの) | 2,307 |
| 2 | 太陽エコブロックス(株)泉北工場 | 高石市高砂3-12-2 | 200 | ✓ | 57.3 | LPG | - | - | - | - |
| 3 | 大阪瓦斯(株)泉北製造所第二工場 | 高石市高砂3-1 | 400 | ✓ | 829 63.8 | LNG 都市ガス | ✓ | 第一種 | ガス製造工場 | 62,799 |
| 4 | (株)コールド・エア・プロダクツ | 高石市高砂3-7 | 400 | ✓ | 65.3 | 都市ガス | ✓ | 第一種 | 圧縮ガス・液化ガス製造業 | 22,494 |
| 5 | 泉北天然ガス発電(株)泉北天然ガス第二発電所 | 高石市高砂三丁目1番地 | 400 | ✓ | 1,676.0 | - | ✓ | 第一種 | 発電所 | 29,740 |
| 6 | エノモト工業(株) | 高石市高砂3丁目26番地 | 500 | - | - | - | ✓ | 第二種 | ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 | 2,864 |
| 7 | DIC(株)堺工場 | 高石市高砂1-3 | 1,200 | ✓ | 1840.1 648.5 | 都市ガス 都市ガス,産業廃棄物 | ✓ | 第一種 | プラスチック製造業 | 20,687 |
| 8 | 日鉄建材(株)大阪製造所 | 高石市高砂2丁目11番地 | 1,300 | ✓ | 155.0 | 都市ガス | ✓ | 第二種 | 冷間ロール成型形鋼製造業 | 2,251 |
| 9 | 富士屋(株)高石工場 | 高石市高砂2-2-4 | 1,400 | ✓ | 200.9 | 都市ガス | ✓ | 第二種 | パン製造業 | 2,657 |
| 10 | 飯坂精麦(株) | 高石市高砂2-3 | 1,700 | ✓ | 366.2 | 都市ガス | - | - | - | - |
| 11 | 豊国石油(株) | 高石市高砂2-6 | 1,700 | ✓ | 330.0 | その他液体燃料 | - | - | - | - |
| 12 | 日本エイアンドエル(株)大阪工場 | 高石市高砂1丁目6番地 | 1,900 | ✓ | 229.0 | その他気体燃料 | - | - | - | - |
| 13 | (株)プライムポリマー大阪工場 | 高石市高砂1丁目6番地 | 1,900 | ✓ | 476.0 | その他液体燃料 | - | - | - | - |
| 14 | 三井化学(株)大阪工場 | 高石市高砂1丁目6番地 | 1,900 | ✓ | 19,764.0 18,307.0 10,444.0 3,355.1 1,086.0 544.0 118.0 308.0 | C重油,その他液体燃料,その他気体燃料 その他液体燃料 LNG,その他気体燃料 その他気体燃料 その他液体燃料,その他気体燃料 その他液体燃料,LNG LPG -(不明) | ✓ | 第一種 | 石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) | 1,646,889 |

※燃料の燃焼能力(重油換算)。黄色で着色した施設はエネルギー需要の有無にあたって考慮した施設を示す。

出典:「大気関係届出施設一覧(ばい煙等)」、環境省「事業者別CO₂排出量情報」(令和3年度)を基に作成



- 凡例
- 大気汚染防止法に基づく届出施設
 - 特定事業所排出者
 - 上記いずれにも該当するもの

③ エネルギー供給施設（農地）の有無

■配点のポイント

「廃棄物エネルギー利活用高度化マニュアル」（平成 29 年 3 月 環境省）では、「1km 程度までの範囲で温熱供給されていることが多い。」とされており、動静脈連携の観点から、農地での温熱等の利用の可能性を考慮して、1 kmの範囲内の農地を対象として評価する。

「ごみ処理施設設備の計画・設計要領」において示されている施設園芸 10,000m²の必要熱量 6,300～15,000MJ/h（重油換算 161～384L/h）を参考に、エネルギー供給施設（工場）と概ね同様のエネルギー需要に基づく評価基準となるよう考慮して、面積ベースの評価基準を設定した。

- ◎（11 点）：1km 以内に農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO₂）需要が多く存在する。
（面積合計が 2ha 以上）
- （7 点）：1km 以内に農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO₂）需要がある。（面積合計が 1ha 以上 2ha 未満）
- （4 点）：1km 以内に農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO₂）需要がわずかにある。
（面積合計が 1ha 未満）
- △（0 点）：1km 以内に農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO₂）需要がない。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地（泉北クリーンセンター） | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|--|--|--|
| △（0 点） 1km 以内に農地（畑）面積が 2.6ha 存在するが、ハウスを設けている農地は存在しないため、農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要がない。 ※詳細図参照。ハウスの設置状況は航空写真により確認 | △（0 点） 1km 以内に農地が存在せず、農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要がない。 | △（0 点） 1km 以内に農地が存在せず、農地（ハウス農家）のエネルギー（熱、CO ₂ ）需要がない。 |

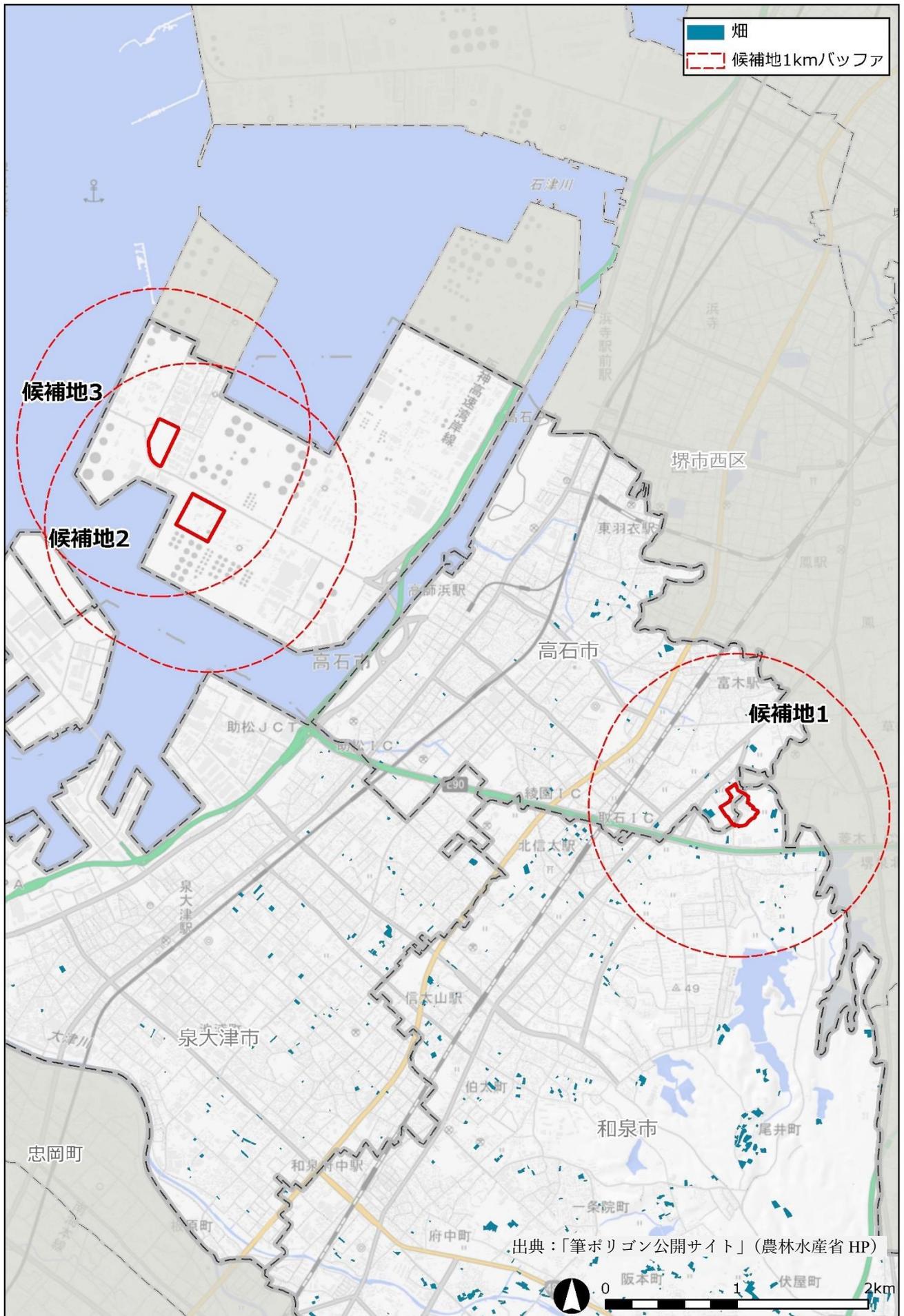
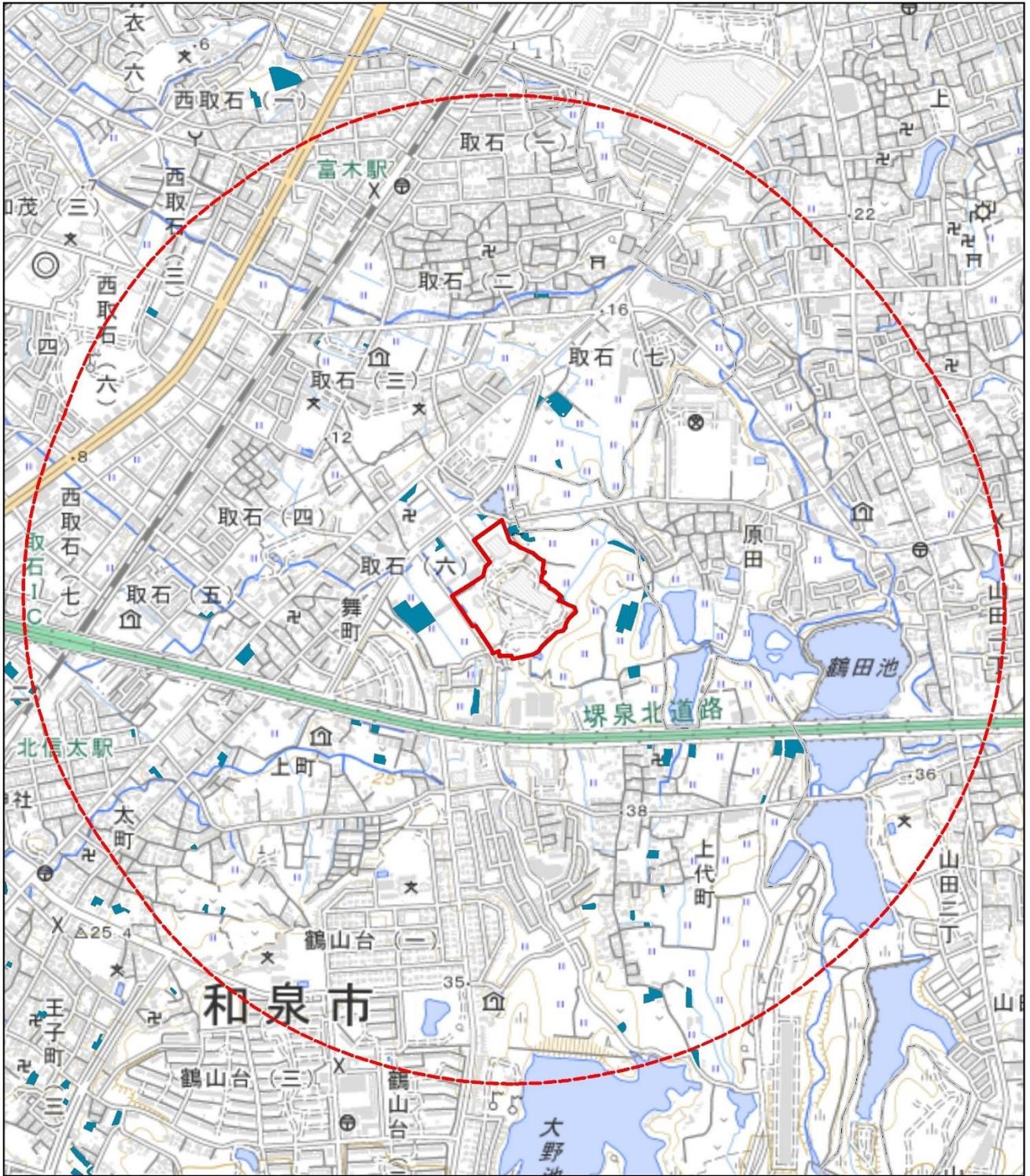
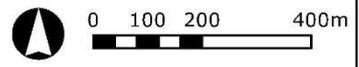


図 エネルギー供給施設（農地）



畑
 候補地1kmバッファ

| | 畑 |
|----------------------|-----|
| 和泉市 | 1.6 |
| 高石市 | 1.0 |
| 1kmBuffer内面積 (ha) | 2.6 |



出典：「筆ポリゴン公開サイト」（農林水産省 HP）

図 エネルギー供給施設（農地）（候補地1）

④ その他のエネルギー利用・脱炭素化の可能性

■配点のポイント

ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用・脱炭素化について、文献調査により把握する「送電」「工業利用」「農業利用」以外の観点で有効なエネルギー利用・脱炭素化ができる場合に評価対象とする。

なお、地域循環共生圏の形成の観点から、施設周辺の生産拠点（動脈産業）や資源の再利用施設（静脈産業）も考慮し、動静脈連携も見据えた整理・評価を行う。

◎（11点）：その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能であり、特に評価できる。

○（7点）：その他のエネルギー利用・脱炭素化が可能である。

△（0点）：その他のエネルギー利用・脱炭素化の利活用は難しい。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|---------------------------|-------------------------|------------|
| 6点 | 10点 | 8点 |

※各候補地の採点結果は、各委員による採点結果の平均値とした。

なお、評価に用いる点数は整数値とし、小数第1位を四捨五入することにより算定した。

①候補地1（現有地（泉北クリーンセンター））の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|---|----|
| <p>現在も活用されている温水プールが近くにあり、地域振興に係る施設として活躍している。</p> <p>エネルギー利用及び脱炭素は既にも実施済みであり、特に評価できる。なお、廃棄物発電による地域での活用は、どの候補地であっても可能と考える（3市1組の公共施設に供給済み）。</p> | 11 |
| <p>すでに、隣接施設へ温水供給を行っている。またEVバッカー車への電力供給及び蓄熱輸送も設備ができれば可能と思われる。ただし、熱源を利用する施設は他所に比べると少ないと思われる。バイオガспラントとの併設は敷地的には限定的になると考えられる。</p> | 7 |
| <p>周辺に住宅、農地、公共施設等が存在する立地であることから、例えば温水プール施設等への利用は可能と考えられるが、利用可能量は限定される。廃棄物発電等による電力供給については一定の可能性はある。</p> | 7 |
| <p>現行においても温水プールをはじめ公共施設へのエネルギー供給がなされており、現行地での更新となれば引き続きエネルギーの供給が可能となって地域振興にも寄与するものとなる。</p> | 7 |
| <p>廃棄物発電の廃熱を周辺施設へ熱供給することは可能であるが、そのエネルギー利用は施設に近接した地区に限られる。</p> | 7 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給施設 排熱の農業利用、CO₂の農業利用について現状でほとんど目処が立っていない上、長期に渡って農業が行われるという見通しが分からない。 ・その他のエネルギー利用 温水プールや福祉施設での利用可能性はあるものの、ポテンシャルは、他の2地区と比べて小さい。 ・CCUS 可能性がほぼない。 | 0 |
| <p>住宅地周辺であり排熱やCO₂の利用可能性として温水プール以外に量的な活用は難しい。</p> <p>熱供給するプールまで民地や公道を横断する必要がある。</p> | 0 |
| <p>合 計</p> | 39 |

②候補地 2（ENEOS 大阪事業所跡地）の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|--|-----------|
| <p>施設の立地場所が工業地帯であるために、熱の利用は様々な可能であると考えられる。例えば、メチルシクロヘキサンからの水素の脱離反応においては熱エネルギーが必要であり、この立地では一つの供給源として機能する可能性がある。</p> <p>また EV パッカー車への電力供給及び蓄熱輸送も設備ができれば可能と思われる。バイオガスプラントとの併設も可能である。</p> <p>さらに周辺が水素供給基地になり、比較的容易に手に入れることができれば、CO₂のメタン化（メタネーション）も可能性がある。大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画にも合致する。</p> | 11 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給施設 蒸気、温水を近隣工場等で産業利用出来る可能性が高い。候補地 2 と候補地 3 とでは距離や規模はそれぞれ一長一短であり、甲乙付けがたい。熱導管、パイプラインなどの敷設は候補地 2 が容易で可能性は高そうだが、現時点で確約されておらず、差を付けるのは難しいと判断した。 ・その他のエネルギー利用 メタンガスを有効に利用できる可能性がある。 マイクログリッド構築の可能性が高い。 ・CCUS コンビナート連携などにより、脱炭素化に貢献できる可能性がある。 | 11 |
| <p>隣接する工場での電力、排熱利用の可能性に加えて、廃棄物発電やメタン発酵等をおこなった場合に、敷地内で別施設を建設することにより利用できる可能性がある。この点については、他の 2 候補地と比較して将来の拡張可能性という観点で評価できる。</p> | 11 |
| <p>3 候補地のうち最も副次的エネルギーの多角的な有効活用が見込まれる可能性がある。</p> <p>マイクログリッドの構築で安定的な副次的エネルギーの供給利用が可能となる。</p> <p>とりわけ蓄熱やメタンガスの供給に際して公道を横断せずに敷地内で完結することが可能である。</p> | 11 |
| <p>現行施設からの移転となると、温水プール等へのエネルギー供給が困難となって施設運営に支障をきたす可能性が高くなるが、一方で、当該地の周辺環境や敷地面積の拡大を考慮すれば新たなエネルギー活用や脱炭素化の推進の可能性が他の候補地に比べてより高く見いだせるのではないかとと思われる。</p> | 11 |
| <p>地域エネルギーの供給拠点として、廃棄物発電を、自己託送や自治体新電力を介した供給方法や CCUS 以外に、自営線マイクログリッドの方法により地域で活用できる点を特に評価。</p> | 11 |
| <p>マイクログリッドやメタンガス利用及び CCUS 等が他候補地に比べ、取組事例に記載されているが、現地踏査の際、メタンガスのエネルギー利用については検討段階と回答されており、エネルギー利用及び脱炭素の可能性は未知数。なお、廃棄物発電による地域での活用は、どの候補地であっても可能と考える。</p> | 7 |
| <p>合 計</p> | <p>73</p> |

③候補地3（高砂公園）の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|--|----|
| <p>施設の立地場所が工業地帯であるために、熱の利用は様々に可能であると考えられる。例えば、メチルシクロヘキサンからの水素の脱離反応においては熱エネルギーが必要であり、この立地では一つの供給源として機能する可能性がある。またEVパッカー車への電力供給及び蓄熱輸送も設備ができれば可能と思われる。バイオガスプラントとの併設については、候補地2と比べると厳しいかもしれない。さらに周辺が水素供給基地になり、比較的容易に手に入れることができれば、CO₂のメタン化（メタネーション）も可能性がある。大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画にも合致する。</p> | 11 |
| <p>○（マイクログリッド可能なら◎）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給施設 蒸気、温水を近隣工場等で産業利用出来る可能性が高い。候補地2と候補地3とでは距離や規模はそれぞれ一長一短であり、甲乙付けがたい。熱導管、パイプラインなどの敷設面でのハードルは相対的に高いが、現時点で確約されておらず、差を付けるのは難しいと判断した。 ・その他のエネルギー利用 メタンガスを有効に利用できる可能性がある。 マイクログリッド構築は難しい？ ・CCUS コンビナート連携などにより、脱炭素化に貢献できる可能性がある。 | 7 |
| <p>周辺でのメタンガス、電力、排熱利用は可能であるが、敷地面積の観点からは利用のための施設を設置する困難であることから評価を候補地2よりは下げた。</p> | 7 |
| <p>マイクログリッドの構築で安定的な副次的エネルギーの供給利用が可能となる。蓄熱やメタンガスの供給に際しては公道を横断する必要がある。</p> | 7 |
| <p>現行施設からの移転となると、温水プール等へのエネルギー供給が困難となって施設運営に支障をきたす可能性が高くなるが、一方で、当該地の周辺環境を考慮すれば新たなエネルギー活用や脱炭素化の推進の可能性が見いだせるのではないかとと思われる。</p> | 7 |
| <p>メタンガス利用及びCCUS等が他候補地に比べ、取組事例に記載されているが、現地踏査の際、メタンガスのエネルギー利用については検討段階と回答されており、エネルギー利用及び脱炭素の可能性は未知数。なお、廃棄物発電による地域での活用は、どの候補地であっても可能と考える。</p> | 7 |
| <p>地域エネルギーの供給拠点として、廃棄物発電を、自己託送や自治体新電力を介した供給方法やCCUSにより地域でそのエネルギー利用・脱炭素化が可能。</p> | 7 |
| <p>合 計</p> | 53 |

(2) エネルギー以外の施設利活用

① 資源循環に係る施設利活用

■配点のポイント

施設整備に望ましい立地特性の方向性を踏まえ、ごみ処理に伴う副次的なエネルギーの有効活用とともに、地域循環共生圏の構築の観点で資源循環に係る施設利活用ができると施設の付加価値が高まることから、評価対象とする。

なお、地域循環共生圏の形成の観点から、施設周辺の生産拠点（動脈産業）や資源の再利用施設（静脈産業）も考慮し、動静脈連携も見据えた整理・評価を行う。

◎（11点）：資源循環に係る利活用が可能であり、特に評価できる。

○（7点）：資源循環に係る利活用が可能である。

△（0点）：資源循環に係る施設利活用は難しい。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|---------------------------|-------------------------|------------|
| 7点 | 9点 | 9点 |

※各候補地の採点結果は、各委員による採点結果の平均値とした。

なお、評価に用いる点数は整数値とし、小数第1位を四捨五入することにより算定した。

①候補地1（現有地（泉北クリーンセンター））の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|--|----|
| 一般廃棄物のプラスチックリサイクルの収集拠点としては利活用が可能であると考えられる。 | 7 |
| ・プラスチックリサイクル プラ資源の原料としての利用は、輸送面のデメリットが若干あるものの、やる気になれば可能と考える。 | 7 |
| プラ資源を循環型素材として活用することは現存の隣接施設を利用して可能であるがそれ以外は施設設置のスペース等のことを考えるとやや困難である。 | 7 |
| プラ資源のリサイクルは限定的で現状を超えることが期待できない。 | 7 |
| 現行、資源化センター「エコトピア」において、資源物の分別・利活用を行っているところであるが、施設の更新によって新たな資源循環システムの構築が可能となる。 | 7 |
| プラスチックリサイクルについては、どの候補地でも資源循環に係る利用が可能である。 | 7 |
| プラ資源を循環型素材として活用し、リサイクル施設としての利活用は可能。プラ資源を化学原料として活用し、プラスチックのリサイクル工場としての利活用は可能 | 7 |
| 合 計 | 49 |

②候補地 2（ENEOS 大阪事業所跡地）の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|--|----|
| <p>敷地に余裕があるため、プラスチックの収集だけでなく、ソーティングセンターとしての利活用が可能であると思われる。これらは、大阪府の近隣都市なども視野に入れることは可能であり、また産業廃棄物のプラスチックリサイクルとの連携も可能と思われる。</p> <p>さらには、二酸化炭素回収装置を設置することが可能な面積であると考えられる。本候補地は日本で9か所しかない石油化学コンビナートのうちの1つと隣接していることから、カーボンリサイクルの拠点になりえる。</p> <p>大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画との相乗的な取り組みが期待できる可能性がある。</p> | 11 |
| <p>コンビナート連携による新たな資源循環の可能性が大きく先端的な施設としての運用が期待できる。</p> | 11 |
| <p>現行、資源化センター「エコトピア」において、資源物の分別・利活用を行っているところであるが、当該候補地に移転することで、敷地面積の拡大をはじめ周辺環境を考慮すれば、新たな資源循環システムの構築の可能性が広がるものと思われる。</p> | 11 |
| <p>プラ資源を循環型素材として活用し、リサイクル施設としての利活用は可能。プラ資源を化学原料として活用し、プラスチックのリサイクル工場としての利活用できることに加え、プラ製造業として利活用できる点を特に評価。</p> | 11 |
| <p>・プラスチックリサイクル</p> <p>プラ資源の原料としての利用は、体制を整えれば可能。</p> <p>物理的な距離が近いことで連携を模索する機運も高まりやすく、実現の可能性は候補地1よりも高いとは思いますが、確定しているわけではないことから差を付けることは困難であると判断した。</p> | 7 |
| <p>プラ資源の素材および化学原料としての利用は十分に可能である。ただし、実際の利活用は将来の設備導入に依存するところが多い。</p> | 7 |
| <p>プラスチックリサイクルについては、どの候補地でも資源循環に係る利用が可能である。</p> | 7 |
| <p>合 計</p> | 65 |

③候補地3（高砂公園）の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|--|----|
| <p>候補地2に比べると敷地に余裕はないが、プラスチックの収集だけでなく、ソーティングセンターとしての利活用が可能であると思われる。</p> <p>ただ、敷地余裕は大きくないことから、他市や産業廃棄物との連携は相対的に厳しい可能性はある。</p> <p>さらには、二酸化炭素回収装置を設置することが可能な面積であると考えられる。</p> <p>本候補地は日本で9か所しかない石油化学コンビナートのうちの1つに隣接していることから、カーボンリサイクルの拠点になりえる。</p> <p>大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画との相乗的な取り組みが期待できる可能性がある。</p> | 11 |
| <p>コンビナート連携による新たな資源循環の可能性が大きく先端的な施設としての運用が期待できる。</p> | 11 |
| <p>プラ資源を循環型素材として活用し、リサイクル施設としての利活用は可能。</p> <p>プラ資源を化学原料として活用し、プラスチックのリサイクル工場としての利活用できることに加え、プラ製造業として利活用できる点を特に評価。</p> | 11 |
| <p>・プラスチックリサイクル</p> <p>プラ資源の原料としての利用は、体制を整えれば可能。</p> <p>物理的な距離が近いことで連携を模索する機運も高まりやすく、実現の可能性は候補地1よりも高いとは思いますが、確定しているわけではないことから差を付けることは困難であると判断した。</p> | 7 |
| <p>候補地2と同様の利用は期待できる。ただし、用地の制約、周辺が公道のためやや周辺への展開には制限がある。</p> | 7 |
| <p>現行、資源化センター「エコトピア」において、資源物の分別・利活用を行っているところであるが、当該候補地に移転することで、新たな資源循環の仕組みの構築が可能となる。</p> | 7 |
| <p>プラスチックリサイクルについては、どの候補地でも資源循環に係る利用が可能である。</p> | 7 |
| <p style="text-align: center;">合 計</p> | 61 |

② 地域振興に係る施設利活用

■配点のポイント

一般廃棄物処理施設は地域振興の場となりうることから、環境教育、地元振興に係る施設の利活用ができると施設の付加価値が高まることから、評価の対象とする。

- ◎（11点）：地域振興の利活用が可能であり、特に評価できる。
- （7点）：地域振興の利活用が可能である。
- △（0点）：地域振興の施設利活用は難しい。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|---------------------------|-------------------------|------------|
| 8点 | 9点 | 7点 |

※各候補地の採点結果は、各委員による採点結果の平均値とした。

なお、評価に用いる点数は整数値とし、小数第1位を四捨五入することにより算定した。

①候補地1（現有地（泉北クリーンセンター））の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|--|----|
| 環境教育へ活用されることを期待する。 | 11 |
| <p>他候補地に比べ、小中学生が施設見学している環境教育を実施する際は、市街地に立地していることから、移動が容易。</p> <p>現有地においては、周辺住民や近隣学校とも良好な関係を築いており、泉北クリーンフェスティバルでも連携して行っていることから、他候補地に比べ極めて地域振興の利活用が可能であり、特に評価できる。</p> | 11 |
| <p>環境教育の場としては、現状でも機能されていることと思われる。</p> <p>また、環境教育は中身が重要であり、市街地、工業地帯ではあまり違いはないと思われる。</p> <p>ただ、市街地にあることで、周辺の住民における環境教育やエコイベントなどの拠点となりうる。</p> <p>敷地が他所に比べて小さいことから、付加的な施設を建設することは難しいと思われる。</p> <p>これまでの延長線上の施設になる可能性があり、他地域からの見学者の来訪などについては、限られると思われる。</p> | 7 |
| <p>・アクセスのしやすさ</p> <p>市街地に立地しており、他の地域と比べて市民のアクセスへのハードルは低いかもしれないが、現時点では判断が難しい。明確な差はないと判断した。</p> | 7 |
| <p>他の候補地と比較して、周辺が住宅地であり、住民がアクセスしやすいという点で優位点がある。</p> <p>利活用の方法としては環境教育などが想定されるが、用地の関係上、公園等としての利用はやや困難である。</p> | 7 |
| <p>現時点においても、毎年度クリーンフェスティバルの開催やリサイクル品の無償譲渡会を開催するなど、ごみの減量化や4Rの推進などの資源循環型の社会の必要性について啓発活動を行っており、新たに更新整備される施設においても同様に引き続き環境教育の推進に寄与するものと思われる。</p> | 7 |
| <p>現在も地元小学生の社会見学やクリーンフェスティバルなど、環境教育の場として利活用しており、地域振興の利活用が可能。</p> | 7 |
| 合 計 | 57 |

②候補地 2（ENEOS 大阪事業所跡地）の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|---|----|
| <p>工業地帯にあり、周辺に住んでいる人はいないことから、近隣地域の拠点とはなりにくい。ただ、施設を訪問する人への環境教育は中身が重要であり、市街地、工業地帯ではあまり変わらない。敷地に余裕があるため、付加的な施設を建設することは可能である。脱炭素や資源循環の最新設備を導入することは敷地的には余裕があり、かつ近隣の産業との連携ができる立地にあることから、関連施設を誘致することも可能である。また、それらが建設され、稼働されたときには大きな観光資源（国内外から関心の高い施設）になりえ、地域振興につながる可能性がある。</p> | 11 |
| <p>工業地帯というアクセスの面で不利な部分はあるが、過去にはイベント等の実施実績があるようである。</p> <p>周辺整備と連携した学生向けの見学などの環境教育、駐車場整備と一体化したキッズスペースの設置など、用地の広さや周辺環境を活かした利用が他の候補地と比較すると特に期待できる。</p> | 11 |
| <p>環境教育へ活用されることを期待する。</p> | 11 |
| <p>現行施設では、毎年度クリーンフェスティバルの開催やリサイクル品の無償譲渡会を開催するなど、ごみの減量化や4Rの推進などの資源循環型の社会の必要性について啓発活動を行っているが、新たに当該候補地において更新整備される施設においては、施設の周辺環境が大きく異なることや敷地面積の拡大などによって、これまでとは違った環境教育の推進、地域振興が図れるのではないかと期待できる。</p> | 11 |
| <p>・アクセスのしやすさ</p> <p>工業地域内にあり、一般市民が気軽にアクセスしやすいかやや疑問が残る。受入体制を整えれば良いと思うが、現時点では判断が難しい。明確な差はないと判断した。</p> | 7 |
| <p>臨海地域では、施設見学における環境教育を実施する際、移動が困難となる。バスの調達など追加費用がかかる。</p> <p>泉北クリーンフェスティバルも3市住民の参加が難しくなり、地域振興の施設利活用は可能ではあるものの、候補地①に比べ困難となる。</p> | 7 |
| <p>臨海部においても、地元小学生の社会見学やクリーンフェスティバルなど、環境教育の場として利活用が可能。</p> | 7 |
| <p>合 計</p> | 65 |

③候補地3（高砂公園）の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|--|----|
| 環境教育へ活用されることを期待する。 | 11 |
| 工業地帯にあり、周辺に住んでいる人はいないことから、近隣地域の拠点とはなりにくい。ただ、施設を訪問する人への環境教育は中身が重要であり、市街地、工業地帯ではあまり変わらない。敷地は候補地2ほどは余裕がないことから、周辺産業の可能性を考慮すると、脱炭素や資源循環の最新設備の導入は限定的となる可能性はある。 | 7 |
| ・アクセスのしやすさ 公園として利用されていたこと、文化財が存在することから一般市民がアクセスしやすいと思うが、有意な差があるのか、現時点では判断が難しい。明確な差はないと判断した。 | 7 |
| 現行施設では、毎年度クリーンフェスティバルの開催やリサイクル品の無償譲渡会を開催するなど、ごみの減量化や4Rの推進などの資源循環型の社会の必要性について啓発活動を行っているが、新たに当該候補地において更新整備される施設においては、施設の周辺環境が大きく異なることから、これまでとは違った環境教育の推進、地域振興が図れるのではないかと期待できる。 | 7 |
| 臨海地域では、施設見学における環境教育を実施する際、移動が困難となる。バスの調達など追加費用がかかる。 泉北クリーンフェスティバルも3市住民の参加が難しくなり、地域振興の施設利活用は可能ではあるものの、候補地①に比べ困難となる。 | 7 |
| 臨海部においても、地元小学生の社会見学やクリーンフェスティバルなど、環境教育の場として利活用が可能。 | 7 |
| 候補地1と同様に用地面積が限られており、公園や環境教育の場としての利用も困難であると判断できる。さらに、工業地帯というアクセスの面で不利であるため、候補地1より評価を下げている。 | 0 |
| 合 計 | 46 |

③ その他の施設の利活用

■配点のポイント

エネルギー、資源循環及び地域振興以外に施設の利活用に係る付加価値がある場合は、その付加価値について評価対象とする。

- ◎（11点）：エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能であり、特に評価できる。
- （7点）：エネルギー、資源循環及び地域振興以外の利活用が可能である。
- △（0点）：エネルギー、資源循環及び地域振興以外の施設利活用は難しい。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1： 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2： ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3：高砂公園 |
|---------------------------|-------------------------|------------|
| 4点 | 9点 | 5点 |

※各候補地の採点結果は、各委員による採点結果の平均値とした。

なお、評価に用いる点数は整数値とし、小数第1位を四捨五入することにより算定した。

①候補地1（現有地（泉北クリーンセンター））の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|---|----|
| 上町断層帯が隣にあるとはいえ、地域の防災拠点としては機能すると思われる。また、施設が市街地に存在する利点として、フェイズフリーの周辺の住民の直接的な防災拠点となりえる。 | 7 |
| 災害時の防災拠点として活用できる。 | 7 |
| 市街地で内陸部に立地するため、他候補地と比べると災害時の防災拠点としての利活用は可能である。 広域処理の拠点及び民間事業者との連携拠点が取組事例として記載されているが、第4回立地検討委員会でも議論したとおり、見込も定かではないため、評価に含めていない。 | 7 |
| ごみ焼却に伴い発生する電力、熱を安定して供給できる。近隣自治体や民間事業者と連携し、施設を利活用することが可能。 | 7 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点 いずれも災害時の復興拠点となり得る。敷地面積の点からは発展性が限られており、やや不利。 被災状況によって復興拠点としての貢献度合いが異なることも予想されるが、それは災害の項目で評価するとして、ここでは差がないと評価した。 ・ 広域処理拠点 敷地面積の制約や、住宅地域にあることから、他地域の廃棄物を受け入れての処理は難しいように思われる。 ・ 民間事業者との連携拠点 敷地面積の制約や、住宅地域にあることから、難しいように思われる。 | 0 |
| 他の候補地と比較して、標高が高い位置に立地しており、例えば大雨時の防災拠点との利用の可能性はあるが、スペースの確保などが困難と考えられる。 | 0 |
| 施設の更新整備により強靱な処理システムの構築が可能となるほか、災害発生時におけるエネルギー供給源となったり、地域の防災活動への支援なども可能となる。但し、近隣自治体との連携や広域化については、現状の周辺自治会や住民の理解を得られるかなど調整が困難ではないかと思われる。 | 0 |
| 合 計 | 28 |

②候補地2（ENEOS 大阪事業所跡地）の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|--|----|
| <p>防災拠点にはなりえるが、沿岸部であり、本候補地の地盤をかさ上げしたとして、施設自体が津波の影響を免れることは可能であるが、アクセスルートなどにやや不安はあり、アクセスルートへのケアも必要である。</p> <p>一方で、敷地に余裕があることから、近隣都市との連携をとって、この場所を大阪府あるいは近畿の資源循環・廃棄物処理の拠点、さらにはカーボンリサイクルの拠点とし、様々な施設を誘致できれば、きわめて効率的な処理及び資源循環が可能となる。大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画との相乗的な取り組みが期待できる可能性がある。</p> | 11 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点 いずれも災害時の復興拠点となり得る。敷地面積の点からは最も発展性があると思われる。 被災状況によって復興拠点としての貢献度合いが異なることも予想されるが、それは災害の項目で評価するとして、ここでは差がないと評価した。 ・ 広域処理拠点 敷地が広く、広域処理の拠点としての発展性がある。 ・ 民間事業者との連携拠点 周辺地域の企業等が未確定なため判断しづらいが、現時点では自由度も高く、動静脈連携としての発展性は最もあると思われる。 | 11 |
| <p>さまざまな可能性についてゼロベースで検討が可能である。</p> <p>とりわけ将来の広域化に向けた視点は現在の市民だけでなく将来世代にとって魅力的であり、多様な主体との連携を模索することで、和泉市、高石市、泉大津市が環境防災政策における全国の最先端モデルを提示することができる。</p> | 11 |
| <p>施設の更新整備により強靱な処理システムの構築が可能となるほか、災害発生時におけるエネルギー供給源となったり、地域の防災活動への支援なども可能となる。</p> <p>なお、当該地においては、現行施設に比べて大幅な敷地面積の拡大が見込まれることから、新たな機能の付加や施設の増設などへの対応も比較的容易で、更なる広域化処理の可能性もより現実的に考えられる。</p> | 11 |
| <p>ごみ焼却に伴い発生する電力、熱を安定して供給できる。事業所跡地の敷地内に候補地以外のスペースが存在し、近隣自治体との連携において、将来の広域化の拠点として施設を利活用できる点を特に評価。</p> <p>事業所跡地の敷地内に候補地以外のスペースが存在し、民間事業者と連携し、施設を利活用できる点を特に評価。</p> | 11 |
| <p>地震時に埋立地へのアクセスを確保することにより、防災拠点としての利用は可能。また、広域廃棄物処理の拠点、民間事業者との連携拠点としての可能性も用地の広さ、アクセスのしやすさの観点から期待できる。</p> | 7 |
| <p>臨海地域に立地するため、候補地①と比べると災害時の防災拠点としての利活用は難しい。広域処理の拠点及び民間事業者との連携拠点が取組事例として記載されているが、第4回立地検討委員会でも議論したとおり、見込も定かではないため、評価に含めていない。</p> | 0 |
| <p>合 計</p> | 62 |

③候補地3（高砂公園）の採点結果の概要

| 理由・ご意見 | 点数 |
|--|----|
| <p>防災拠点にはなりえるが、沿岸部であり、本候補地の地盤をかさ上げしたとして、施設自体が津波の影響を免れることは可能であるが、アクセスルートなどにやや不安はあり、アクセスルートへのケアも必要である。</p> <p>大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画との相乗的な取り組みが期待できる可能性がある</p> | 7 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点 いずれも災害時の復興拠点となり得る。敷地面積の点からは候補地2よりやや劣ると思われる。 被災状況によって復興拠点としての貢献度合いが異なることも予想されるが、それは災害の項目で評価するとして、ここでは差がないと評価した。 ・ 広域処理拠点 敷地はそれなりに広く、広域処理の拠点としての発展性があるが、公道に囲まれた公園であり、候補地2よりはやや劣る。 ・ 民間事業者との連携拠点 連携拠点となる可能性はあるものの、敷地面積や、周辺状況などから、動静脈連携の発展性は、候補地2より劣ると思われる。 | 7 |
| <p>災害時の防災拠点として活用できる。</p> | 7 |
| <p>施設の更新整備により強靱な処理システムの構築が可能となるほか、災害発生時におけるエネルギー供給源となったり、地域の防災活動への支援なども可能となる。</p> <p>また、近隣自治体との連携や広域化についても可能性がある。</p> | 7 |
| <p>ごみ焼却に伴い発生する電力、熱を安定して供給できる。</p> <p>近隣自治体や民間事業者と連携し、施設を利活用することが可能。</p> | 7 |
| <p>候補地2と同様の利用可能性はあるが、用地の広さ等の面で不利な部分がある。</p> | 0 |
| <p>臨海地域に立地するため、候補地①と比べると災害時の防災拠点としての利活用は難しい。</p> <p>広域処理の拠点及び民間事業者との連携拠点が取組事例として記載されているが、第4回立地検討委員会でも議論したとおり、見込も定かではないため、評価に含めていない。</p> | 0 |
| <p>合 計</p> | 35 |

④ 将来の建て替え用地の確保

■配点のポイント

新たな施設については、用地確保の手續や都市計画手續が不要となるため、その次の施設用地も確保できていることが望ましいことから、評価基準とした。

◎ (11点) : 将来の建て替え用地が確保できる。

△ (0点) : 将来の建て替え用地の確保は難しい。

■各候補地の採点結果

| 候補地 1 : 現有地(泉北クリーンセンター) | 候補地 2 : ENEOS 大阪事業所跡地 | 候補地 3 : 高砂公園 |
|---------------------------------------|--|---------------------------------------|
| △ (0点) 用地が十分ではなく、将来の建て替え用地の確保は難しい。 | ◎ (11点) 用地が十分存在することから、将来の建て替え用地の確保が可能である。 | △ (0点) 用地が十分ではなく、将来の建て替え用地の確保は難しい。 |

※建て替え可否については、現有地の状況やメーカーアンケートの回答を踏まえて整理。